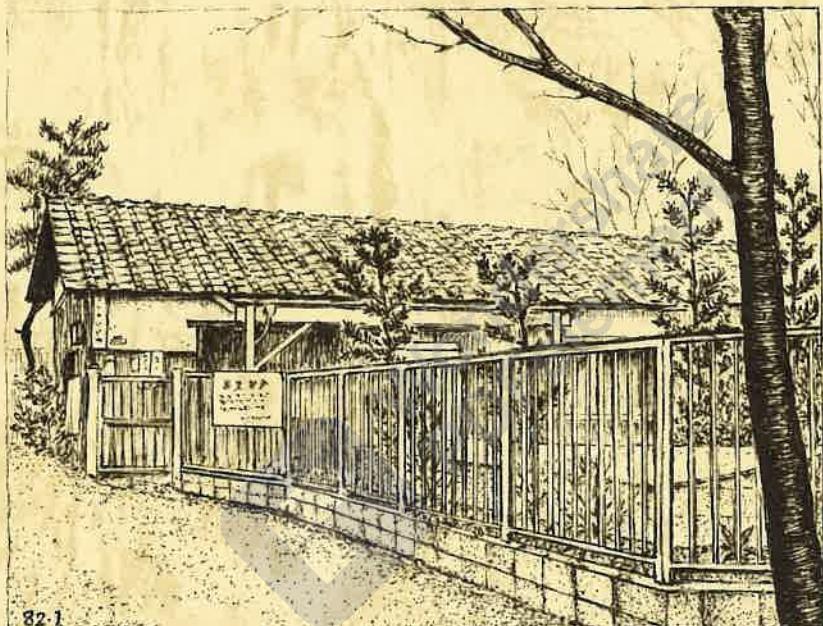


水道部会のあゆみ



昭和57年3月

大泉住宅共栄会水道部会

発刊のことば

大泉共栄会の水道は昭和17年頃から建設され、約40年の歴史を持っております。この間、水道部会員の皆様の奉仕と努力の積み重ねにより、生活に必要な水を滞りなく供給し、充実発展してまいりました。日本に沢山ある私設水道の中でも、住民の自治により運営されているすぐれた水道施設の一つであると思います。

たまたま、水道部会員の方々から水道の歴史を書き綴っておいたら有意義ではないかという声がありましたので、水道部会史編集の件を昭和55年5月の総会にはかりましたところ満場一致でご承認頂きました。この目的は、この水道の歴史をたずね、先輩のご苦労のあとをしのび、水道部会の組織、施設・設備、日常業務、経理・会計などの変遷を調査・記録し、将来永く存続して行くための資料として残したいということです。

総会の議決に従い、水道部会史編集委員会が発足し、部会史編集事業を進めてまいりました。委員の皆様方の2カ年にわたるご苦労の結果、このたび発刊のはこびとなりました。内容は委員会で十分検討され審議を重ねたものでございます。部会員の皆様が当水道部会の過去をたずねるとともに将来の発展のために役立てて頂ければ幸に存じます。

なお、本書の出版に対して献身的な努力を払われました編集委員会の委員長・副委員長・委員各位に対し、深い敬意と心からの謝意を表したいと存じます。

昭和57年1月15日

大泉住宅共栄会水道部会

委員長 中山泰喜

まえがき

昭和55年5月の水道部会の総会で、中山泰喜委員長から提出されました水道部会史編集のご意見については、かねがね伺っていたことでしたが、資料等が残されているのかどうかが気がありで、なかなかご苦労なお仕事であろうと思いました。しかし、そのご趣旨は、大切な水道の永続することを願い、将来の運営に当って参考となる40年の歩みを記録することですから、ぜひやっていただきたいと思いました。

ところが、このご提案が承認された段階で、私に編集委員会の長をせよということで、はなはだ困った次第です。健康上の理由もあってご辞退したのですが、それもかなわず名前のみつらねたにすぎません。その後のほとんどの仕事は吉本市さんにお願いし、委員各位の分担作業により、ここに出版の運びとなったわけです。その間の20回を越える会合や、さらに執筆のために費されたご苦労は、いずれもまったくのご奉仕であり、それが水道部会の従来の慣習とはいえ、あらためて厚く御礼を申し上げると共に、何もなすところなく過しました小生の無能をお許しいただきたいと思います。

水道部に残っておりました資料や、その他古くからのことをご存じの方々のご記憶などを中心に、運営上の問題や、設備の改善等につき、自治的な住民の組織が450世帯の大切な水源と安定した給水とを維持してきました40年の歩みが、今更のようになつかしく回想されます。各委員の分担や、用いられた資料や、その他細部にわたるご苦心については、あとがきをご覧いただきます。

終わりに、この小冊子が今後の水道部の事業にお役に立ちますことをねがい、ご挨拶にかえさせていただきます。また各委員諸氏はもとより、会合の世話や原稿のコピー等に甚大なお手伝いをお願いしました加藤さんや山口さんのご苦心については、重ねて御礼を申し上げます。

昭和57年1月15日

水道部会史編集委員会

委員長 高木 純一

目 次

まえがき

第1章 概 要

水道部会の特色	組織と運営	施設の変遷	日常の業務	経理と会計 1
---------	-------	-------	-------	-------	---------

第2章 組織と運営

1節 創設期 4			
水道の起源	共栄会の発足	水道施設の獲得	水道の危機	
2節 確立期 7			
改革の願い	水道部会の独立	課題解決への努力		
3節 充実期 11			
あらまし	委員会の構成	委員会の運営	専門委員会	総会

第3章 施設・設備の変遷

1節 地層と地下水脈 16	
2節 井戸と揚水ポンプ 17	
1号井戸	2号井戸	揚水ポンプの運転制御
3節 地下水位の変化 21	
4節 地下貯水槽 22	
5節 送水方式 22	
地上ポンプと圧力タンクによる方式	全自動運転による直送方式	
6節 電力使用量の変遷 27	
7節 給水配管系 27	
配管	弁類ならびに管接続部	
8節 給水量の変遷 29	
9節 水質管理 31	
水質検査	電解式塩素滅菌装置	次亜塩素酸ナトリウム生成装置
滅菌効果の検定		

10節 消火栓	33
11節 非常時の対策	34
12節 土地・建物の変遷	34

第4章 維持運営の努力

1節 従業員	36
2節 施設の維持運営	37
揚水設備　　送水設備　　新送水設備　　埋設配管　　井戸水の滅菌	
自家発電設備	
3節 日常業務	43
会計　　報告書類　　日常の記録　　その他の業務	
4節 その他の出来事	44

第5章 会計・経理の経過

1節 組織・制度	46
予算・決算　　組織の運営　　費目	
2節 料金制度	48
経費の分担　　料金の経過	
3節 経理・経営の状況	50
施設・設備　　水道施設引当金　　収支の状況	

第6章 回顧と展望

素人委員でもやればできる	55
井戸が壊れやしないか?!	58
思い出すことども	59
ポンプは生きている	60
後藤さん	61
幸せはひとりでには来ない	62
自然と人と機械と	63
展　望	64

資料	65
年表	90
あとがき	93

第1章 概 要

1. 水道部会の特色

大泉住宅共栄会水道部会は、練馬区東大泉3丁目の12番から66番までの地区のうち、大泉学園駅から朝霞方面に向う通りの、東側の住宅地に居住する人達の中で、共通の専用水道を利用している人々の団体である。

この専用水道は、昭和16年、当時の陸軍予科士官学校が朝霞に移転したとき、その職員のための住宅がこの地区に建設され、そこに水を供給するために作られたものである（この地区に東京都の水道が引かれたのは、昭和48年である）。

以来40年以上たった今日まで、いろいろ苦労しながらこれを維持し続け、現在も450世帯にのぼる人達が、この専用水道の施設を大切に利用しているのは、一言でいえば、その水の良さが最大の理由といえよう。

古来、このあたり一帯は、良質の水に恵まれた所で、大泉という地名も、このことに由来するといわれている。特に当水道部会の持っている深さ約120米の井戸から汲み上げて給水される水は、飲料水として極めて良質のもので、お茶を入れてもコーヒーを沸しても、その深い味わいを生かし、また朝夕に飲むコップ1杯の水は、清涼飲料水では味えないさわやかさがある。また、適度なミネラルを含み、健康にもよいといわれている。この深井戸の地下水は、遠く奥多摩の地下水脈につながっており、水量は非常に豊富で、かなりの日照りが続いても渴水の恐れのないことが、専門家の調査によって明らかになっている。

2. 組織と運営

戦時に建設されたこの水道施設は、そのころ陸軍予科士官学校住宅協会という組織によって管理されていた。戦後、居住者が住宅を買取ると共に、この水道施設と共に付随する土地を、大泉住宅共栄会という組織をつくって引き取り、その後幾度もの改修を行って今日に至ったのである。

この水道を維持していくためには、機械設備の

保守に当る従業員も必要であり、また時には設備の改修や取替えを行わねばならず、その費用を賄う必要がある。また、井戸や建物と、これに付随する土地も正確に登記して確保しなければならない。そのためには、しっかりした組織が必要であり、この組織の確立に多くの努力が払われてきた。

幸い会員には知識人も多く、当初は権利の移譲や、施設の維持管理も順調に滑り出したのであるが、その後次第に慣習的に一部の人に任せきりの状態となり、その弊害が心配されるようになったので、組織の立て直しがはかられた。

昭和35年、大泉住宅共栄会の臨時総会が開かれ、水道事業を町会的な性格の業務から分離して、土地を含む一切の資産を水道部会が引き継ぎ、独立会計として運営することが決議された。ここに水道部会が発足し、36年以来今日まで、この形による運営が続いている。

現在は全地域を8つの地区に分け、各地区から互選された2名の委員計16名で構成される委員会によって運営されている。委員は任期2年で毎年その半数が交代するが、水道の仕事について全くの素人が多いのは、むしろ当然である。それでも幾多の試行錯誤を繰り返しつゝ、今まで運営してきたのは、よく検討された規約と、これに基づく民主的な組織による運営が行われてきたからといえよう。

また部会の中には、水道事業に関係のある専門家がおられ、必要に応じてその知識の提供や助言を得られたことは、部会の運営に大きく寄与している。現在これらの人達による専門委員会が構成され、委員会の諮問機関として、その運営に側面から協力している。

3. 施設の変遷

組織の確立と共に、施設の整備は最も大切な仕事であった。

はじめの頃は、現在1号井戸と呼んでいる深さ

約80米の井戸から、ボアホール・ポンプという旧式のポンプで水を汲み上げていた。当時の会員数は現在の約3分の2で、使用水量も少なかったが、それでも夏になるとポンプは1日中フル運転を続け、過熱することもあった。当時の有力委員が地域内を見回り、庭に水をまいていたる会員にどなって歩いたという話も伝わっている。

その後水道部会が独立し、組織的な運営が軌道に乗るようになって、いたずらに節水を呼びかけるのではなく、専門家による給水能力の向上を計るための根本的な検討が行われ、施設の整備が促進されるようになった。

まず1号井戸のボアホールポンプを新型の水中モーターポンプに取り替えて揚水量の増加を計り、次いで新規加入会員増と使用水量の増加を見越して、1号井戸より大形の井戸の建設を計画し、43年に2号井戸としてこれが完成し、揚水能力も大幅に向上了。

井戸ポンプによって汲み上げた水は、いったん貯水槽に蓄えられ、その際塩素による滅菌処理を行なうことが法規に定められているが、水道部会が発足した時にはこのような設備はなく、直ちにその導入を計り、以後幾度かの改修を行って、厳しく法規を守り今日に至っている。

滅菌処理されて貯水槽に蓄えられた水は、送水ポンプによって各家庭に送られるが、当時の設備は家庭用の井戸ポンプと同じ原理の加圧タンクによる方式で、使用水量の多い当部会の場合には、ポンプの起動・停止の回数が著しく多くなり、しばしば故障して断水することがあった。専門委員会の答申に基づき、53年約850万円の資金を投入して、現在の水中渦巻ポンプによる並列運転方式を導入した。

この方式については、別章に詳しい説明があるが、これによって部会の設備はすべて自動化され、その後安定した送水が行われるようになった。

なお停電時の対策として、自家用発電装置の導入が検討されてきたが、55年、当部会の井戸が練馬区から防災井戸として指定され、災害時には近くの区民にも給水することを条件に、部会の敷地内に区費により自家発電装置が設置された。

各家庭に水を送る送配水管は、しばしば破損事故が起き、部会員の関心も高かったが、地区内のガス、上下水道の工事も一巡して、道路の舗装もよくなった現在、このような事故も以前に比べると少なくなった。送配水管を抜本的に改修するためには膨大な費用が必要で、その実現は難しいが、適切な所に制水弁を増設して、事故の際の断水ができるだけ狭い範囲に限定できるように努めている。

4. 日常の業務

水道部会の日常業務は、庶務や会計についての事務的な仕事と、施設の管理の仕事に大別され、2人の従業員によって処理されている。

庶務的な業務としては、保健所や監督官庁に提出する書類や資料の作成、部会員への連絡、会員の負担する維持分担金算定のための基礎資料の整理保管等、多くの事務がある。

また会計的な業務には、維持分担金の集金、諸料金、工事費の支払い等がある。維持分担金については47年以来、部会員の同意を得て約80%が銀行への自動支払いが行われるようになったが、まだ90世帯くらいについては毎月末に集金を行っている。

施設の管理については、送水装置の根本的な改修が行われた53年までは故障も多く、また送配水管の破裂による断水事故の対応が大きな仕事であった。特に40年代に多く行われた都の上下水道工事やガス管の埋設工事の際には、このような事故が多発して、従業員はその対応に追われる日があった。しかし、現在ではこのような事故も少なくなり、その結果機器の手入れや予備装置の試運転など、予防保全的な仕事に手が回るようになってきた。

5. 経理と会計

部会の収入は、部会員の負担する維持分担金と新規加入会員からの加入金が、2本の柱であったが、最近は地域内に新しい世帯が増えることも少なくなり、維持分担金が中心となってきている。会計の規模は、36年当時年間130万円くらいであったが、現在はやがて1,000万円に達しようしている。

会員の負担する維持費は、使用水量をメーター



概要

で計って決める従量制ではなく、水道利用の受益規模を、世帯人数、蛇口数、使用機器等によって評価し、それに応じた定額を毎月支払う仕組みになっている。このような負担方法を採用してきた歴史は、別に述べられているが、当水道部会の特色や性格もこの負担金制度に表れているといえよう。30年から40年頃までは、会員の負担能力に応じた算定という性格が強かったと思うが、これは戦後の経済事情によるものであろう。その後は次第に、受益度の多少に応じて金額を決めるという考え方方が維持分担金の体系に取り入れられるようになってきた。

支出は人件費、電力料、修理費等の経常的な支

出と、資産の減価償却に見合う積立金としての水道施設引当金とから成っている。

この水道施設引当金は、当部会の会計独自のものかも知れないが、これによって部会員は1度に多額の負担をすることなく施設の更新が行われ、今日の安定した状態に至ったということができよう。



以上、本書の内容についてその概要を述べたが、あくまでも概要であるので、部会員の方々の水道部会に対する暖かいご理解と、一層の関心を持っていただけるよう、全巻にわたるご精読をお願いする次第である。

第2章 組織と運営

1節 創設期

1. 水道の起源

大泉住宅共栄会水道部会の歩みを語るには、その主要資産である水道施設の由来と、それが会の所有となった経緯から始めなければならない。しかし、初期の資料等は皆無に等しく、伝聞や推定によってつづる他ないので、神代の物語りに近いものとなることを許されたい。

大泉住宅共栄会の地区に住宅が建設されるようになったのは、昭和16年の夏、陸軍予科士官学校が、四谷の市ヶ谷台から朝霞の現在陸上自衛隊が駐屯している地区へ移転したのに応じて、同校に勤務する職員用住居を用意するためである。聞くところによると、武蔵野鉄道株式会社（現西武鉄道の前身）の仲介によって、当時畠であった妙延寺裏の一帯が、一部民家の地域などを除いて買収され、陸軍予科士官学校職員住宅協会と呼ぶ会社（西武系）が設立され、同社によって宅地に造成され、水道施設が作られ、家屋の建設が進められた。

伝え聞く話では、資材や資金について、陸軍と東京都の支援を受け、その監督の下に、同社によって建設され運営されたのであるが、初期の計画では、総戸数は600戸とし、地域内で水道とガスが自給できるようにする予定であったという。

実際の建設は、終戦時まで数段階に分けて行われ、最初の入居は昭和17年夏頃で、20～30戸であったと聞く。その時点では道路も未完の姿であり、水道の給水が始ったのも17年の末頃であったという。その後、建設の進むにつれ、道路等も整備され、入居者も増し、20年初めには350戸前後となったようであるが、ガスの設備は実現しなかった。

20年春、空襲の激化に伴って疎開が始まり、地区内の居住者は大幅に減少したが、終戦後疎開した人々も順次復帰し、新しい家屋の新築もあり、

1年ほどで概ね旧に近い状況に回復した。ところが、終戦の混乱に伴う監督の緩みのせいか、経営会社が日本復興住宅協会となり（社長・山名義高、名称変更か組織変更か不明）経営方針が変わったためか、居住当初の入居条件を無視した、法外な家賃値上の通告がなされるなどして、居住者の不安と不満が高まった。

居住権の確立を望む多くの人々は、互いに話し合い結束し、22年11月20日、決議書（資料1）を作成して、所有権確認請求の訴訟を提起することを決意した。これらの人々の総意をまとめ、その中核となって推進したのは、予科士官学校時代から職員の世話役の中心であった宮野正年元少将を中心とし、当時地区内に居住の長老の方々であった。

訴訟の結果は、現存する資料“仮契約書”（資料2）から知られるように、原告側は住宅組合を結成して、その居住する家屋と宅地を被告から一括買い取ることで和解となった。この仮契約は24年3月29日に成立し、その文中に「付設した造作、水道、電気の設備（中略）を譲渡する。ただし、利用者全体で使用することを条件とする」と記されている。残念ながら本契約書と譲渡物件の合意書類は発見できなかった。

実際に、大泉住宅共栄会が水道施設の所有権を獲得するまでに、なお曲折があるが、以上が水道施設を所有し運営するようになった経緯である。

2. 共栄会の発足

訴訟当時、当地区内の日本復興住宅協会所有の家屋に居住していた人々の意見が全部一致していたのではない。訴訟に参加し大泉住宅組合への加入を表明した人は全体の約1/3で、他に借家のままよいとする人と組合への譲渡条件に準じて個別に取得を望む人などが、ほぼ同数であったと聞く。組合としての一括買取りの資金は、成実清松氏の尽力で銀行から融資を受け、組合員が月賦で返済することになった。また、建築予定の空地など付帯して買取りを求められた物件の処理につい

創設期

ては、末村甚之助氏の協力により解決された。

水道施設については、その譲渡は将来のこととし、当面はその経営が委託されることになった。そこで、宮野氏など訴訟の中心となった人達の発議により、水道の運営と併せて住民の親睦、環境の改善向上を目的として、住宅組合に加入していると否とにかくわらず、水道の利用者全体によって住民団体を組織することになり、これを大泉住宅共栄会と称することになった。

最初の大泉住宅共栄会規約は昭和25年11月21日付で成立し、11月1日より施行となっているので、形式上は、共栄会は11月初日に発足したことになる。

この規約の審議過程や成立の経過を示す資料がないので確認できないが、同規約に付記されている委員の人達が中心となって、地区内居住の有志や専門家の意見を聞いて原案を作り、会員の賛同によって決定し、委員会の組織の追認を受けたものと聞く。

運営の組織としては、委員会のみが設けられ、全地域を7区に分け、各区から2名を基準（戸数に応じて増減）として委員を選出し、委員の互選によって、委員長1名、副委員長、会計委員、監査委員各2名を定めた。

共栄会の活動としては、委譲された水道経営の他に、街路灯の維持管理と增设、防火設備の管理や補強、道路や側溝の整備改善の推進、雑草や害虫の駆除などの環境美化、お祭その他の行事などを通しての会員の親睦、都や区や近隣町会などの連絡交渉など、多方面の活動が行われた。特に環境美化については、連年表彰され、模範的な地域団体と認められたのである。しかし、以下では、町会的な活動については省略し、水道に関する事項についてのみ記述する。

昭和25～29年の間の事項については、27年8月31日の委員会決定の報告として、25. 11. 1～27. 8. 31の間の決算書、27年度の予算書、10月末までに委員の半数の改選を求める通知が資料として残っている程度で、正確なことは不明である。種々の情報を総合して推測すると、次のようであったと考えられる。

水道の経営が委譲されたのであるが、規約第9

条に、「……水道経営の状況を財団法人日本復興住宅協会に通報する。」とあることから察せられるように、共栄会の主体性は不十分なものであった。委員会としては、料金を主とする水道使用規定を定めるのが主な事項であって、料金徴集も含めた会計事務は島外次氏が共栄会事務として当たり、水道施設の運転・補修などの実務は、水道場の西隣の家屋に住んでいた椎名源助氏が水道主任として担当していた。これは共栄会専属の従業員と認められる程度の給与の記録はないが、委員会の指示や監督に従ったものと思われる。

29年の初めに、新加入を停止しているので、水道施設の老朽が現れはじめたと認められるが、それまでには送水ポンプのモーターの巻替えを1回行っている程度で、修理費の支出の少ないとんどから、給水は概ね順調であったと思われる。それで、仮契約に示されている水道施設の所有権の移譲を実現させることができ、共栄会としての最大の課題であったと考えられる。

3. 水道施設の獲得

和解に伴う譲渡物件の表を昭和24年4月2日に作成したとのメモがあるが、その表が発見できないので確実なことは不明である。それで推測による他ないが、無償で譲渡される水道場とその土地の範囲（現有地より広かったのではないか）が明確でなかったのであろう。実際に譲渡が実現するまでに、その後困難な交渉を何回も粘り強く重ねなければならなかつた。

29年9月に、所有権の譲渡を受ける手続のために、各会員の委任状と印鑑証明が必要な旨予告され、30年3月には、宮野、末村両氏が住宅協会および都庁と十数回の交渉の結果、解決の方向に進んでいる旨報告されている。そして、同年5月所有権の譲渡を受け、水道用地（山林2口計48坪、宅地64.64坪）と水道小屋（1棟17坪）が30年5月23日付で、宮野正年名義で登記された。

この交渉の進展に呼応して、譲渡を受けた時の水道経営の体制を整えるため、29年12月12日に水道使用規定（料金を含む）を改正し、規約改正の原案を作り弁護士に検討を依頼し、同年同月19日付で規約改正を行い、直ちに施行した。この改正の手続を資料によって確認することはできない

が、地区ごとに委員を通して情報を伝え意見を求めると共に、回覧等により全員に通知し、賛同を得たものと推定される。

- 規約改正の主な点は、次のように要約できる。
- (1) 将来所有権の移譲を受けるとし、その際適当な人に委任状を託して行うことを明記。
 - (2) 事業の資金は会員の拠出により、会費の細部は会員の2/3以上の同意を得て決定する。
 - (3) 住宅協会へ報告とあったのを、監督官庁の検査を受け報告すると変更。
 - (4) 規約の改正手続を入れる。

規約によれば、共栄会は25年11月発足時から水道経営の一切を移譲されたことになっているが、実際に共栄会が主体的に運営したのは29年6月頃からと見られる。その後は、委員の半数改選も各年度の決算報告も毎年行われ、水道の使用規定や料金体系の改正、水道施設の維持改善の計画などは、委員会で審議立案し、会員に知らせその賛同を得て決定するなど、共栄会会員の総意が反映するように運営された。

例えば、30年4月から実施した料金体系は、原案を3月の委員会報として会員に通知して賛否の意見を求め、4月の委員会で、賛232、否47の結果に基づいて決定している。

また、同年8月には、委員会において借家転入の者から助成金として6カ月分の料金を取ることを定めたが、会員の1/3以上が不同意なら無効とすることを通知している。

共栄会の組織としては、30年5月に3区を2分して、第8区を新設したこと、戸数の増加に応じて何回か委員数を増したこと、水道施設の所有に応じて33年6月1日に規約の改正を行ったことの他は、35年11月27日の臨時総会において水道部会の設置を含む規約の大改正が行われるまで、特記するような変化はなかった。

付記するとすれば、準会員（区域内居住者で水道を利用しない者）の制度を規約上にも明記し、その加入を勧奨して地域団体としての完成に努めしたこと、規約にはないが委員会の内部組織として32年度から小委員会を構成したことがある。また、35年4月には、顧問を置くことができるよう規約の改正を委員会から提案されたが、賛成が得

られず不成立となったことが挙げられる。

なお、この間における会員、準会員の数の変化を示すと下表のようである。

加入会員数（単位：戸 各年度始、29年は7月）

年 度	29	30	31	32	33	34
正 会 員	309	314	323	329	331	338
準 会 員	7	37	40	46	81	87

4. 水道の危機

29年以降、共栄会として2名の従業員を置き、委員会はそれを督励して、業務の円滑な運営を図ると共に、施設の保全・改良に努力し、会員もこれに協力したので、概ね順調に給水されてきたが、加入者の増加、施設の老朽化その他の事情が重なって、水道の危機が次第に顕われてきた。

例えば、30年7月には、ポンプが過熱し断水の恐れがあるので、道路に散水しないなど、節水に協力して欲しいと呼びかけている。31年4月には、汲上げ水量が1/3位減少しているが施設を改善するので20戸の新加入が許されると報じている。32年度には、ボアホールポンプ（汲上げ用）や、タービンポンプ（送水用）を修理し、流量計を取り付けたりモーター用スイッチの自動化を行ったりなどした。

しかし、このような努力にもかかわらず、改善の実効が計画に反したためか、機械の故障は減少せず、34年6月からは屋外蛇口を禁止し、34年夏には昼間の給水制限を行うような事態となった。

これに応じて、各戸の使用現況を調査したり、漏水調べを行ったりすると共に、節水の協力を強く訴えたりして対処したが、34年頃には道路工事に伴う配水管の破損も頻発して、断水することが多くなった。住民の生活向上に伴って各戸の使用水量の増加もあったのであろう、34年の盛夏には、1日の使用水量が2,700石(500m³)前後で、ポンプの過重を避けるため、日中に計画断水を行うようになった。

この給水状況の悪化は、水道経営に当る共栄会の組織についての疑問を会員の中に誘起し、運営の中心にある役員が節水を強く求めることが、会員の一部に反発や不信の念を生じさせたことは否定できない。また、水道の運転資金の他に、施設

確立期

の改善補強や水道小屋の増築などの資金を調達する目的で、すでに給水されている家屋に転入居住する人や、新たに給水を受ける人から加入助成金を受け取ることが定められていたが、この新設の加入金が、30年5月以前では2～3万円くらいとされていたので、その処理が一様ではなかったとも想像される。さらに、給水能力の判定が故障の頻度や修理の進み具合によって変わることもあって、新加入許可の基準が必ずしも一定ではなかつたと推測される。これも会員の不信を誘発する素因になったであろう。

他方、32年から実施された小委員会の制度は会員の同意を得た記録がなく、どのような事情によるか不明であるが、会員の信頼の厚かった宮野委員長が小委員会に参加していた記録が見えない。33年度末の委員改選の際に、特定の人々に、なるべく重任を望むという“お願ひ”が出されている。

また、総会は、規約では毎年開くことに定めはあるが、適宜の方法で代えることができるという但し書もあって、34年4月まで開催されなかつた。34年4月26日の総会の記録は簡単であって審議内容の詳細は不明であるが、水道の危機を訴え会員の理解と協力を求めた形跡は認められない。総会への出席者数は、署名した人が59名で、委員会は100名くらいと推定していることから、会員の関心は低くなかったと判断される。しかるに、35年2月の委員会報告では、総会への出席者が極めて少なく経費がかかるので35年度の総会は開かないと述べている。

このように、共栄会の会員と委員会の間に意思疎通が欠け、相互信頼が薄かったためか、35年4月8日の委員会で定めた規約改正案（顧問を置くことができるとする）は、地区によって差はあるが、若干の区では圧倒的多数が否認している。また、理由の推測は控えるが、宮野委員長が34年10月に辞意を表明し、土屋副委員長が35年3月に辞表を提出した。これらは一時慰留されたが、35年5月11日の委員会で、その辞意を認め、末村甚之助氏を新委員長に選出した。副委員長は男女各1名とし、その人選は委員長に一任するとし、次回にそれを発表すると決定された。

一方、会員の間には水道の危機を強く感じ、そ

の打開についての話し合いが始まったが、これについては節を改めて述べる。

2節 確立期

1. 改革の願い

前述のように、水道の給水が不安定、不自由になってきたのに加えて、委員会運営、特に新規加入・継承加入その他の事務処理について、一般会員には不明の点が多くなった。例えば、ある人は新規加入金3万円を払って加入を認められたのに、その前後2～3週間も違わない時期に加入申込みをしたが、断られて自家用井戸を掘らなければならなかつたなどの話もあった。またある役員は、かなり積極的に土地売買をしており、それに関連して水道事務所の土地・建物の登記が個人名義になっていることは、たとえその人が信頼できる人でも組織制度的に不安であるという話も広がっていた。

前節でのべた“顧問をおくことの否決”的背景にもいろいろの問題があり、共栄会発足当初からの委員長の辞任も発生して、組織の運営に非常な不信が高まつた。また有志が調べてみると、東京都への正式届出、認可も得ていない、水道の機械設備のことは詳しいことはわからないが、節水強化の呼びかけにも気分的・情緒的で科学性を感じられない、などのこともこの不信感をさらに高めた。そこで、会の運営の実態、経理の内容等を明らかにすると共に、不安のない会則にするため規約改正の提案をする臨時総会を要求しようということが多数の間で話し合われた。そして当時の共栄会規約（33年6月1日決定、資料3）第6条に従つて臨時総会が要求され、35年6月26日臨時総会が開催された。

この総会は、当時の執行部（委員長末村甚之助）と総会要求会員およびその他の会員との間で、かなり緊張した問答が行われた。詳細な議事録は水道事務所に保管されているが、概要是次のようであった。

執行部に対し、事業報告、会計報告が求められたが、まともな応答がなく参加会員に納得を得られなかつた。また、会計報告についての質疑応答も要領を得ない所があつたり、共栄金庫に対する

出資金というものに対しても十分理解できる説明がなかつたりした。さらに、監査はきちんと行われたかと監事に質問がとんだり、会計処理に関するいろいろの問答の末、臨時監査委員の設置が提案され、これも議論の末承認された。そして、総会選出の監査委員として小西、村尾の2氏を決定した。また水道業務について、都の認可を受けているか否かの質問に対しても明確な返答がなく、水道部の固定資産の名儀人として現在宮野正年氏になっているのを末村委員長の名儀になると委員長自身が答えたが、論議の末宮野氏のままにしておくことになった。法人組織についての専門的な問答もあり、水道の管理・運営を将来にわたって安定なものにするための規約改正委員を選出することになった。そして総会選出として、吉本、石川、田利、福田、杉山の5名が指名され、これに地区選出委員8名が加わることとなった。地区選出委員は総会後、西尾、浜谷、福島、松橋、蓮元、滝尾、足立、板橋の各氏が選出された。

2. 水道部会の独立

35年8月2日に、末村委員長や会計委員から辞任の申出があり、8月5日に委員会を開いてこれを受理した。後任委員長には、それまで副委員長であった小林利央氏が就任、その他の新役員も定めて、会計監査、新規約作成等の臨時総会決議を実行し、当面の共栄会業務（水道事業も含む）を行うことになった。

この時点で初めて現在事務所にある電話の加入申込みが行われ、未開通の電話が多数あった当時の事情にもかかわらず、優先的に処理されて、同年11月11日に開通した。すなわち、水道事業に対する電話の必要性は一般にも認識されていたわけであるが、それまで共栄会では、電話による一般会員との連絡、関係諸官庁、事業所等との連絡が考えられていなかったと推定される。

新執行部が発足し、新役員や臨時監査委員、規約改正委員などの献身的な努力によって運営の問題点は明らかにされ、新規約の原案も用意されたので、大泉共栄会の抜本的な改革を目指して、11月27日に再び臨時総会が招集された。

この総会では、新執行部による一般会務中間報告の後、前臨時総会で決議された臨時会計監査結

果が報告され、大泉住宅共栄会規約（改正案）が上程審議された。会計監査報告によれば、各世帯の人数の増減の記録が十分でない、助成金の入金不明確等々の問題点が明らかになり、從来十分な監査が行われていなかったとされている。結局明らかになった不足金110,322円は、8月5日に前会計委員によって弁済されたことが新委員長により報告された。

また、審議された新規約案の大きな特色は、大泉住宅共栄会内に水道部会を置き、水道に関する動産・不動産を部会に帰属させ、水道事業の維持・運営を水道部会が独立して行うこととするものである。そして、共栄会は町会的役割、すなわち環境衛生や、街灯の補強、他町会との連絡交際等を行うことになり、共栄会員の中で本会の水道を使用するもののみが、水道部会員となる事などを明確化したのである。この規約案は、審議の結果承認され、即日施行することになり、水道部会規約（資料4）に基づく新しい監査委員が総会で選出された。この規約は、専門委員会を置くなどの彈力的な運用を行いながら、今まで部会運営の基本としてまもられている。

規約は新しいものとなつたが、それに基づく運営を軌道にのせるには、非常な努力と時間を必要とした。35年11月以降および36・37年度は、この規約に応ずる組織の整備、確立の期間に当る。すなわち、35年11月より36年3月までは、規約は新しくなつたが、共栄会と水道部会両者の業務を引き続き小林委員会が担当して、徐々に両者の仕事の区分・分離を進めた。36年度の新委員の選挙では、委員長から全会員に選挙に関する詳細な説明をした通知を配布し、共栄会の理事と水道部会の委員との分離を明確にして、その選出を行った。すなわち、このような組織変更の意義の理解・周知徹底から始まったのである。

そして36年4月15日には新しい共栄会理事、水道部会委員の公示があり、同年5月28日に大泉住宅共栄会および同水道部会の定期総会が開かれた（資料5参照）。

まず共栄会と同水道部会の合同総会で、前年度の事業報告と共に、これまで共栄会の維持発展に功労のあった宮野正年氏に感謝状を贈呈したこと

確立期

が承認され、次いで決算報告が行われ承認可決された。そして共栄会と水道部会の分離発足が議せられ、それまでの共栄会の資産は新しい共栄会、同水道部会に分割引き継ぐことが承認された。ここで改めて共栄会総会、水道部会総会に分離し、昭和36年度の各々の事業計画、予算案が議され承認されている。

3. 課題解決への努力

36年度、初めて独立した水道部会の吉本委員長は、「良質の水を、安定した形で、部会員に公平に供給すること」を基本方針として事業計画を立て、各種の具体的な計画や研究を要するものについての専門小委員会設置の承認を求め、この時点での水道部会の問題点を明らかにしている。

「良質の水」とは、水源井戸の水は、後章の水質の所でも述べるように、大泉の名にふさわしく飲用水としてまれにみる良質のものである。しかし、これを汲み上げ、ポンプ、タンク、給水管等を通して、供給する過程が完全で衛生的でなければ、会員の家庭の蛇口からなる水は良質のまま保たれていないことになる。したがって、水道法で定める塩素滅菌施設（それまでは塩素滅菌は行われていなかった）の設置と整備や、貯水タンクの年1回の清掃、あるいは従業員の健康管理や水道事業所への犬猫その他の侵入、給水管破裂の際の汚水の侵入を防ぐなど、数多くの注意が必要となるのである。

「安定して」とは、当時の記録調べると明らかであるが、毎年十数回ないし数十回の大小の断水が発生している。これは前記地下給水管が舗装されていない道路下に埋設されていて、重量のあるトラック等が通ることによって折損したり；その他の工事で破損されたりして生じたり、あるいは送水タービンポンプの故障やその他の機械の故障による場合もある。これらをできるだけ少なく保つ技術的努力が必要である。

「公平に」とは、ある一定の水圧を常に保って給水管の根元でも末端でも、ほぼ等しい水圧で供給されること（本管バルブの調整等が必要）や、合理的な料金体系の確立、一部の人々の水の浪費を防いだり、引込み管径を厳重に管理すること等が含まれる。

この他「安価」ということも検討されており、水道事業を維持し、上記目標を達成するのに必要な経費が、公正に取り扱われることを常に心掛けすることはいうまでもない。

このような考え方の下に、総会では次のような専門小委員会を置くことの承認を求めている。

- (1) 所有権移転に関する専門小委員会……今井、杉山、田利
- (2) 専用水道届出に関する専門小委員会……石川、小林、西尾
- (3) 会計処理規定、運営細則等に関する専門小委員会……板橋、山崎、福島、足立、渡辺（志）
- (4) メーター制、新規さく井に関する専門小委員会……小西、秋田、蓮元（他1名）

ただし、専門小委員は、運営の都合により多少変更ある見込み。

としている。

これらの専門小委員会の名称役割を見れば、この新体制発足の時、何が重要問題と考えられていたかが明らかである。しかし、実施に移そうとして詳細に検討してみると、なかなか容易でないもの多かった。例えば、(4)のメーター制というものは、その後何回も折にふれ研究されているが、今日に到るまで実施されていない。これらは経費、実施に移したときの人手・手間等の点から、考えるほど容易ではないのである。

したがって、維持分担金という料金体系が現在のようなやや不合理に見える固定料金制であることも、それなりの検討を経てきているのである。また会計処理方法についても、多くの経験を経て、幾度か修正が重ねられ、われわれの部会に適した実行可能な現在の方式になった。

しかしそれにしても、36年度以降、各委員は改革の熱意に燃え、本業の余暇をさいて、水道部会の確立・安定に莫大な努力を注入したのである。

そこで、この各専門小委員会の役割に対応して、その後の進展を調べてみよう。

(1) 所有権移転

これは資料6にあるように、昭和30年5月23日に、財団法人日本復興住宅協会（理事長・山名義高）より、大泉住宅共栄会委員長である宮野正年氏へ移転登記して共栄会の財産として保持してき

たものである。そして35年の臨時総会で、この個人所有形式が不安定なものであることが検討され、規約（35年11月27日施行）第3条により、5名以上の者の共有名義とすることが定まった。そこで、新委員会および専門小委員会では、その手続きおよび名儀人の人選を検討し、年齢、会員履歴、職業その他を考慮して、次の8名の人の共有名儀とすることになり、同時にその名儀人と水道部会委員長との間に、資料7にあるような契約書を交わして、所有権が水道部会にあることを確認する形式となった。

各地区から選ばれた、小林利央、福田信之、高木純一、西尾光雄、伴五紀、中山泰喜、足立和雄、西尾謙一郎の8名を名儀人として、昭和37年2月26日、移転登記が完了した。

(2) 専用水道届出

これについては前出の石川、小林、西尾の各氏の他、部会規約原案作成に多大の尽力をされた弁護士田利治氏の積極的な協力を得、東京都庁その他の関係官庁と、これも精力的な接渉を頻繁に行い、いろいろな障害、問題点があったが、それを克服して、37年2月に専用水道確認申請書を提出、37年4月9日、東京都より専用水道の布設工事設計の確認（資料8）を受けた。この過程では、例えば生活共同組合という形の団体とする案なども検討されたり、官庁相手の交渉はまた別の苦労があった。

またこの経過で、法規に則った水道管理技術者の有資格者がいなければならぬことが明らかになり、従業員後藤辰之助が講習を受けて資格を取得し、また消毒（塩素滅菌）手続きや保健所の監督を月1回定期的に受けることなど、35年以前では極めて不十分であった点が明らかになったことも大きな収穫であった。

(3) 会計処理規定、運営細則等

昭和35年の改革は、根本は水道が将来とも安定して供給されるだろうか？という一般会員の不安から出発したといえる。そして、その具体的な問題点として提起されたのが、会計処理の不明朗さであった。したがって、昭和36年度以降の委員会としては、特にこの点について整備することが自らの課題となり、これにも莫大な努力が注がれ

た。特に36年度会計委員になった板橋清吉氏を始めとする専門小委員は、多くの時間を割いてこの問題を取り組んだ。従来は、会計とそれに関連するほとんどの問題を、委員長と会計委員のその場での判断処理で行っていたようであるが、この問題を分析していくうちに、当然のことであるが、会計委員の役割・責任を限定して、庶務的仕事をする委員や施設を管理する委員とがそれぞれ役割を分担することが妥当であり、その仕事の内容を明らかにして、庶務委員業務内規、管理委員業務内規、会計委員業務内規、従業員規定等を整備することになった。

これらは、そう容易な仕事ではなかった。委員は会員の中から選出されてくる水道事業には全くの素人が多く、会計・庶務等の業務にもまず大部分は未経験である。時にその方面的練達な人が委員となつた場合でも、本業が別にあるので、専門職のように作業することはできない。このような実態と整合させながら、まず一定の規準となり得るであろうという内規が作られ、それが毎年次期委員に申し送られ、改訂・改善が加えられていったのである。資料9、10、11に、42年3月に改正されたこれら業務内規があるが、これによっても各委員のおおよその業務内容や、水道部会全体の諸業務の様子がわかると思う。しかし、このような努力の大きなメリットは、毎年改選される委員を通じて、会員全体に少しづつでも委員会の仕事の内容や労苦の理解が浸透していったことである。

(4) メーター制、新規さく井

水道業務の根幹は、何といっても良質の水を豊富に湧き出す豊かな井戸と、それを汲み上げたり、送水したりするポンプの性能などハードウェアの整備、そしてすべての維持費用の会員による公平な負担である。

このため、この2つの項目を代表として、ハードウェアに関する研究が進められた。メーター制についてはいろいろ議論があるが、とにかくまず試験的に何世帯かの家にメーターを取り付けてもらって、使用水量についてデーターを集めるという仕事も進められたが、メーター制にした場合の各世帯のメーターを読み取る仕事量や、それによる料金算定、通知、集金等の検討をしてみると、

充実期

とうてい直ちには実施できないことが明らかとなり、とにかく基礎データをとるということで、前に述べたようにその後進展していない。

一方、新規さく井は、供給水量が不足しているのを開拓するのが第1の問題であり、調べてみると井戸の能力はあるが、汲み上げポンプであるボアホールポンプの性能が悪いことが明らかとなり、第1着手としては、性能のよい水中モーターポンプにとりかえることが効果が上がることがわかり、この実行に踏み切ることになった。36年7月21日当時の吉本委員長は、全会員に対する印刷物報告（資料12）を配布し、当時の状況、考察・調査内容を述べて了解を求めていた。機械の詳細は第3章2節で詳述してあるので省略するが、これによって毎分 0.5m^3 の汲み上げしかできなかつたのが毎分 1.0m^3 と能力が一挙に倍増し、夏季の使用量最大の時でも、地下貯水槽の水がなくなるという心配は全くなくなった。そして、新規加入も再び受け付けられるようになって、しばらく新規加入金収入は大きな財源となった。また、節水は電力費節約のため呼び掛けているが、必要な水は遠慮なくお使い下さいという空気が、会の運営、部会員の相互信頼に大きく影響し、その後の会の運営を安定・良好なものとした効果は大きいといわねばならない。

しかし、その後現在の1号井戸の状況が調査によって不安な点もあることが明らかとなり、新規井戸さく井は42年頃から実施の方向となり、43年12月1日現在の2号井戸完成、揚水が始まられ、毎分 1.5m^3 の能力で現在は2号井戸が主として活動している。

以上、36年水道部会新委員会の計画した事業改善の計画の内容を、その後の数年の動きに関連して述べたが、なお部会の運営や、施設・設備の発展の詳細は、いろいろ曲折があるので、次節以下で述べることにする。

3節 充実期

1. あらまし

水道部会が、組織上でもまた運営の面でも、はつきり独立した形をとるようになって、部会の運営は軌道にのり、財務、施設等すべての面で次第

に充実してきた。

それは委員会が中心になって、規約に基づく厳格な運営が行われてきたからといえよう。

しかしながら、委員会による運営は必ずしもいつも平坦な道ばかりではなかった。難しい対外交渉もあり、技術的な問題もあり、また時には内部で意見の対立することもあったであろう。このようなことは、もちろん避けて通れることはなく、そのつど前に委員をやった人達や部会の運営に強い関心のある方に相談するなどして、問題の処理に努めてきた。中には、何年にもわたり持ち越された問題もあった。けっして速い歩みではなかったとしても、「我々の水道は我々が守っていく」という共通の意識と、ねばり強い努力によって、多くの問題は次第に解消して、今日の安定した状態にたどりついたのであった。

2. 委員会の構成

委員は、規約により地区ごとに部会員の互選によって選ばれることになっているが、実際には

イ. 選挙による

ロ. 予め定めた順番による

ハ. 話し合いによって選ぶ

などの方法がとられてきたようであり、必ずしも全地区で同じ方法でやってきたとはいえないようである。イ. の選挙によるとしても、広い範囲に散票して、1人を選出することが困難になる場合が多く、ハ. の話し合いによることも問題が残るなどして、ロ. の順番制をとる地区が多くなり、この方法が次第に定着しつつあるように見受けられる。自分達の水道を部会員が皆で守っていくということから、必ずしも手際よく委員会の仕事をやっていくことだけが目的ではなく、いろいろの立場の人人が参加する、部会員全員による運営こそが望ましく、現状は遂次そういう形になりつつあるといえる。

委員は各地区から2名を選び、計16名で委員会が構成され、1年ごとにその半数が改選される。毎年度末になると、各地区から1名ずつ計8名の新しい委員が選ばれ、2年間委員をやった8名と交代し、全員の中から正副委員長や、庶務、管理、会計の役付委員各2名を互選により選出するのであるが、41年頃までは新しく選ばれた委員が

いきなり委員長に推されるようなこともあった。他の役付委員についても同様で、ことに事務量の多い会計委員などは引受け手がなく、なかなか決まらないこともあった。

事務所の従業員にとっては、何かと相談にのってもらわねばならないこれらの役付委員については、なるべく部会の仕事を知っている人になってほしいのは当然で、その選任については関心が強かった。そこで委員長は2年目の人がやることになり、新しい人がいきなり委員長になることがないようになつた。そして新しい委員の中から、次年度に委員長になることを前提として、副委員長を選ぶようにした。他の役付委員についても同じような考え方で選任されるようになり、42年以後この方法が定着している。

しかし会計委員については、その後も幾度かその選任に手間どることがあった。日常の記帳などについては、パートタイムでもよいから簿記の経験のある人を頼んでみたらどうかという意見も出て、実際に検討したことあったが、費用の面などを考えて実現しなかった。48年にもこのことが問題となり、ついに4区の柳氏が記帳ぐらいの仕事なら引き受けようと申し出られ、同年の総会で承認されて、お願いすることとなつた。これにより会計委員の負担は軽くなり、今日のような順調な運営が続いている。柳氏は常任委員ということで、毎年の総会で承認され今日に至つてはいるが、同氏のご好意とそのご労苦に感謝すると共に、水道に対する熱意と適確な情報は、委員会の運営に大きく寄与していることを特記しておく。

3. 委員会の運営

水道部会の運営は、そのほとんどが委員会に委ねられており、ここで審議し決定しなければならないことは、規約によつても、かなり広範囲にわたつてゐる。

歴代の委員会で、どのような議題が審議され、どう決つていったかの詳細は、その時の委員長の私的なメモとしては残つてゐるかも知れないが、正式な記録がないのでよくわからない。

部会の創設以来40年代の間は、規約を厳しく守つていくことと、各種の内規の整備に多くの努力が傾けられ、いわゆる民主的な運営の基礎が確立

していった時期と見ることができよう。

当時制定され、また改訂されて今日に至つては内規類に、次のようなものがある。

庶務委員業務内規（資料9）

管理委員業務内規（資料10）

会計委員業務内規（資料11）

これらは42年に一部が改訂され、今日に至つては、それぞれの業務の処理規定といつよりも、むしろ基本原則を明確にすることに重点が置かれていると見ることができるもので、このようを見る限り、日常の業務は内規に示された原則を逸脱しない範囲でいろいろ工夫し、なるべくやりやすい方法を考えてやっていくことができると思う。しかし、それぞれの業務の間における相互チェックについては、かなり厳しいものがあり、創設期以来の部会の運営に対する当時の委員会の熱意がうかがわれる。先輩諸氏の意のあるところを汲みとつて、今後の運営の基本とすべきものと思う。

なお、当時制定されて今日に至つては、以上の他に、勤務内規（資料13）および給水工事内規（資料14）がある。

以上のように、運営の基本は次第に整つてきたのであるが、実際には時に面倒なことが起こることもあった。やはり会計のことであるが、39年頃、たまたま専門の会計士の人が2名会計委員になったのであるが、2人の間で記帳の様式その他で意見が対立し、委員長もその調整に苦心したようである。その結果、あたかも企業会計のそれに準ずるような方式が取り入れられようとしたが、実際には誰にでもできるというものではなく、次の年の会計委員の努力によって、家計簿と同じような、やりやすい方法が工夫され現行の形式の基本ができた。このようにして、規約や内規は厳しく守りつつも、誰でもできるような方法を考え、その運用についての改善が行われてきた。

また委員会に対しては、従業員から多くの提案が行われた。主として施設の改善に関する問題が多く、委員会もその対応に苦心したことと思う。そのような中で、次に述べる提案は、簡単のことのようであるが、その成果については大いに評価されることであったと思う。

揚水ポンプと送水用のポンプを制御する電気設備は、故障の際には警報（ブザー）を鳴らして保守者に知らせるようになっている。施設は次第に改善されて安定化が進んでいたとはいえ、時に夜間でも警報が鳴ることがあり、従業員による宿直勤務が続いていた。僅か2名の従業員にとって、このことは大きな負担であった。48年、当時の従業員であった後藤氏から、この警報を夜間に事務所北側の貫井氏宅まで延長して、夜間警報が鳴った時は貫井氏から従業員の自宅など、必要な処に電話連絡をしていただくようにしたいとの提案がなされた。当時の委員会はこれを取り上げ、幸い貫井氏も快く協力して下さったので、直ちに実施に移された。切替スイッチ、ブザー、そして20m位の電線という、僅かの材料と簡単な工事でこの設備はでき上がった。以来、施設の改善とあいまって、夜間の宿直は廃止され、従業員の負担を軽くすると共に、宿直手当も不要となって、経済的にも成果を挙げることができた。後藤氏のいかにも現場人らしい着想と、いち早くこれに対応した委員会、そして部会員である貫井氏のご協力により、僅かの工事でこのような成果が得られたことは、いかにも当水道部会らしいことで、特に記録に止めておきたい。その後、幾度かの施設改善により一層安定化が進み、現在では夜間この警報が鳴ることは極めてまれで、1年に1回あるかないか位の状態が続いている。

委員会は部会内の運営ばかりでなく、地域内やその周辺で行われる部外の工事等についても、常に部会の水道に対する影響を考えて対処してきた。

36年頃から始まった都営団地の工事では、生活用水のために井戸を掘る計画であることがわかったので、当時の委員会は、このように近い所に大きな井戸を作られると部会の井戸にも影響が懸念されるとして、その計画の変更を都に交渉した。その結果、井戸を掘ることはやめて、団地にはこの付近で初めて都の水道が導入された。なお、団地の工事に必要な水は、都の水道が完成するまで部会から有償で給水した。

また53年には、練馬区役所で弁天池を整備して公園にする計画があった。ほとんど湧水の止まつた池に水を補給するために井戸を掘る案があるこ

とを知り、このような至近距離の井戸は当方の井戸に影響する恐れがあると考えられたので、事前に井戸を掘る計画はやめもらった。必要な水もあまり多くの量ではない見通しなので、部会の1号井戸（予備）から有償で給水することとして、部会の水源の安定を計った。なお、この給水は以後長期にわたって行う必要があるので、54年の総会で承認を得て実施した。

一方、都の水道も工事が進み、48年には完成してその使用が始まった。委員会でその対応について検討した結果、部会員が都の水道を引くことは全く自由であるとの見地から、静観する方針が決まった。以後、部会員で都の水道を引き込んだ所はあったが、部会の水道をやめた会員はなく、併用の形となっている。

部会員に部会の実状を正確に知らせるることは、委員会による運営を明瞭なものにするために、大切なことであり、歴代の委員会も、総会の席上などでこの点に留意してきたが、さらに「部会だより」「水道情報」などのプリントを配って、周知に努めたことも幾度かあった。また大切な決定に際しては、事前にアンケート調査を行うなど、部会員の意向の反映にも努めてきた。

以上のように、歴代委員会の熱心な努力により、運営の基礎は次第に固まってきたが、すでにかなり古くなっている施設をどのように改善していくかは、難しい問題であった。

ことに、水源が枯れる心配はないか、井戸や揚水ポンプはどうか、送水ポンプも故障が多いがどのように対処すればよいか、送水用圧力タンクはまだ使用に耐えるだろうか、給配水管は大丈夫か等、いずれもその検討には専門的知識と時間を必要とするばかりでなく、資金面でもどのように対処するかなど、2年ごとに交代する委員会にとっては問題が難しすぎたといえよう。

幸い部会員の中には、水道の運営に必要な技術的な面で、直接間接に関係のある専門家があり、また部会発足以来、部会の仕事に深い関心をもってこられた方々がおられた。これらの人達は、折にふれて水道事務所を訪れ、実情を調べ、適切な意見を述べて従業員を指導したり、委員会を側面から援助された。特にポンプの専門家である中山

泰喜氏や、高木、小西、吉本等の各氏は、老朽した井戸ポンプや故障の多かった送水ポンプとその附帯設備等に対する処置や取替えについて、なみなみならぬ尽力をされた。また事故の際には、進んで現場に出向かれ、あたかもご自分の仕事でもあるかのように熱心に協力された。

当然のことながら、従業員も委員会も、これらの方々にいろいろ相談し、また意見を求めて運営していく習慣ができ、それが定着するようになったのは、むしろ自然のなりゆきであった。

4. 専門委員会

このような形は、委員会の運営上必要なことであって、あいまいな形の協力態勢でなく、正式なものとすることが検討され、42年5月の総会で、委員会の諮問機関として専門委員会を設けることが承認された。同年10月前記の各氏を含む7名の委員が委嘱され、専門委員会は正式に発足した。

以上のように、専門委員会は部会の運営上必要な制度として自然発生的にできたともいえるが、これによって委員会は強力なバックアップを得られることとなった。

43年5月に専門委員会から出された答申は、部会の進むべき方向を明らかにしたもので、特に部会発足の当時から「良質な水を安定して」ということがいわれながらも、施設の面で不安定な点があり、時には都の水道との共用や切替えについて検討してはどうかとの意見もあったが、この答申はその実現が極めて困難であることを明確にした。これにより部会の施設を一層整備して、安定化を計る方針が明かになり、2号井戸のさく井をはじめとする諸工事が促進された。

このように、専門にわたることは専門委員会に諮問し、その答申をもとに委員会で検討して結論を出すという形が定着した。

水道部会が独立して以来20年を迎える今までたどってきた試行錯誤のあとを振り返り、また将来に向かって展望を立てるため、55年5月の総会で次の2つの委員会を設けることが承認され、次の委員が委嘱された。

水道部会史編集委員会

委員 ①藤原祐子、②吉本市、③小西勇雄
④高木純一、⑤石川信、⑥中山泰喜

⑥寺本民子、⑧板橋清吉

他に途中から次の2名が参加した。

②新谷三郎、④奈良一也

将来問題検討委員会

委員 ①吉本市、②大野実雄、③小西勇雄
②新谷三郎、③平川勝章、④高木純一
④奈良一也

各委員は直ちに作業に入り、将来問題検討委員会から一部料金改訂についての中間答申が出されたが、引き続きそれぞれの作業が続いている。

委員会の諮問機関としての専門委員会が正式に設けられるに至った経緯は、前述の通りであるが、このような専門委員会は部会発足当時にもあった。36年の総会では、次の4つの専門小委員会を設けることが承認されている。

所有権移転に関する専門小委員会

専用水道届出に関する専門小委員会

会計処理規定、運営細則等に関する専門小委員会

メーター制、新規さく井に関する専門小委員会

上記のように、実行委員会としての性格のものもあり、また調査検討委員会の性格のものもあった。そして、それぞれの委員会は、任務の終わったものから遂次解散していった。

その後も問題があるたびに、それぞれ専門の立場で仕事をしておられる方々が集まり、随時プロジェクトチームのような形で問題の処理に当ってこられたので、前の専門小委員会と共に、すべて専門委員会の足跡として考えられているが、厳密にいえば、現在のような専門委員会として発足したのは、前記の通り42年の総会で承認されてからであり、同年10月、当時の委員長から次の各氏が専門委員として委嘱された。

①吉本市、②小西勇雄、③橋本亘
④高木純一、⑤中山泰喜、⑥和田宇一
⑦中山滋

これら専門委員に委嘱された方々は、大学教授や水道に関する専門家など、いわゆる学識経験者の集りということができ、部会員の中からこのような人達を得られたことは、部会の充実にとって

幸せなことであった。

しかしながら、それぞれに仕事をもっている人達なので、委員会の集りは、当然休日か夜間となり、時には熱心な討議が深夜に及ぶこともしばしばであった。

また調査についても、その正確を期するため、部外専門家や適切な調査機関の協力を得るなど、それぞれ専門委員の方々の配慮によって、権威ある答申が作られた。

調査の内容によっては、一時送水を止めて行う必要から、徹夜の作業になることもあった。このように熱心な調査や検討の連続は、部会の運営に対する、単なる協力などという、簡単なことばではいい表せない何かがあったと考えられ、それが当部会の充実、安定の基礎となっていたと思う。しかもこのような活動が、各委員から何の不平もなく、全く無報酬で続けられてきたことは、部会の慣習とはいえ、特に付記しておきたい。

専門委員会による各種の調査活動は、それが委員会の正式な諮問機関として発足する以前から続けられていたことは前に述べた通りであるが、43年5月、これらを総合検討した結果をまとめ「大泉住宅共栄会水道部会、水源、給水、料金について」という答申が委員会に提出された。その内容は、次の各項についての詳細な検討の結果が示されている。

- 1) 都水道と共栄会水道との関係
- 2) 共栄会水道水源井の現状
- 3) 新井戸さく井について
- 4) 水道部会経費の見通し
- 5) 料金体系の改訂

この答申により、部会運営の基本方針が確立され、以後の委員会の運営に大きく寄与したことは

いうまでもない。

さらに45年3月には、配管調査報告が提出され、それまでその必要性が痛感されながら、送配水管の状況がわからぬため実行できなかった、本管事故の際ににおける部分断水のための工事が軌道にのるようになった。

50年頃からは、圧力タンクを含む送水方式についての検討が行われ、その結論に基づいて53年、現在の新しい送水施設が完成し、今日の安定期を迎えた。

専門委員会が正式に発足してからすでに十数年になり、今では当時の大きな諮問事項はないが、委員会と緊密な連携を保ちつゝ、その運営に協力している。

その間、和田専門委員が退かれ、昭和54年から奈良専門委員が加わり、7名の専門委員により今もその活動が続けられている。

5. 総会

昭和36年、部会が独立して以来、規約に基づく総会が毎年必ず開かれている。歴代委員会が総会を大切に考えて運営してきたことは、当然のこととはいえ、部会の空気を明朗なものにする上で大きい意義があったと思う。

総会では、前年度の事業報告と決算報告、また次年度の事業計画と予算案が提出されるのはもちろんであるが、その他規約に照らし、総会の承認を求めた方が良いと考えられる事項、また引当金を取り崩して実施する高額の工事計画などが、出席者との活発な質疑により真剣に審議される。一部の企業のそれのような、いわゆるシャンシャン総会とは全く異なったもので、ここにも部会員の「我々の水道は自分達で守っていく」という熱意が感じられる、気持のよい総会が続いている。

第3章 施設・設備の変遷

1節 地層と地下水脈

当水道部会の施設のあらましは図3.1に示したようになっている。まず、この水道の水源である地下水脈のことから始めよう。

1号井戸がつくられたのは、昭和17年頃と推定される。現在地を選定したのは、吉村某という地質学者の意見によると聞いており、一応地下水系を考えて決定したものと考えられる。

その後30年代に入り、1号井戸の揚水量が不足してきたのと、41年新しい水中モーターポンプの初運転の際豆粒くらいの小石がでたため、ストレーナ（水脈のところにつける金属製の網目で、砂や小石などを通さず水だけ通すようにしたもの）の破損も心配され、もう1つ新しい井戸を掘ることの必要性が強くなり、42年5月の水道部会総会で2号井戸掘削について調査をすることが決められた。そして2区の橋本亘氏（当時、東京教育大

学理学部教授）のご紹介で、たまたま東京都北部の地質・水脈の調査をしておられた新藤静夫氏（当時、東洋大学工学部助教授）にこの地区の地質調査をお願いすることとなった。新藤氏はこの付近の地質・水脈の状況を大変熱心にしかも詳細に調査して下さった。また、42年6月12日夜から朝にかけて揚水したあとの水位回復の速さを調べ、水脈の衰えについても診断して頂いた。

終わって、42年6月24日水道部会会議室でその結果について関係者を集めて講演して頂いた。それによると、この付近の地層は図3.2に示すように、この地区的地下には80mと120mくらいのところに地下の大河が滔滔と流れしており、水質も大変よい。1号井戸で測定した水位回復率（揚水を行って低下した水位が、ポンプを停止した後もとの水位にもどる速さ）も1m/15minで心配なく、井戸は極めて豊富な水脈中にある、今後の使用量増加に対しても不安はない。また水質も良好であ

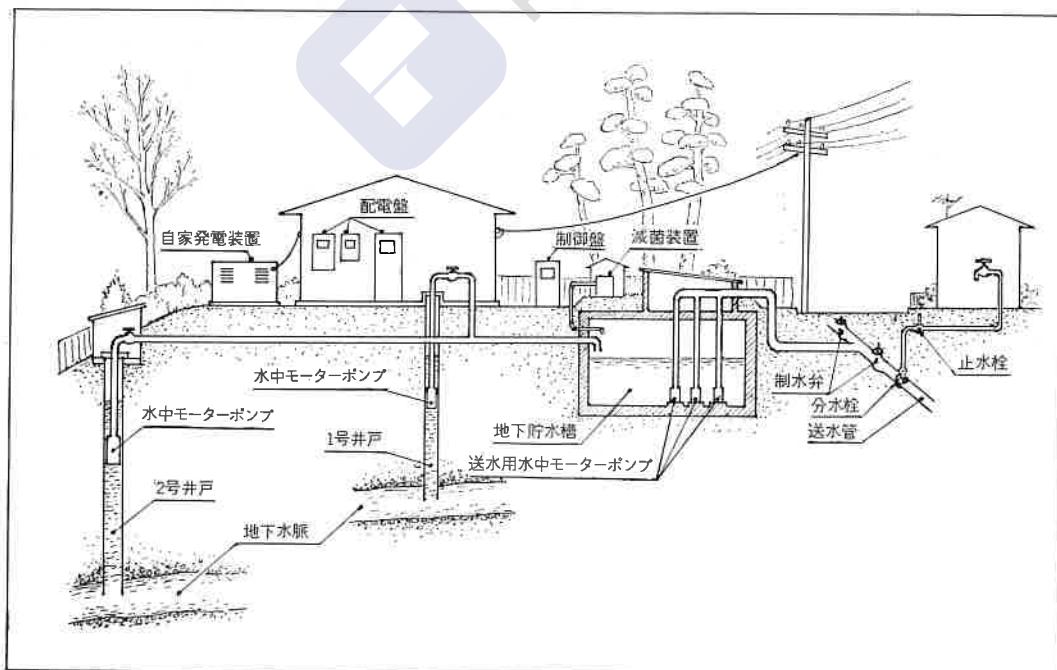


図3.1 水道施設のあらまし

井戸と揚水

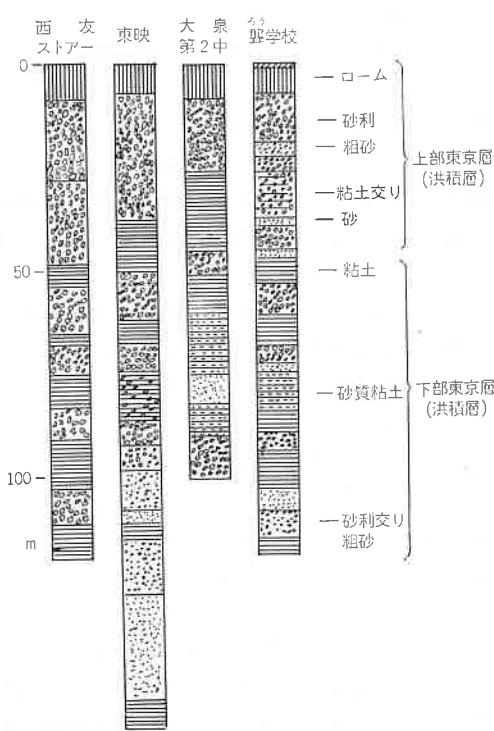


図3.2 大泉地区地層図

る。この地区は大泉の名の示すごとくすばらしい水脈と水質に恵まれている、とのお話しであった。

また、橋本氏のご調査によれば、この水は健康にもよく、長寿を保つことが統計に表れており、かつ鉄分が少ないため“茶の湯”的水として最適であるともいわれている。都心からこの水を求めて汲みに来る人もあると聞いている。とにかく、この良質の水を腹いっぱい飲める我々はまことに幸福であると思う。

なお、この42年の総会では、水道部会員の中から適任者を選び、専門委員会を設置することが決議され、水道施設に関し、ゆきあたりばったりでなく将来の見通しと目標を立てて意見を具申してもらうことになった。

2節 井戸と揚水ポンプ

1. 1号井戸

昭和17年掘られたもので、口径 200mm である。深さやストレーナーの位置その他内部構造についての記録はないので全く不明であった。昭和46年 6

月、井戸ポンプを修理のため引き上げた機会に水中テレビカメラをおろして調査を行った。その結果、下部ストレーナーの位置は 68.0~73.5m と確認できた。上部ストレーナーの位置は 28.5m から始まっていることはわかったが、その下限がどこまで続いているのかは、このストレーナーの上部より水が滝のようになって井戸に流入しているため確認できなかった。下層部のストレーナーはさびや塩類の沈着物などの付着が多く、スリット（縦にきった細隙）形のストレーナーであることが察知される程度で明瞭ではなかった。これはスケールによるスリットの目づまりのためと思われる。上部ストレーナーは丸穴かスリット形か全く判別できなかった。また、この井戸の深さは 77m であることもわかった。これらの深さや位置はすべてテレビカメラのロープの長さにより求めたものである。

テレビ画面に写し出された影像の一例を示すと図3.3のようである。この調査により判明したストレーナーの位置を図示すると図3.4のようである。

給水開始は昭和17年11月頃ということである（小嶋氏談）。ポンプとしてはボアホールポンプが用いられ、36m 汲み上げていた。ポンプ用モーターは10馬力で、揚水能力は毎時120石（21.6m³）であった（30年4月都庁報告資料による）。26年頃は水道部西隣に椎名源助氏が水道主任として居住し、運転をまかなって下さっていたが、共栄会になってからは従業員が宿直し、モーターを運転

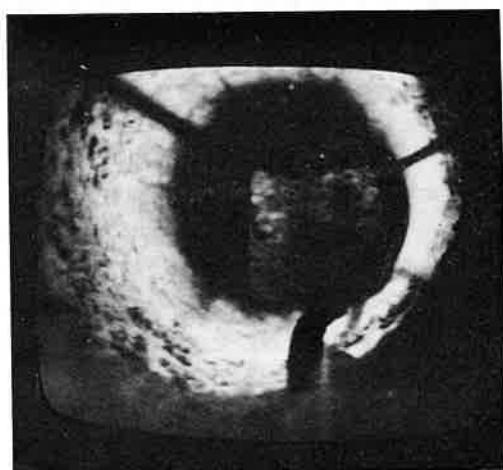


図3.3 1号井戸バイブ内壁（深さ75.1m）（テレビカメラによる撮影）

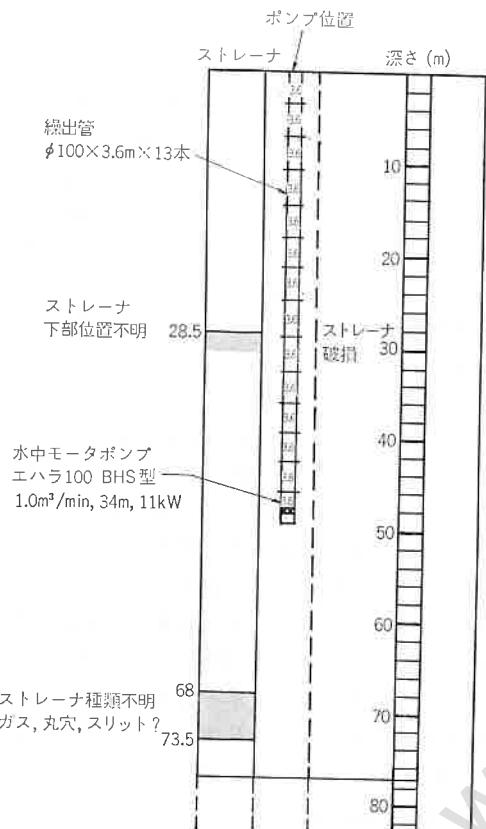


図3.4 1号井戸ストレーナとポンプの位置 [ポンプの位置は41年7月設置(現在使用)のものを示す]

したようである。

ボアホールポンプは、32年5～8月に修理交換したと記録にある。修理したのは古いもので、それと交換したものと想像されるが、それまで使用していたものはいつから使っていたかわからぬ。ただ、交換したポンプはその後貯水槽の上に雨ざらしにしてあったという話である。

残された記録によると32年4月8日の通知で、汲上水量が1/3くらいに減少し、修理をするといっている。この修理の際、井戸さらいを行う。34年7月22日の委員会の通知で、ボアホールポンプはお手上げ一步前で、今後時々断水を行うと知らせている。34年7月31日の通知で、1日使用量2700石(487m³)前後で過重になっている。1～3時間断水する。設備改善の見通しなしと言っている。34年6～8月、節水のため元バルブの開度を3/10とか2/10とかに狭めている。33年9月頃の委員会で新しく井戸を掘る話がでたとみえ、10月

4日付で200万円の見積書がでている。当時使用していたボアホールポンプを示すと図3.5のようである。このポンプは地上にモーターがあり、井戸水の中にあるポンプを長い軸で接続してポンプを回すようになっている。長い軸のところどころに軸受があるので、それに給油するため、給油器から油を落下方式で自動的に送るようになっている。しかし、使用年数が多くなるに従って軸受の摩耗量も増加してくると給油量も多くなり、水中への油のもれも増加してきた。30年代に入ってお風呂の水の表面にきらきらした油の膜が見られるという話を聞くようになった。

このように、揚水能力も不足してきたし、摩耗その他の不具合も生じてきたので、36年4月、新組織の発足と同時にその検討に入った。その時、水中モーターポンプへの切替えが討議されたが、当時はまだボアホールポンプが使用されていて、水中モーターポンプは歴史も浅く、心配する空気もあったが、効率よく、給油も不要でかつ合理的と考えられる水中モーターポンプに大きな魅力を感じ、すでに設置してあった読売新聞社本社(有楽町)の揚水設備その他を見学するなどして十分検討の結果、水中モーターポンプの設置が決定された。

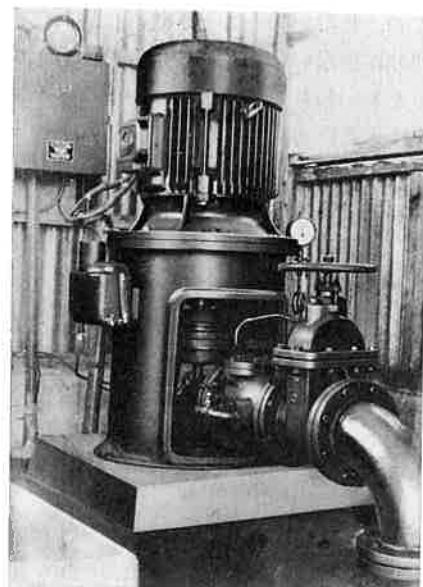


図3.5 10吋ボアホールポンプ (送水量0.5m³/min, 全揚程36m, 回転数1450rpm, 動力7.5kW)

井戸と揚水



図3.6 エハラ100BHS型水中モーターポンプ(送水量1.0m³/min, 全揚程34m, 回転数2900rpm, 動力11kW)

図3.9 外形は図3.6と同じなので写真を省略

その仕様はエハラ125BHS型水中モーターポンプ(送水量1.5m³/min, 全揚程58m, 回転数2900rpm, 動力22kW)

その決定に従って37年4月ボアホールポンプを取り出し、代わりに水中モーターポンプを設置した。この交換の際、井戸の水面上にたまっている油を汲み出したところ、水面上約2mにわたって油がたまっていた。

設置した水中モーターポンプは、エハラ100BHS型(送水量1.0m³/min, 全揚程34m, 回転数2900rpm, 動力11kW, 荘原製作所製)で、図3.6に全体図、図3.7に特性曲線を示す。このポンプの立会試験は荘原製作所川崎工場で行われたが、水道部会の要求を全面的に受け入れて、羽根車先端の“いもぎり”を行うなど細かいテクニックを施して、1号井戸の使用状態で最大効率が得られるよう荘原製作所は全面的な協力をしてくれた。このポンプを設置して試運転を行った際、細かい砂が僅か吐出管出口につけた袋にたまっていた。設置時の動水位は約30mであったので、図3.7より1.1m³/min程度の揚水量になり、それまでのボアホールポンプの約2倍の揚水能力となった。これに伴って給水制限も解除され、水道部会の将来に明るい見通しができた。

40年6月、水撃防止のため送水管の地上に出たところにスモレンスキー・チェックバルブを取り付けた。41年になり、水中モーターポンプの使用を開始して4年を経過し、一度ポンプを上げて点検する必要性もあり、また故障時の予備としてもう1台ポンプを確保する必要性もたびたび委

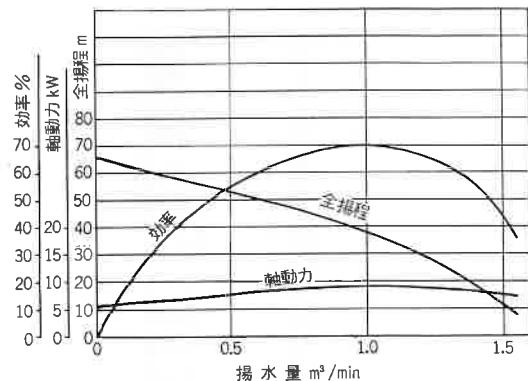


図3.7 1号井戸揚水ポンプ特性曲線(昭37～現在) エハラ100BHS型水中モーターポンプ(送水量1.0m³/min, 全揚程34m, 回転数2900rpm, 動力11kW)

員会で取り上げられたので、41年5月の総会で同形式のポンプをもう1台購入することが決定され、41年7月新しい水中モーターポンプを1号井戸に設置し、それまで使用していたポンプを引き揚げ、オーバーホールを行い格納した。

この試運転(揚水試験)を行った際、豆粒くらいの小石が上がってきたので、この前の試運転の時の状況と合わせて、井戸パイプの下部に入っているストレーナーの老朽化破損が心配になってきた。42年はひでりが続き、区内の学園町、土支田町、春日町などでは井戸の水が枯れ、給水車ができる有様であった。

それらの情勢もふまえて、1節で述べたように、42年5月の総会で2号井戸掘削についての調査を行うことが決められ、専門委員会に諮問された。専門委員会では新藤静夫氏の調査された結果ならびに井戸掘削業者などの意見を参考にして、現在の2号井戸の地点に井戸を新しく掘削することが適当であるとの答申を提出した。それに基づいて水道部会委員会で検討され、43年5月総会で2号井戸を新しく掘ることが決定された。

2.2号井戸

その後、新しい井戸の掘削は三協工業株式会社に依頼することに決定し、43年8月6日(火)着工式を行い、水中モーターポンプの設置も含めて、43年11月30日(土)すべての工事が完成し、12月1日(日)試運転、完工式を行った。

井戸の掘削はローピング式で行い、完成した井戸は、井戸口径250mm(掘削口径400mm)、完成

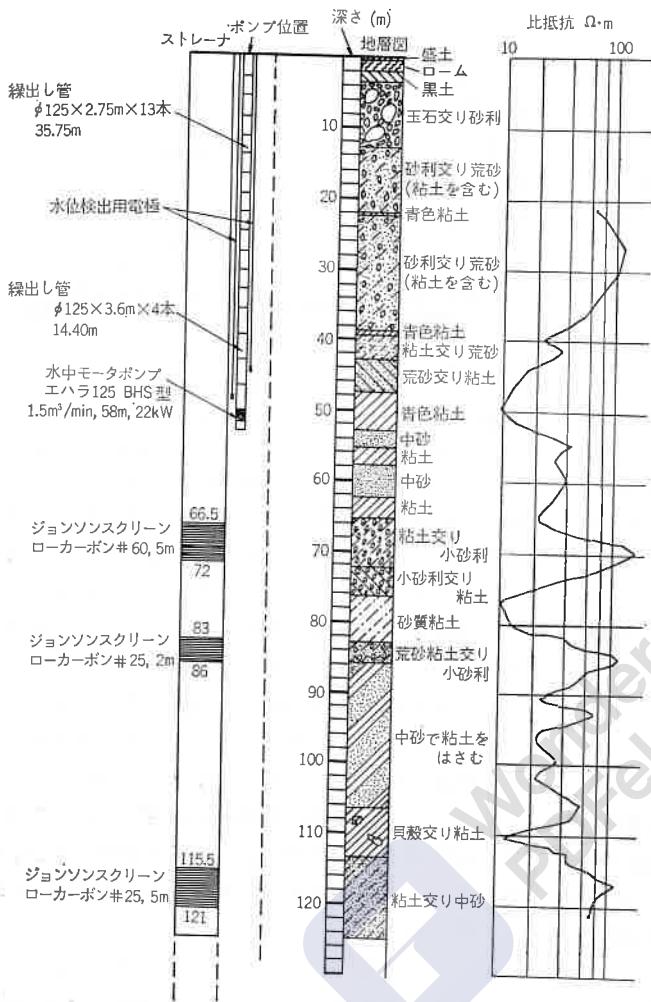
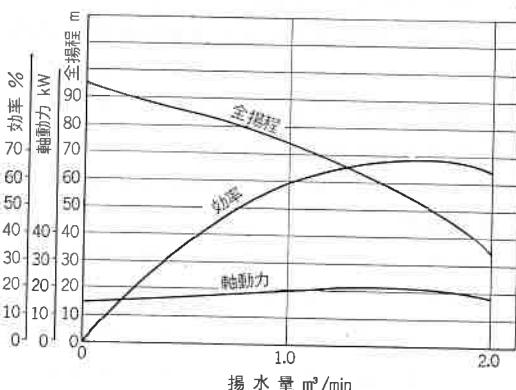


図3.8 2号井戸地層断面図ならびに電気検層図

図3.10 2号井戸揚水ポンプ特性曲線(昭49～現在) エハラ125 BHS型水中モーターポンプ(送水量 $1.5m^3/min$, 全揚程58m, 回転数2900rpm, 動力22kW)

深度125m、静水位（自然水位）30.5mであった。ローピング式という掘削法は綱掘りともいわれ、ロープの下に掘削用のビット（スチールの先端に超硬合金を溶接した刃物）をつけ、それを80~90cm上下運動させた場合の落下力により地盤を碎いて掘削していく方法である。この方法は比較的井戸口径が大きく（250~350mmくらい）、比較的浅い井戸（200~300m程度）の場合に費用が安く有利である。

なお、井戸掘削の際調査した地層断面図ならびに電気検層図を図3.8に示す。電気検層といるのは、大地の電気抵抗を測定することによって水の出てくる度合を推定する方法で、図3.8の右側の図で抵抗の少ない部分すなわち曲線の左に寄った部分は粘土質で水がありでてこないことを示し、曲線の右によった部分は砂、砂利の地層を示し、水がよく出てくることを示す。この曲線の右側にあるピークの部分にストレーナを置けば、水がよく出てくるわけである。

揚水ポンプは、さしあたり1号井戸の予備ポンプとして格納していた100BHS型11kWのものを設置した。総工費は揚水ポンプ設置も含めて3,612,550円であった。

その後45年8月、この井戸に相応したエハラ125BHS型（送水量 $1.5m^3/min$ 、全揚程58m、回転数2900rpm、動力22kW、荏原製作所製）を取り付け、8月26日より運転した。このポンプの性能立会試験は荏原製作所川崎工場で行われた。図3.9に全体図、図3.10に特性曲線を示す。

その後46年9月5日、ケーブルが切断したためポンプを上げ修理を行った。また、49年10月前と同じ125BHS型水中モーターポンプを新しく購入し、古いポンプと交換した。この古いポンプはオーバーホールを行い、1号井戸の古いポンプと共に三協工業に保管を依頼してある。49年10月設置したポンプは順調に作動し、今日に至っている。

地下水位の変化

3. 揚水ポンプの運転制御

井戸から貯水槽に水を汲み上げる揚水ポンプの運転は、貯水槽の中の水面の位置（高さ）を検知することによって、自動的に行われる。

このために、貯水槽の中には、水位検出用の電極が2組設置してある。1つは貯水槽の下の方にあり、貯水槽が空（カラ）になる前に揚水ポンプを起動させるためのもので、もう1組は上の方に設置してあり、貯水槽が満水になったら、溢れる前にポンプを止めるためのものである。これらの上位および下位電極は、揚水ポンプ制御盤の制御回路につながれており、水位が下位電極まで下がった時は、制御回路によってモーターの起動回路が接続され、揚水ポンプによる揚水が始まる。揚水ポンプの運転によって、貯水槽内の水位が上位電極の位置まで上がると、制御回路の動作により揚水ポンプは止まり、制御回路は旧に復し、次の動作、すなわち低水位における起動にそなえる状態になる。

このような動作を繰り返して、貯水槽内の水位は、いつも上位および下位電極の間に保たれる。また、揚水ポンプに何か異状が起こった場合には、自動的に運転を止めて、警報が鳴り、保守者に知らせる。揚水ポンプの運転は手動で行うこともでき、この場合は貯水槽内の水位に関係なく、ポンプの起動・停止ができる。

これらの水位検出用電極による制御回路およびモーターの起動回路と、異状の際の停止および警報回路は、1つのキャビネットに組み込まれ、井戸ポンプ制御盤として、1号および2号井戸用それぞれ、壁面に取り付けられている。1号、2号の切替えは手動により行うが、両方を同時に運転することはできない。

なお、2号井戸には、井戸の中に水位検出用の電極があり、井戸の水位が下がった場合に、揚水ポンプの運転を止め、空転による事故を防ぐようになっている。

3節 地下水位の変化

井戸の水を汲み上げていない場合の井戸の水位を静水位、揚水中の水位を動水位と呼んでいる。当部会では、37年から毎日10時に静水位と動水位

を測定して記録している。水位測定装置を示すと図3.11のようである。地上から1号ならびに2号のポンプ位置まで銅管（外径10mm）をおろし、地上の端部に圧力計が取り付けてある。圧力計のもとに分岐管を作り、そこに自転車の空気入れを接続して空気を送り込むと、水の深さによる圧力が丁度銅管内の圧力と等しくなると水中に入れた銅管の先端から空気が気泡となって逃げるようになり、圧力計は一定の圧力を示す。この時の圧力を読めば、それが水の深さにより生ずる圧力に等

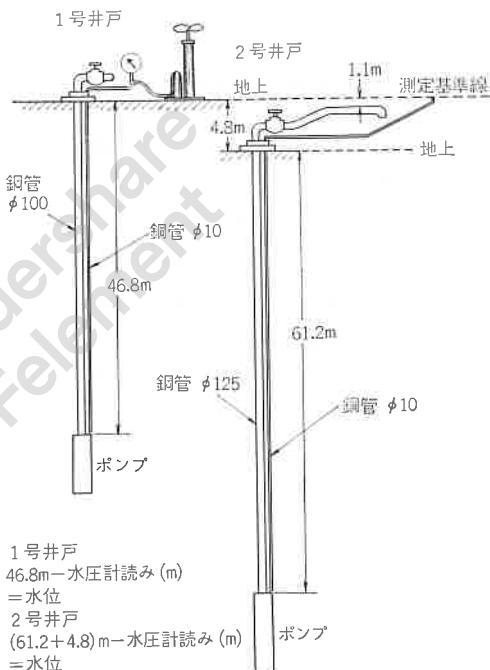


図3.11 水位測定装置

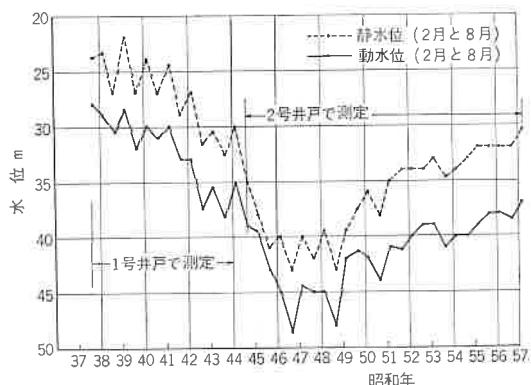


図3.12 水位の経年変化

しくなる。この場合、 $1 \text{ kgf/cm}^2 = 10 \text{ m}$ 水深の換算を行えばよい。こうして測定した水深を 1 号井戸では 46.8m から、2 号井戸では 66m から減すれば、その時の静水位、動水位が得られる。

こうして測定した静水位、動水位の37年以後の経年変化を示すと、図3.12のようである。44年までは1号井戸で、44年以後は2号井戸で測定を行っている。図3.12を見ると、46年頃までは水位の低下が大きいが、2号井戸になってからは水脈の良好な上に都の地下水規制もあって、水位は上昇の傾向にある。静水位と動水位との差も6mで大変よい井戸である。

4 節 地下貯水槽

井戸から汲み上げた水は一度貯水槽にためられる。貯水槽の目的は送水量の変動に対応し、水中モーターポンプの運転休止の時間をとり、また沈砂の役目もする。その構造は図3.13に示すようで、断面積 $92m^2$ 、深さ2.98mであるが、揚水泵ポンプを停止させる電極の信置が現在は深さ2.05mの所にあるので、貯水量は $190m^3$ である。なお、

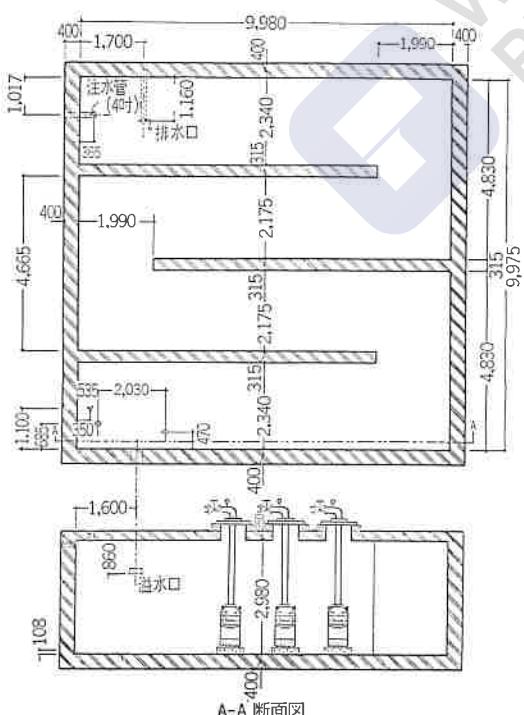


図3.13 貯水槽

毎年10月に全部水を出して貯水槽内の清掃ならびにいたみの点検を行っている。この際、貯水槽には砂は全くたまっていない。これは地下水脈が極めて良好なことを物語っており、揚水ポンプの寿命にも大変よい結果をもたらしている。

5 節 送水方式

1. 地上ポンプと圧力タンクによる方式

当初は10馬力(7.5kW)のモーターで2段のタービンポンプ*を動かし、水を地下水槽から加圧タンクに送って溜め、加圧タンクの上部にコンプレッサー(1馬力モーター)で1.5~2気圧に空気を入れて加圧送水していたようである。送水ポンプやコンプレッサーの、運転がどのような方法で行われていたかは記録がないので明かでない。

25年11月～27年8月の決算報告では、10馬力と25馬力の2台のモーターがあると推定されるが、ポンプを2系統にしたのはいつか不明である。ただ、1台のポンプが故障した時のことを考え、25馬力のタービンポンプ1台を追加したことは想像できる。

32年6月頃圧力スイッチを設置しているので、この頃モーターの運転の自動化を行ったものと思われる。

32年8月31日の通報でボアホールポンプ、タービンポンプの修理完成の報告がされており、この年の10月末、流量計（NITTO流量計、KA100FB型、日東精工製）を取り付ける予定となっているので、この頃加圧タンクへの送水系統は、タービンポンプ2台を設置し、吸込管は1本で途中2本に分けてポンプに接続し、そのあと1本にまとめ流量計を付け、加圧タンクに送水するようになっていたと判断される。どちらの系統を運転するかを配電盤で決め、交代で使うのではなく、調子のよいものを主に使っていたように思う。始動・停止は加圧タンクに取り付けた圧力スイッチにより自動的に行われていたが、スターデルター・スイ

* 羽根車の外側に案内羽根のあるもので、30m以上の比較的高揚程に用いられる。高揚程のポンプは羽根車出口の水の速度が大きいので、そのまま渦形室に出ると水は互いに衝突して損失が起こるから、案内羽根によって速度水頭を圧力水頭に変え、渦形室に送るようになっている。

送水方式



図3.14 エハラ 100MSIVM型ダブル・ボリュートポンプ（図は100 MSⅢM型を示す）（送水量1 m³/min, 全揚程70m, 回転数1450rpm, 動力19kW）

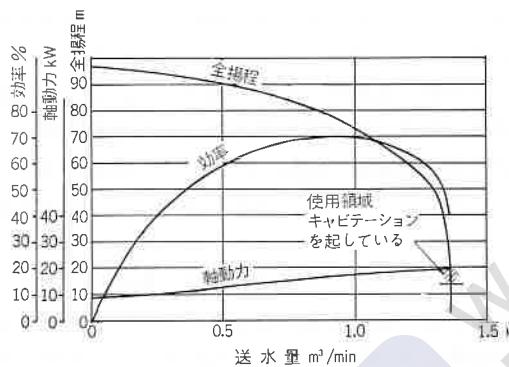


図3.15 送水ポンプ特性曲線（昭36~40）エハラ 100MSIVM型ダブル・ボリュートポンプ（送水量1 m³/min, 全揚程70m, 回転数1450rpm, 動力19kW）

ッチが時々うまく作動しなかったようである。

33年7月1日、流量調査を行い、送水量0.8~1 m³/min、タービンポンプを1号から2号に切り替えるとも記録されている。

36年、タービンポンプが相当摩耗し、性能も低下してきたので、荏原実業の設計でエハラ・ダブル・ボリュートポンプ*100MSIVM型（送水量1 m³/min, 全揚程70m, 回転数1450rpm, 動力19kW, 茛原製作所製）を設置した。このポンプの全体図を図3.14に、特性曲線を図3.15に示す。この性能曲線を見ると、使用送水圧2.0kgf/cm²付近は効率の低下したところにあり、送水ポンプとして適当でないことがわかった。そこで、以後ポンプ形式選定にも業者まかせにせず、水道部会と

* ガイドベンを取り去り、羽根車の外周に接して2つの渦形室があるポンプで、比較的低圧用として用いられる。

して積極的に参加することの必要性を痛感した。

たまたま、もう1台の送水ポンプの交換時期になったので、端末における圧力その他を考慮して使用送水圧1.3~2.0kgf/cm²を決め、この範囲で効率最高になるようポンプを選定した。そして40年種々検討の結果、エハラ 130SHM型片吸込渦巻ポンプ（送水量1.83 m³/min, 全揚程24m, 回転数1450rpm, 動力15kW, 茂原製作所製）を決定し、三協工業株式会社に発注し、同年8月7日設置を完了し、送水を開始した。この送水ポンプの全体図を図3.16に、特性曲線を図3.17に示す。ついで、もう1台の19kWのダブル・ボリュートポンプの交換時期を待って42年8月28日、同じS型片吸込渦巻ポンプ125SHM型（送水量1.5m³/min, 全揚程32m, 回転数1450 rpm, 動力15kW, 茂原製作所製）を購入、設置し、ここに初めて2台とも必要な送水圧にマッチした送水ポンプとなり、効率の高い状態で送水できるようになった。

しかし、給水量が年々増加しており、ポンプの運転時間、起動回数が増大して、その繰返しによる疲労、羽根車のボス穴キー溝の角とバランスホールと接近しているためなどの原因と、たまたまフート弁の作動不良の事故とも重なって、羽根車に亀裂の入る現象が頻繁に生じた。40年購入のポンプは43年7月、45年1月に、42年購入のポンプは44年2月、44年8月、45年9月にそれぞれ羽根車にクラックを生じた。その状況は図3.18のようである。

そのつど三協工業川口工場で立会試験を行って

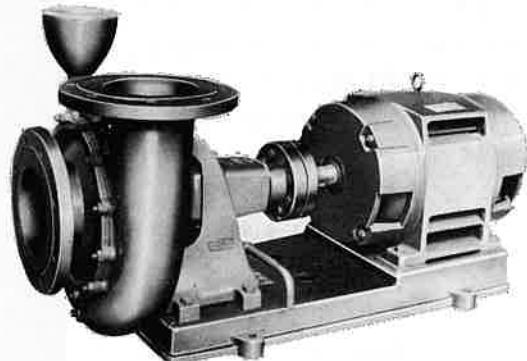


図3.16 エハラ130SHM型片吸込渦巻ポンプ（送水量1.83m³/min, 全揚程24m, 回転数1450rpm, 動力15kW）
(茂原製作所製)

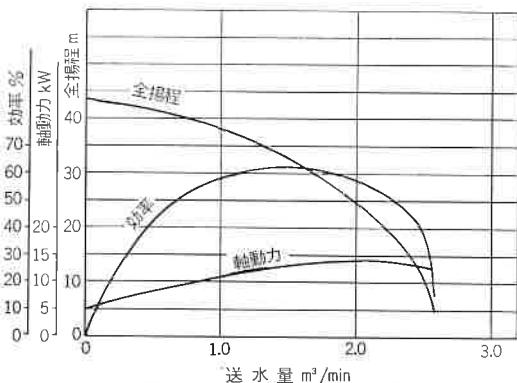


図3.17 送水ポンプ特性曲線(昭40~53) エハラ 130SHM型片吸込渦巻ポンプ(送水量1.83m³/min, 全揚程24m, 回転数1450rpm, 動力15kW)

性能をチェックした。図3.19は立会試験場の様子を示すもので、水道部会從業員として部会のために大へん尽力して頂いた後藤辰之助氏の元気な様子が見える。

これらの故障は46年9月最後の修理の時、いずれも羽根車の材質を砲金に変え、ポンプ出口の弁を絞って起動から停止までの間隔を長くして、起動停止のショックを少なくするよう配慮した。また、空運転の危険を防止するため、吸込管のポンプ入口近くにプラグを設け、吸込管に水がなければ、すなわちプラグに導通がなければポンプのモーターは自動停止し、ポンプの破損を防ぐようにし、フート弁の作動と相まって送水ポンプを保護する二重の安全装置とした。このような処置を施したあとは、ポンプの破損事故は起こらなかつた。

送水ポンプから送り出された水は、流量計を通って圧力タンクに導かれる。加圧タンクは図3.20に示すようで、上部の管は空気圧縮機に接続され、消費された空気を補充することによりタンク内の水面に常に圧力をかけるようになっている。タンク内の圧力が1.3kgf/cm²になると、タンク上方に設置された圧力スイッチが閉じて送水ポンプのモーターが起動され、2.0kgf/cm²になると圧力スイッチが開いて停止するようになっている。このスイッチは簡単な構造のもので安定に動作していたが、送水量の増加に



図3.18 S型渦巻ポンプ羽根車の破損(吸込側裏側)

伴ってタンク内の水はすぐ少くなり、送水圧力が下がってしまうようになった。そのため、ポンプは頻繁に起動停止を繰り返すようになり、制御回路を構成する繼電器類やモーターを起動停止させる電磁開閉器の損耗が甚しく、故障も多くなってきた。送水ポンプは2台あったが、その切替えは手動によって行った。

加圧するための空気圧縮機は、最初は圧力計の目盛を見て隨時手動で操作されていたが、40年6月起動のみ自動化した。すなわち、タンク内の水位がタンクの中央よりやや上方に来た時の送水圧2.0kgf/cm²になるよう自動的に空気圧縮機を運転するようにした。その方法は水位計のガラス管の中にステンレスのパイプを3cmくらいの間隔をおいて対向させ、水位が上昇して上のパイプの



図3.19 三協工業川口工場における立会試験(昭和43年7月29日)

送水方式

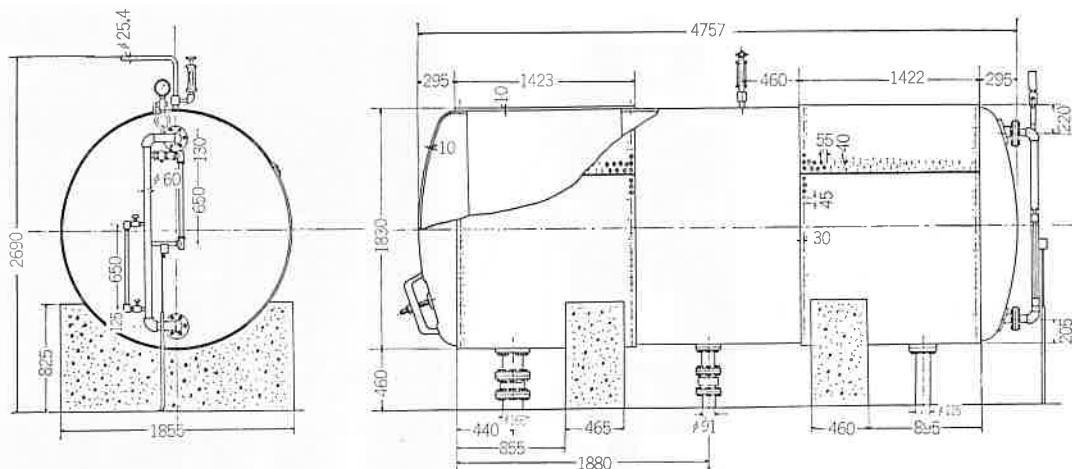


図3.20 加圧タンク

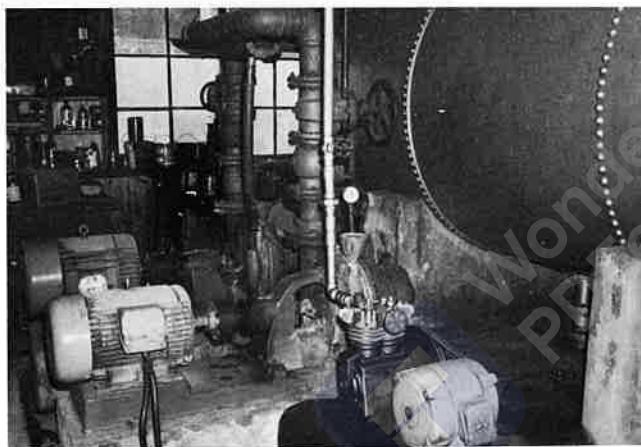


図3.21 機械室に配置された加圧タンク、送水ポンプ、空気圧縮機

下端に達すると水を通して電気回路が閉じて圧縮機が始動するのである。停止は手動で行った。47年7月、電気回路にタイマーを取り付け、圧縮機が始動して15分たつとタイマーにより停止するようとした。加圧タンク、送水ポンプ、空気圧縮機などの配置を示すと図3.21のようである。

2. 全自動運転による直送方式

当水道部会の送水施設は、加圧タンク方式のもとにポンプ、制御方式、故障警報方式等に順次改良を加えてきたが、加圧タンクが腐食などで老朽化し、送水ポンプも交換を検討する時期になり、51年頃から給水方式の再検討の必要が生じてきた。それで長年のデータを基礎として現状に最もよくマッチした送水方式を採用するために、その検討について52年に専門委員会に諮詢された。水

道部会委員会ならびに専門委員会では、三協工業株式会社の協力を得て2ヶ月間組織的な検討を重ね53年2月20日付で専門委員会から委員長に答申が行われた。この答申に基づき、三協工業と協議し実施案が作成され、53年3月臨時総会を開き、その実施を決定した。工事は三協工業に依頼することに決まり、53年5月25日着工、同年7月27日完成した。総工費857万円であった。

この給水方式はTPS (total pumping system) 方式と呼ばれる新しい給水システムで、必要な場所に必要な量の水を必要な圧力で送り届けることを目的として設計された。その大きな改良点は、地上に送水ポンプを置き加圧タンクにより送水していた方式を廃止して、水中モーターポンプ3台の自動交互運転による新方式にした点である。今までの方式は送水ポンプの運転・停止回数が多いため送水ポンプの故障をたびたび起こしていたこと、加圧タンクが老朽化してきたこと、送水ポンプの交換する時期にも来ていることなどを考慮して新方式に踏み切ったのである。この方式を採用することにより、送水ポンプの故障と運転による騒音をなくすことができると共に、地上設備がなくなるので敷地面積も有効に利用できる。

使用した水中モーターポンプはエハラ 100BMS 型水中渦巻ポンプ（送水量 $1\text{m}^3/\text{min}$ ）全揚程

15.5m, 回転数2900rpm, 動力3.7kW, 荘原製作所製) 3台で, このうち1台の運転か, または2台並列運転のいずれかにより給水が行われる。このポンプの全体図を図3.22に, 貯水槽に設置した状態を図3.23に, 性能曲線を図3.24, 図3.25に示す。図3.25は2台並列運転した場合のものである。

水中モーターポンプによる直送方式は, 同じ性能の3台の水中モーターポンプを貯水槽内に設置し, これらを水の使用状況に応じて自動制御し, 送水圧力の変動の幅を少なく保つと共に, 経済的な運転を行うように設計されている。すなわち, 1台で送水している時に, 送水圧力が予め設定された圧力(水柱14m)より低くなると, さらにもう1台のポンプを起動させる回路と, 2台で送水中に送水量が少なくなり, 設定した流量(0.8m³/min)より下がった時に1台のポンプを止める回路との組合せによる自動制御方式になっている。

これらの動作を, その順序に従って述べると, 大略次のようになる。まず一番はじめに電源が投入されると, 1号ポンプが起動して送水を始める。この一番はじめの場合というのは, 停電やその他の事故で断水したあと, 送水を再開する場合に相当するので, 送配水管の中には水がなく, しばらくの間は大量の水が流れ, 送水圧は上がらない。送水圧力を検知する圧力計の接点が閉じて, 次の2号ポンプの起動を指示するが, 実際にはそれから数分間の間をおいてから2号ポンプが起動するよう, 遅延継電器(タイマー)によって調整されている。これは, 送水圧力が時々刻々, 細かく変動するが, 細かい変化は無視して, 制御回路や起動回路が無用な動作をしないようにするためであり, この遅れの時間は任意に設定することができる。低水圧が続くと2号ポンプが起動し, 前の1号ポンプと共に, 2台並列で送水を行うよう



図3.22 エハラ100BMS型水中渦巻ポンプ(送水量1m³/min, 全揚程15.5m, 回転数2900rpm, 動力3.7kW)



図3.23 貯水槽に設置した水中渦巻ポンプ

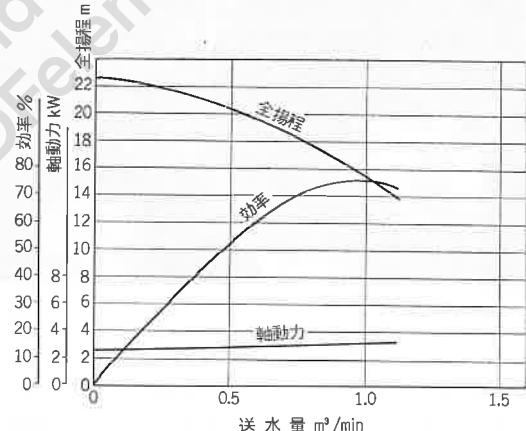


図3.24 送水用水中渦巻ポンプ特性曲線(昭53~現在)

エハラ100BMS型水中渦巻ポンプ(送水量1m³/min, 全揚程15.5m, 回転数2900rpm, 動力3.7kW)

になり, 当然送水圧も高くなる。圧力計の接点は閉くが, この圧力計の接点による制御はポンプの起動のみを行うので, 接点が開いても, 2台の運転は継続される。

次に送水量が少なくなった場合, この装置では流量計によってその時の流量を計り, これが予め設定された流量まで下がった時に次の動作に移る。流量も圧力と同様, 細かい変動を繰り返しながら徐々に下がっていくので, 予め設定された流

電力使用量の変遷・給水配管系

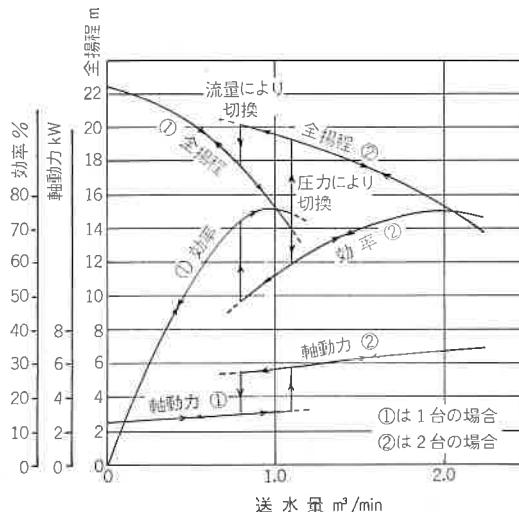


図3.25 水中渦巻ポンプによる直送運転時の特性曲線

量に達すると、圧力の場合と同じように、まずタイマーが動作を始める。その間、2台の並列運転が、続けられるが流量が設定した流量以上にならない状態がしばらく続くと、運転中の2台のポンプのうち先に運転した方（この場合は1号ポンプ）が止まり、以後は2号ポンプ1台による送水となる。また、送水量が増えて水圧が下がると、前と同じ順序を経て、今度は残る1台（3号ポンプ）が起動し、2台による運転が行われる。このような順序で、ポンプは単独、並列、単独の運転を繰り返し、水圧の変動幅の小さい送水を続けることができる。

以上のように、送水ポンプは常に1台または2台が運転状態にあるが、3台並列運転にはならない。それは今の総使用量から考えて、その必要がないためで、どれか1台は常に予備となっている。

停電の場合には、当然運転中のポンプは止まり、制御回路は一番はじめの状態に戻って、送電の再開を待つ形になる。送電が開始されたときは、必ず1号ポンプ1台による送水から始まり、前記の動作を繰り返す。

また水中モーターポンプに故障が起きた場合には、そのポンプの運転を止めると同時に、次のポンプを起動させて送水を続け、警報（ブザー）を鳴らして、故障の発生を保守者に知らせる。この動作は、運転中または起動時においても同様で、

以後の制御は故障したポンプをとばして、前と同様の順序で運転が続けられるので、送水ポンプが1台故障しても、支障なく送水を続けることができる。

なお、貯水槽には、前に述べた井戸の揚水ポンプ用のものよりさらに低い位置に水位検出電極があり、揚水ポンプの故障などのため、揚水ポンプが起動すべき水位よりも水位が低くなった時には警報を出し、さらに水位が低くなった時は、すべてのポンプの運転を止めて、ポンプの空転を防ぐようになっている。

以上のように、送水ポンプの制御は圧力計の動作点、流量計による動作点およびタイマーを調整することにより、送水状況に適した自動制御ができるようになっている。

なお、送水中の送水圧力および流量は、記録計によって連続して自動的に記録され、送水の状況が詳細にわかるようになっている。これらの電気系統図を示すと図3.26のようである。

6節 電力使用量の変遷

電力は電圧200Vで供給されている。37年に変圧器が小容量でモーターの回転その他に不具合があったので、60kWに変えた。その後46年12月80kWに増強した。35年1月以来朝夕2回、36年4月からは8時、12時、16時、19時の4回電力使用量を記録している。その記録に基づいて1日平均電力消費量（1カ月の電力消費量をその月の日数で割ったもの）を夏期（8月）と冬期（2月）について年ごとの変化を示すと図3.27のようである。各月ごとの使用電力量の1年間の変化を昭和36、45、55年の3カ年について示すと図3.28のようになる。36年、45年は夏と冬との使用電力量の差が著しいが、55年になると夏のピークが表れず、1年間平均して使用されていることがわかる。

7節 給水配管系

1. 配管

給水管はエタニットパイプ（石綿セメント管）で宅地造成の時（昭和16～17年頃）全部埋設したものである。現在の配管を図示すると図3.29のよ

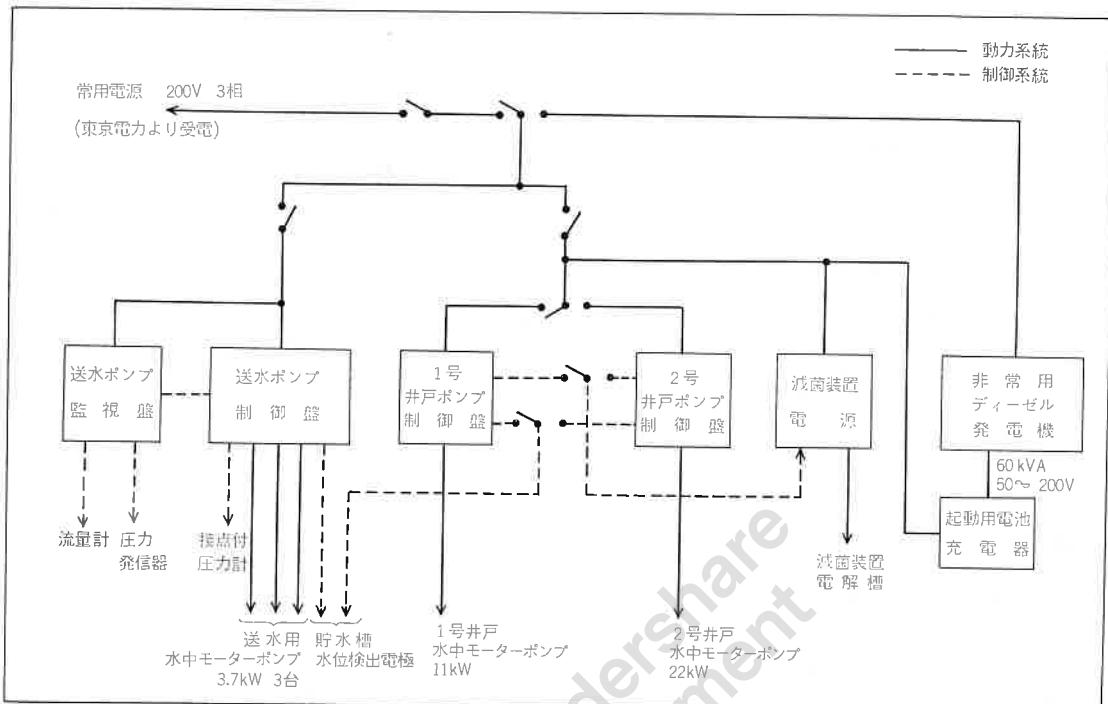


図3.26 電気系統図(昭57.11現在)

うである。送水ポンプより送り出された水は三条通りまで内径 150mm の管で、それから 100mm の管に分れ、その先さらに 75mm に分岐され、末端では一部 50mm 管も使用されている。管の厚みは内径 100mm のもので旧來のものは 10mm 程度、修理交換のものは 12mm 程度のものを使用している。

前からの伝言によれば、桜並木通り 1 丁目から 11 丁目まで給水管が敷設してあったということであるが、現在は使用していない。8 丁目、10 丁目あたりは始め埋設が浅くてよく故障したので改良したように思う。しかし、29 年頃までは本管の故

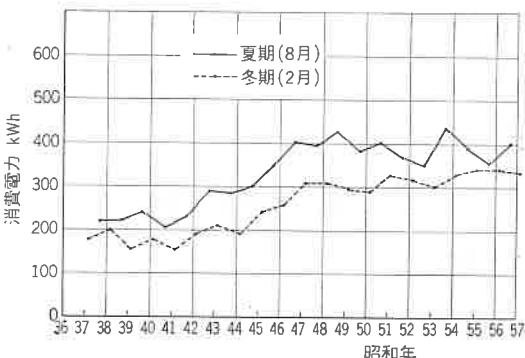


図3.27 電力消費量(1日の平均)の変遷

障は少なかったようである。記録を調べると、例えば25年11月～27年8月の決算報告では導水管修理費 10,510円とある。その後では29年 14,725円、30年 21,240円、31年 3,540円、32年 9,405円、33

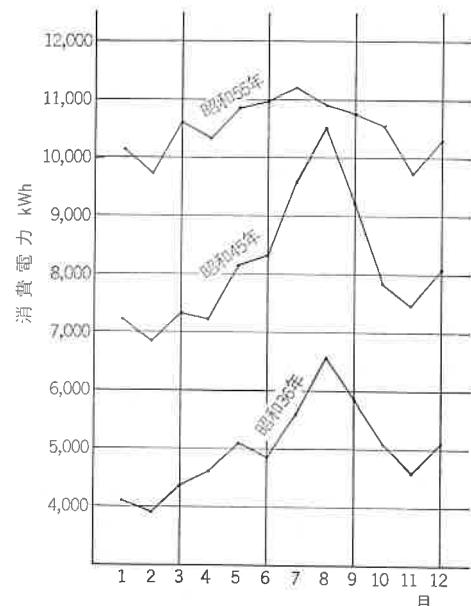


図3.28 月間使用電力量の変化

給水量の変遷

年 19,935 円、34 年 32,805 円などと記録されている。ただし、当時はエタニットパイプなどを会で購入し、会で人を雇ったり、従業員が手伝って作業をしているので、金額のみでは判断できないかもしれません。

記憶によれば、重量自動車が区域内に入り出した33年頃からと、道路や側溝の工事が行われるようになってから多発したようである。道路の舗装は、34年 6 月 2 丁目の通りに施工された簡易舗装が最初である。

34年 2 月には漏水調査をしたことが記録されている。また、34年 3 月区の工事による破損に対し工事費を請求している。25年11月～35年 3 月の記録では、マンホールの修理が多く行われている。

全体の配管系統については不明な点が多かったので、45年 2 月専門委員会のもとに配管調査委員会が設置され、全域にわたって詳細な調査が行われた。その方法は、合計33個の制水弁と泥吐弁を順次操作し影響を受けた家庭の蛇口よりの流出量を測定することにより地下の配管の系路を推定した。この大がかりな調査により主要な部分の配管は明かとなり、その測定結果に基いて地区別に断水ができる、かつ死水を作らないように考慮して制水弁と泥吐弁の新設と不用な弁の取り除きを行った。その後、下水道工事の際の掘削を利用して調査を行ったことにより、ほとんど全貌を明かにすることことができた。図3.29は、これららの結果修正した配管図で現状を示している。

2.弁類ならびに管接続部

制水弁、泥吐弁の設置場所を図3.29に示す。水道管理設当初は、泥吐弁は7区高田宏氏前に呼び径4インチの仕切弁図3.30が1個ついており、白子川に流すようになっていた。その後46～53年にわたって、下水道工事にともない桜並木通りへの端末に図3.31に示す口径20mmの止

水栓（コック形）7個、小林一男氏かどに1個を増設した。制水弁は初期ほどの程度入っていたか不明であるが、その後増設され、現在27個仕切弁がついている。仕切弁は呼び径 4 インチのもの 4 個、あとは 3 インチである。

管の分岐部には T 字管(図3.32)、曲り部にはペント(図3.33)、送水管のつなぎ部にはギボルトジョイント(図3.34)、異径管の場合には片落管(図3.35)を用いている。配水管によって各戸引込給水管を分岐する個所には図3.36のような分水栓が用いられている。管の折損した場合には図3.37に示すエースジョイントを用いて接続する。

8 節 給水量の変遷

給水量は33年 1 月以来朝夕 2 回、36年 4 月から



図3.29 給水配管系統図

は8時、12時、16時、19時の4回記録している。また、全自动運転になった53年7月からは給水量と水圧の変化を記録計により連続記録している。それらの記録に基づいて1日平均給水量（1カ月の給水量をその月の日数で割ったもの）を冬期（2月）と夏期（8月）について年ごとに変化を



図3.30 仕切弁（制水弁・泥吐弁として使用）

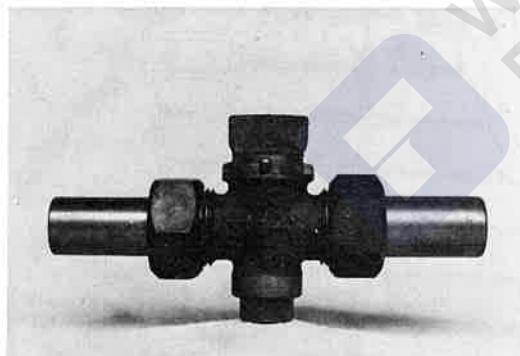


図3.31 乙止水栓（コック型）

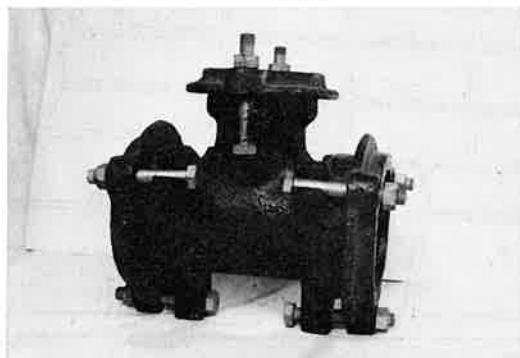


図3.32 T字管

示すと図3.38図のようである。図3.38と図3.27と対比して、 1m^3 の水を供給するに要する電力量を算出してみると、37年1月では $0.54\text{kWh}/\text{m}^3$ 55年8月では $0.37\text{kWh}/\text{m}^3$ で、ポンプ性能選定の適正化と送水システム系の改良進歩により給水電力（水中モーターポンプによる揚水電力も含む）がいかにも有効に使用されるようになったかを明瞭に示している。37年1月を基準にして実に46%の能率向上がなされている。

次に、各月ごとの給水量の1年間の変化を昭和36、45、55年の3ヵ年について示すと図3.39よう



図3.33 ベンド

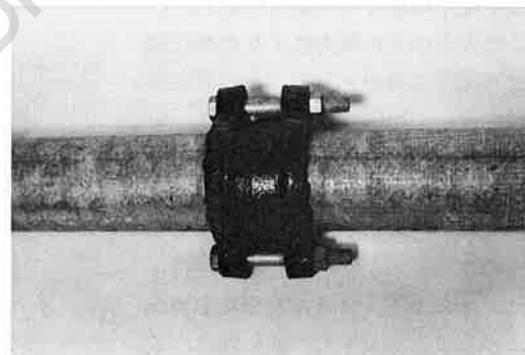


図3.34 ギボルトジョイント

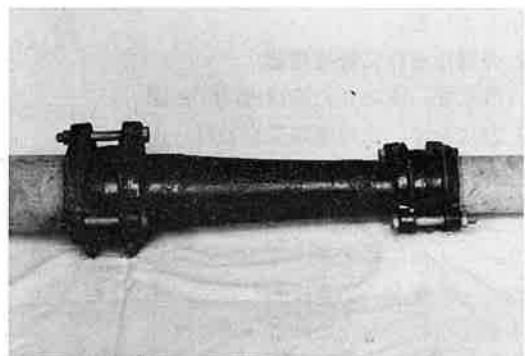


図3.35 片落管



図3.36 分水栓



図3.37 エースジョイント

になる。図3.28と同様に、36, 45年は夏と冬との給水量の差が著しいが、55年になると平均化されている。また、毎日の給水量の変化を56年2月と8月の1カ月間にについて示すと図3.40のようになり、1日のうちの時刻による変化を示すと図3.41のようになる。なお、給水世帯数ならびに人数の変遷を示すと図3.42のようである。

9節 水質管理

1. 水質検査

水質調査は30年頃から大体1年に1回行われるようになり、34年11月からは毎月1回行われている。ビールびんにいっぱいの水と保健所から支給されたプラスチックケースに汲んだ水を保健所に提出して、水質検査と大腸菌の検査が行われている。今まで常に1回の検査で合格の判定を受けており、大変良質の水であることが表3.1、に示すように保証されている。

滅菌については、昭和36年はじめまでは何も行

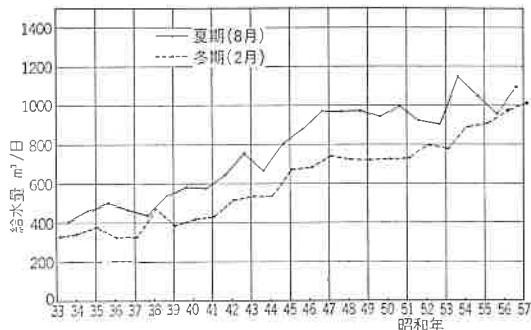


図3.38 年間給水量（1日の平均）の変遷

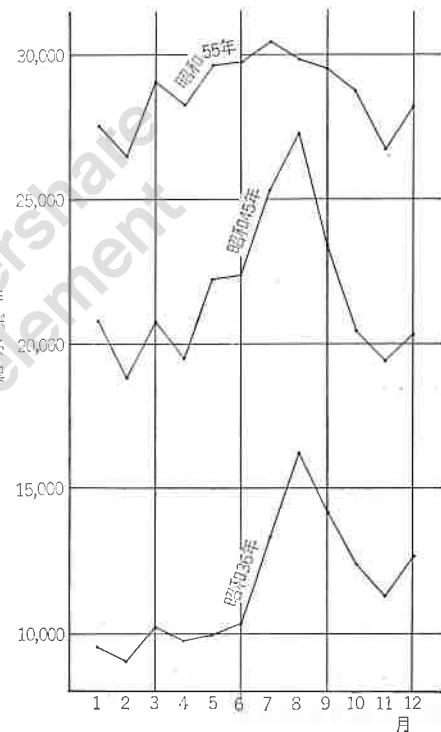


図3.39 月間給水量の変化

っておらず、生の水を飲んでいた。36年5月保健所より塩素滅菌を実施するよう通達をうけ、6月から次亜塩素酸ナトリウムの添加をはじめた。39年2月に電解式塩素滅菌装置を設置し、17年使用後の56年11月次亜塩素酸ナトリウム生成装置を新設し、現在良好に作動している。

なお、1974年アメリカでガン死亡率との間に相関のあることが指摘されて問題になった水道水中のトリハロメタンについて、56年11月25日都衛生局にて検査を実施してもらった。57年1月27日、検査の結果、当水道部会の水はトリハロメタ

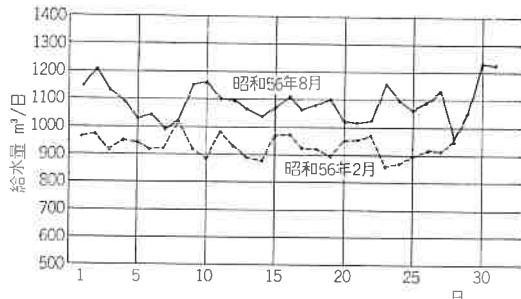


図3.40 毎日の給水量の変化（1カ月間）

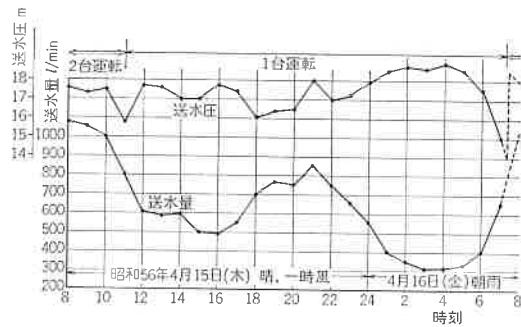


図3.41 1日のうちで時間帯による送水量と送水圧の変化（温度：室内 昼10°C, 晴17°C, 夜16°C 室外 最高22°C, 最低10°C）

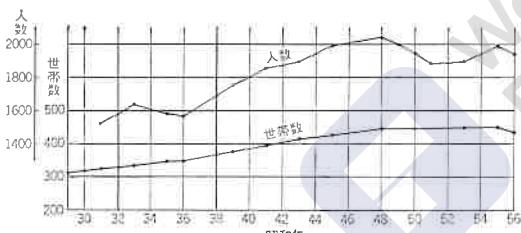


図3.42 給水世帯数ならびに人数の変遷

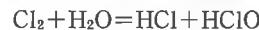
ン零であるとの通知を受けた。

2. 電解式塩素滅菌装置

39年2月横浜滅菌工業有限会社製の塩素滅菌装置を購入設置した。これは図3.43に示すように、電源部、電解槽、溶解器より構成されている。電源部に動力線(220V)をつなぐと内部の整流装置により低圧(25~5V)の直流が得られる。それを塩化マグネシウム液をいっぱい入れた電解槽のカーボン電極に \oplus を、陰極板に \ominus をつなぐと、電気分解により \oplus の方に塩素ガス、 \ominus の方に水素ガスが発生する。メーターの数字はアンペアを示すとともに、塩素発生量g/hを示すようになっている。滅菌には塩素ガスが必要なので \oplus 極の方を純ガラス布で囲って、塩素ガスを逃がさず集めて溶

解槽の方へ導く。ここで塩素ガスを水に作用させて次亜塩素酸(HClO)液に変え、これを給水管末端における残留有効塩素の濃度が0.1ppmになるよう調節して揚水ポンプよりの吐き出し口の水と共に貯水槽に注入する。41年4月滅菌装置への通電を自動化して、揚水ポンプの作動と同時化する制御装置を附加した。

この電解槽ならびに溶解槽における反応は



のとおりである。

この滅菌装置はよく働いたが、50年代に入って徐々に性能が低下し、腐食なども生じ、必要な塩素量を発生することが困難となってきたので、55年度の水道部会委員会ならびに専門委員会で種々検討し、56年5月の総会で次亜塩素酸ナトリウム生成装置を新設することを決定した。

3. 次亜塩素酸ナトリウム生成装置

滅菌装置を決定するにあたり、(1)従来の方式、(2)次亜塩素酸ナトリウム生成方式、(3)定量ポンプで市販の次亜塩素酸ナトリウム10%溶液を注入する方式と3種類を比較検討した。(1)の方式は塩化

表3.1 水質基準判定表と水質試験結果

水道水質基準判定表		当水道部会 水質試験結果 (昭56.12.19)
試験項目	水道法水質基準	
1 硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10mg/l以下 であること	6.4mg/l
2 塩素イオン	200mg/l以下 であること	17.0mg/l
3 有機物等(過マンガソ酸カリウム消費量)	10mg/l以下 であること	0.6mg/l
4 pH 値	5.8以上, 8.6以下 であること	7.2
5 味	異常でないこと	異状なし
6 臭	氣異常でないこと	異状なし
7 色	度5度以下であること	0度
8 濁	度2度以下であること	0度
9 一般細菌	1ml中100以下 であること	0(1ml中)
10 大腸菌群	検出されないこと	検出しない

注：上記検査は毎月1回、石神井保健所に提出した試料により東京都立衛生研究所で行われている。

消 水栓

マグネシウムの価格が少し高価であること、装置の取扱いが(2)に比べ面倒であること。(3)の方式は次亜塩素酸ナトリウムの価格もやや高いこと、定量ポンプの耐用年数も短いこと、(2)の方式は並塩を使用するので価格は安定していること、維持管理に手間がかからず安全性が高いこと、などの理由でいろいろ検討の結果、(2)の方式に決まった。56年5月の総会にはかり、設置を決定し、56年11月納入据付け、試運転を完了した。装置は横浜滅菌工業有限会社製で、価格は95万円であった。

この滅菌装置は電源部、並塩貯蔵槽、電解槽、反応槽より構成され、これらを図示すると図3.44のようである。電源部に動力線(220V)をつなぐと、内部整流器で直流に整流される。このメーターには次亜塩素酸ナトリウムの生成量が表示される。並塩貯蔵槽では並塩をタンクに貯え、飽和食塩水を作り、電解槽に送る。電解反応槽では陽極 \oplus で塩素が作られ、陰極 \ominus で苛性ソーダと水素ができる。隔膜は、陽極の食塩水と陰極の苛性ソーダ水溶液と混合しないように水素ガスは直ちに室外に放出され、塩素と苛性ソーダは反応槽で次亜塩素酸ナトリウム(NaClO)液に変えられ、これを給水管端末における残留有効塩素の濃度が0.1ppmになるよう調節して揚水ポンプの吐出口の水と共に貯水槽に注入する。なお、制御装置により揚水ポンプ作動時ののみ、電解が行われるようになっている。

電解反応槽内の反応は

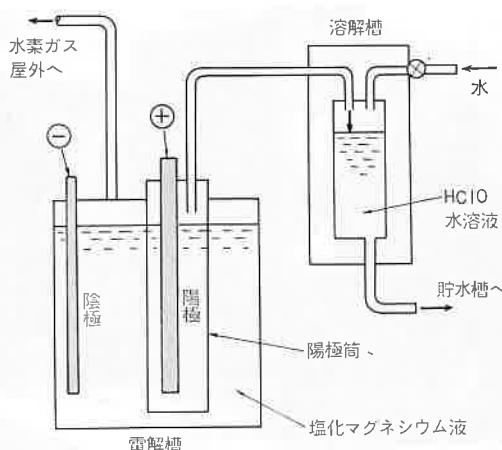
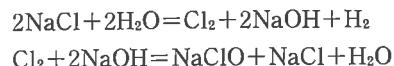


図3.43 塩素滅菌装置



のとおりである。

この装置はボンレスB-50といい、有効塩素発生量50g/hで、この量を注入すれば端末蛇口で残留有効塩素の濃度を0.5ppm程度まで上げることが可能であり、伝染病発生時の滅菌にも十分な能力を備えている。

4. 滅菌効果の検定

水道法によれば、末端蛇口から採取した水に、0.1ppmの残留有効塩素を含んでいること。地域に伝染病等発生したときは、0.2ppmあるいはそれ以上の濃度にすることが要請されている。

このチェックは前から比色法により行われている。これは採取した水にオルトトリジンを反応させると HClO あるいは NaClO の Cl の作用で変色するので、それと Cl の ppm のわかっている標準の色と比較することにより Cl の濃度を検定する。

当部会は、前述のように年に1回保健所の検査を受けるほか隨時この検定を行っている。

10節 消火栓

昭和17年、水道建設以来消火栓も順次増設してきた。しかし、火災時に消防車で大量の水を一時に使用されると他の家庭への給水にも支障をきたすことになるので、あくまで応急的な対策と考えてきた。45年前後に都の水道の本管が通り、地区

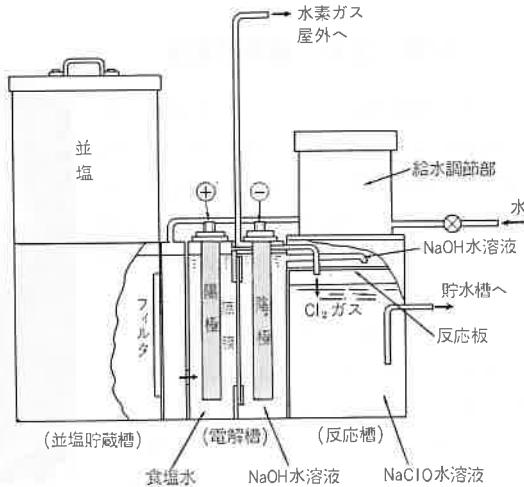


図3.44 次亜塩素酸ナトリウム生成装置

内に36個の消火栓が設置されたので、火災時のポンプ車への給水は都水道に頼ることになる。したがって、50年頃までは、7個の立管式消火栓を設置し、防災に努めてきたが、現在は図3.29に示すように、2丁目と6丁目に1つずつ立管式消火栓がついているだけとなった。この消火栓も、あくまで応急的な使用しか考えていない。

11節 非常時の対策

送電事故や落雷などのため停電があれば揚水ポンプ、送水ポンプ共に停止するので断水となる。40年代までは時々停電があり、そのつど断水していた。特に地震災害等で長時間停電となれば、その間断水となり重大な問題である。この非常時に對する対策については、以前から自家発電装置の設置が研究されていた。

たまたま、昭和55年1月練馬区の災害対策事業として、災害時近傍の人達に水を供給することを条件に自家発電設備の設置の申込みがあり、これを受けて55年4月ディーゼル発電機が設置され、55年5月区長との間に防災井戸の指定についての協定書がかわされた。これで災害その他による停電時も、まず間違いなく水の供給が確保されることとなった。

このディーゼル発電機（北越工業株式会社製 SDG-73S）は図3.45に示すように、エンジン定格出力75.5PS（1500rpmにて）、発電機出力60kVA（200V, 50Hz）である。

12節 土地・建物の変遷

土地は図3.46に示すような形状で、登記済権利書によれば、山林壱畠壱歩（102m²）、山林拾七歩（56.1m²）と宅地六拾四坪六合四勺（213.68m²）の3筆から成り立っている。30年6月に実測し、33年8月9日区役所土木課長、共栄会役員立会いのもとに確認が行われている。

家屋は、権利書によれば木造瓦葺平家建壱棟拾七坪（56.1m²）となっている。共栄会発足当時（25年11月）は、建物は現在のコンクリート床部分（含事務室）で北側の3尺のひさし部分もなかった。

24年3月29日付和解の仮契約書にメモしてある譲渡物件表にも、この形で記載されてあったと推定される。当時、水道主任・椎名源助は西隣（現敷地外）に宿舎があって、水道部の建物内に居住する必要はなかった。

所有権獲得（30年5月）後は、従業員の夜勤ないし宿直が必要となり、そのための部屋を増築することになり、30年4月頃、東側に6帖の間を造る計画で工事が開始され、途中で増築の追加となり、6月頃現在の和室の部分6帖と4帖ならびに裏の便所の部分も出来上がった。機械室の北側に3尺のひさしを出したのは確認できないが、決算書から推定すると43年でないかと思われる。これで建坪は約24坪（80m²）となった。

別棟物置（2階建7.5坪）は、34年10月1日より従業員後藤氏が家族と共に水道建物和室に居住するようになると関連して企画されたように思われる。32年9月頃から委員会の議題となり、小委員会で検討決定し、33年1月頃建築した。初期すなわち37、38年頃まで1階は物置であり、2階は疊敷きで会議室として使っていた。36年8月6日、後藤氏がひばりが丘に引越してからしばらくは会議室としていたが、その後物置として使用し、現在に至っている。

別棟物置（1.5坪）は33年頃北野神社の祭礼に際し、共栄会内の子供達にも祭らしい気分を味わわせようという意図で、小供御輿と太鼓を購入し、それを収納するため、34年2月頃建築され

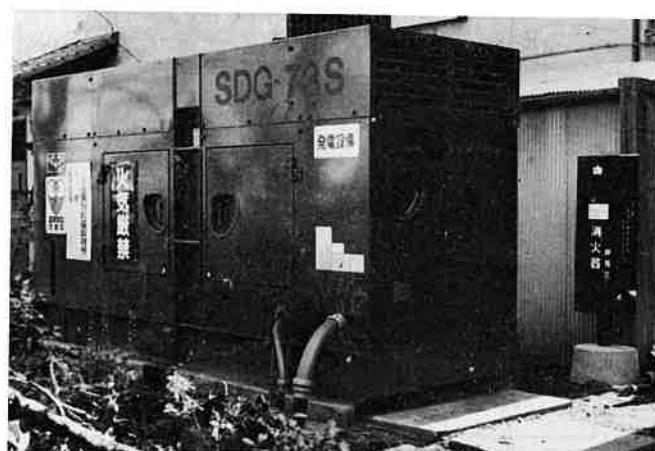


図3.45 自家発電設備

土地・建物の変遷

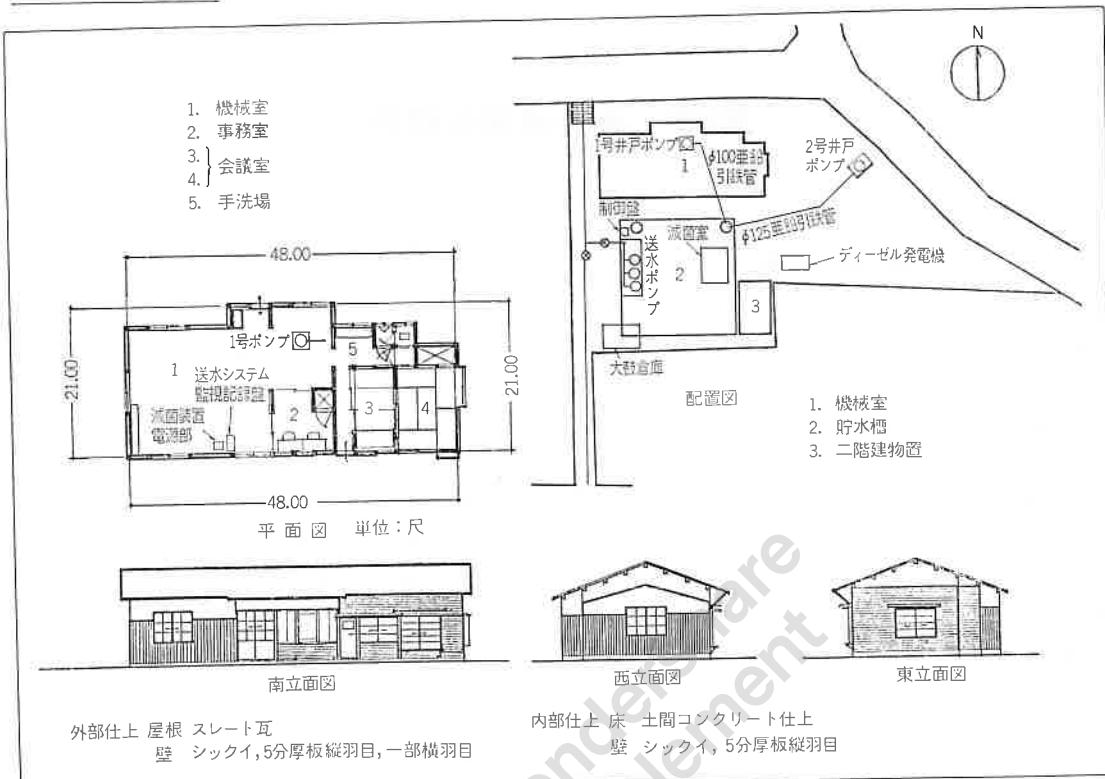


図3.46 土地・建物（昭57.2.10現在）

た。御輿と太鼓は現在共栄会の所有で、御輿は北野神社に保管されている。

滅菌室は36年滅菌を開始し、オーヤラックスの点滴注入を始め、その装置を入れる小屋として38年現在位置に滅菌室（1.5坪）を建築した。

これらの建物配置ならびに事務室のある建物（本屋）の平面図および立面図を図3.46に示す。本屋は機械室、事務室、会議室、手洗場などから

なっている。機械室には1号井戸があり、53年までは送水ポンプ、空気圧縮機、加圧タンクが配置されていた。現在は揚水ポンプならびに送水ポンプの配電盤と送水ポンプの監視盤ボックス（記録計つき）、滅菌装置用電源部があるだけで、加圧タンクも送水ポンプもないでの、現在会議などに利用されている。

第4章 維持運営の努力

1節 従業員

共栄会は25年11月成立したが、水道業務を日本復興住宅協会から引き継いで主体的にその運営を始めたのは29年6月頃からといわれる。それまでは住宅協会の島外次氏が水道料金の集金を含めて経理事務を行い、水道施設の運転管理は施設の西隣に住んでいた椎名源助氏が行っていたようであるが詳細はわからない。

その頃からの従業員の氏名とその異動は、次の通りである。

氏名	入所	退所
島外次	25年頃	29年6月
内田収蔵	25年頃	32年4月
市川	25年頃	30年1月
菊池	30年2月	30年4月
山崎	30年2月	32年3月
樽石正太郎	30年6月	36年1月
高橋鶴吉	32年4月	34年8月
成田竹治	34年9月	47年4月
後藤辰之助	34年11月	50年2月
辻広志	47年5月	47年9月
加藤一雄	47年10月	
山口好作	50年4月	

現存する32年4月からの作業日誌（32年3月30日から11月9日まで欠）から上記人名をたどると、

内田氏は日誌が書かれて半月後32年4月30日で退職しているが、同年7月1日にポンプ故障の応援のためか出所しているので随時応援しているようだ。

市川、菊池両氏は日誌には現れていない。

山崎氏には集金のみを嘱託したようである。

高橋氏は2年余勤務したが喀血して清瀬療養所に入院後退職した。

そのあと成田、後藤両氏を相ついで採用、後藤氏は34年10月31日に水道事務所内に住み込み36年

8月6日清瀬町に引越している。

共栄会になってから、夜間は交代で宿直勤務をして運転を監視していたようだ。宿直制は48年4月給水異常を知らせる夜間警報ベルを貫井良一氏宅に設置するまで続いた。その後は夜間異常が起きた場合は貫井氏からの電話連絡で従業員が緊急出動して応急対処し、場合によっては委員の出動を仰いでいる。

樽石氏が36年1月退職したあと同年3月1日から内田氏出勤との記載があるが、仕事の内容や勤務期間は日誌ではわからない。

この時期の日常業務のリーダーは32年4月までは内田氏、そのあと36年1月までは樽石氏であると思われる。

36年5月からは共栄会の中で水道部会が独立会計制となり、水道委員会が成立して先き行きの見通しを立てて施設の改善に取り組もうとする各委員の清新の意気あがる時代で、その空気に接して後藤氏の積極性もまた大いに発揚されたようである。後藤氏は41年5月水道管理技術者の資格を取得しているが、その努力は高く評価されるべきであろう。

後藤氏は人情肌の男であるが、悍馬ともいうべき一面があつて会員に対して当たりの強い所もあったが、業者ら部外者に対しても強い姿勢で臨み、現場の筋を通した。東京都の上下水道、東京ガスの配管埋設工事に当面して現場を駆け回り、当部会埋設管の保護に奮迅した。水道部会がこれら工事による当方の破損被害に対する賠償請求交渉に成功したのは、当時の吉本、高木、柳各委員長を先頭に後藤氏の現場証人としての発言も力を貸したものと思われる。同氏はまた日常水道施設の現場管理の立場から有効適切な提案を委員会に出してその維持改善に大きな功績があった。

成田氏は主として集金その他事務を引き受けていたようだ。当部会埋設管破損修復の折には、断水時間短縮のため現場でシャベルをふるっている

施設の維持運営

姿を見かけたものである。同氏は47年4月胃潰瘍のため依頼退職した。

その後辻氏を採用したが、まもなく交通事故にあい逝去。

後任に加藤氏を採用した。

後藤氏は48年12月停年を迎え、水道部会の内規により定年退職、引き続き嘱託として業務に従事したが、50年2月病のために急逝した。同氏の仕事は加藤氏が引き継ぎ、職場の良き伝統を生かしつつ山口氏と共に手抜かりなく日常業務に精励している。

2節 施設の維持運営

1. 揚水設備

25年11月頃住宅協会から引継いだ揚水設備は10馬力のボアホールポンプで、すでに10年近く使用してきたもので、そのお守りは大変だったと思われる。

日誌によれば、32年5月に末村委員宅で鈴木茂助、田中悦貳両委員が石井ポンプ会社のスタッフと協議のうえボアホールポンプを取りはずし修理に出し、その代わりに予備のポンプを使って揚水し、その間に取りはずしたポンプをオーバーホールに出し、出来上がったところで6月に井戸さえをしたうえで取り付けている。

33年6月27日にモーター過熱のためポンプを止め、10時半から1時間断水して節水を呼びかけている。

34年6月には使用水量の増加に対して揚水能力が足りなくなり、送水の元バルブを3/10まで縮め、7月には1/10まで絞って各戸に節水を呼びかけている。そうなると高地にある家の蛇口の水勢は極めて弱くなり、その不満に対して、埋設本管の制水弁を調節したり、最後には各戸別にそれぞれの止水栓までも絞るなど各戸均一に水が出るよう苦心している。

7月下旬には連日13時から15時まで運転を止めて、モーターの過熱を防いでいる。

35年の夏も何とか切り抜けて36年に入り、水道部会が共栄会の中で独立運営となって水道施設について見直し作業が始まり、5月末以降連日新しい委員が協議を重ね、またポンプのメーカーであ

る荏原製作所の営業を引き受けている荏原実業のスタッフの意見を聴取するなど、精力的かつ迅速に検討を進め、新たに11kWの水中モーターポンプを設置することを決めた。これは今までのボアホールポンプの2倍の揚水能力をもつ。この協議決定には主として当時の吉本委員長、板橋会計委員と中山（泰）、中山（滋）両現専門委員が当っている。

この水中モーターポンプは37年4月に完成、同月20日試運転のため荏原製作所川崎工場へ吉本、小西、中山（泰）各現専門委員と後藤氏が出張し、立合い確認の上同月25日26日両日断水して取付け完了。27日朝より給水を始め、高木委員長、石川委員、吉本、小西、中山（泰）各現専門委員立合で徐々にバルブを開き、5月6日全開運転に入った。水中モーターポンプは当時としては最新型の揚水ポンプなので、委員諸公としても一抹の不安なきにしもあらず、しかし結果として予期通りの成功を収めたので、その喜びも一入であったことが日誌からうかがうことができる。

39年から40年には自動スイッチの修理を行った。

41年5月、揚水ポンプの更新について柳、諏訪正副委員長他水道委員と中山（泰）現専門委員が検討のうえ、荏原製作所に発註。柳委員長、中山（泰）現専門委員が後藤氏と共に同所へ出張、試運転に立合い確認後、7月13日新旧ポンプの入替工事をした。旧ポンプは同製作所でオーバーホールして予備ポンプとして格納された。

42年6月に井戸の水位測定を実施。東洋大学・新藤静夫助教授、都消防技官・細野義純、都土木研究所・青木滋理博の3氏と諏訪、金山正副委員長、行本、浅島、鈴木、大里各委員ならびに吉本、小西、橋本、中山泰喜、中山滋各現専門委員が立合い検討の結果、湧水量はまれに見る優良井戸と確認された。この機にポンプの位置を3.6m下げて取水の安全度を高めた。

42年11月、今後の需要増加に備えて新井戸の掘削について専門委員を交えて水道委員会を開いて検討し、実現のため資料調査を行うことを決定。12月に東洋大学の新藤助教授を交えて協議、次いで三協工業のスタッフを委員会に招き、さく井に

ついて協議のうえ経費の見積りを求めた。

43年5月26日の総会で本件の承認を得て、6月に実行委員会が発足した。7月1日、三協工業・野呂瀬氏を招き中山（泰）専門委員を交えて水道委員会を開き協議し、7月4日発註仕様書を作成、7月8日三協工業とさく井工事契約を結ぶ。三協・野呂瀬氏、当方・金山委員長、鈴木管理委員、中山（泰）専門委員。

43年8月、さく井を開始、12月完工、2号井戸が誕生した。ポンプは1号井戸の予備ポンプ（11kW）を取り付けた。その間、吉本、小西、中山（泰）各専門委員と金山、杉山正副委員長ほか各委員諸氏は、たびたび工事現場を視察して完工に尽力された。

45年6月、需要水量が急増して揚水能力を越えて断水した際、期せずして水道事務所に集まつた吉本、高木、中山（泰）各専門委員と藤平委員長、金山元委員長、貫井、寺本両委員により、ポンプの能力増強が話し合われた。新ポンプ（22kW）は7月に発註され、藤平委員長、中山（泰）専門委員と後藤氏が荏原製作所川崎工場で立合い、性能確認のうえ8月に据付け完了、当時は藤平委員長、吉本専門委員が立合い運転を始めた。今まで使用してきた11kWのポンプはオーバーホールの、うえ三協工業に保管を委託している。

46年6月、1号井戸ポンプを引き上げて井戸の深さを測定し、77mを記録した。吉本、小西、橋本、高木、中山（泰）各専門委員と早崎委員長に新藤東洋大教授、渡辺教育大教授を交えて協議のうえ、ポンプの位置を57.8mとして据え付け、予備井戸としていつでも運転できる状態にある。

46年9月5日、2号井戸ポンプケーブル切断のため引揚げ修理をした。

48年3月と6月、2号井戸ポンプ制御盤の接触不良のため、それぞれ1時間断水して修復した。7月にポンプの異状警報器と運転、停止を標示するランプを新設した。7月始めより毎日1,000m³を越える送水を続けたが、異状はなかった。

49年5月、2号井戸ポンプが稼動後4年を経過したので、専門委員会で協議の結果、点検の必要ありと認定、その更新が総会で承認されて6月に発註、10月新旧ポンプの交換工事を完了した。本

件には中山（泰）専門委員、野沢委員長、柳常任委員が荏原製作所川崎工場に出張して試運転に立ち合い、性能を確認した。旧ポンプ（22kW）は同製作所でオーバーホールしたうえ、三協工業に保管を委託している。

50年2月、2号井戸ポンプ制御盤が故障停止したが、1号井戸ポンプに切り替え断水せず修理完了。

51年4月、2号ポンプの元スイッチが接触不良のため停止したが、1号ポンプに切り替え修理完了。

52年5月、ポンプの制御盤の絶縁測定を行ったところ、送水ポンプは良、揚水ポンプは不良と判明、調査の結果ポンプ配線と地下ケーブルの接続部が不良の原因であることを突きとめ、テープの巻替えを行った。本件は奈良副委員長が立ち合い、尽力された。

53年7月、2号井戸ポンプ制御盤の修理をする。以後、奈良委員長の指導により電気系統は安定している。

2. 送水設備

共栄会が引き継いだ送水設備は3章5節1で述べられているように、1号タービンポンプ（10馬力）に2号タービンポンプ（25馬力）が補強され、自動スイッチも付加されて2台のポンプが交互に運転されていた。日誌によれば、本章2節1で述べた32年5月の末村委員宅での協議により、揚水ポンプの整備に次いで送水ポンプの整備に取りかかっている。

同年6月26日に、1台をオーバーホールに出している間にもう1台のポンプが故障して、同月30日に故障、断水した。緊急策として鈴木、田中両委員が従業員に加勢して水をタンクに汲み上げ、23時まで細々と給水を続けた。翌7月1日元従業員の内田氏を呼び点検、グランド・パッキングの故障を発見、修復、同日11時より平常給水に戻っている。当時の委員の方々の御苦労は察するに余りあるものがある。7月17日、オーバーホールに出したポンプが出来上がり、据え付け、さらにもう1台をオーバーホールして2台とも完備した。

それからポンプの保全のために石井ポンプK.K.に定期的に点検手入れを依頼し、ポンプを

施設の維持運営

計画的に交互に動かしていたようで、それ以後ポンプの故障による断水は急減している。

33年はポンプの吸込管端末弁、配管の仕切り弁の故障で短時間断水している他は異状はない。

34年は揚水ポンプの能力不足が顕在化して会員各戸に大きな迷惑を及ぼすと共に、水道施設に対する不安が増大した年だったが、送水設備は異状なく35年も引き続き問題なく推移した。

36年6月、新委員会は送水設備についても見直しを行い、荏原実業の技術者と共に連日協議の結果老朽化している1号タービンポンプ(10馬力)を廃棄して、新たに渦巻ポンプ(19kW)を荏原実業に発注することを決め、新1号渦巻ポンプは7月26日据え付け配管を終わった。この協議決定には主として吉本委員長、板橋会計委員と中山(泰)、中山(滋)両現専門委員が尽力され、据え付けには大須賀、寺本両委員が立合い監督された。

36年9月には荏原実業の電機技師が来所、従業員に対し配電盤等電気機器の扱いについて指導し、質疑を受けている。

40年8月には老朽化した2号タービンポンプを更新して、2号渦巻ポンプ(15kW)を据え付け、42年8月には1号ポンプ(19kW)を更新、2号と同型の渦巻ポンプ(15kW)を据え付けた。2号ポンプには柳委員長、中山(泰)専門委員と後藤氏が、1号ポンプには諏訪委員長、中山専門委員と後藤氏が荏原川崎工場で試運転に立ち合い、性能を確認した。

42年10月、1号ポンプの逆流防止弁と仕切弁取替えのため断水1時間半。

43年7月、2号ポンプの羽根車が破損し、修理に出している間に1号ポンプのフートバルブが不調のため停止、夜中、後藤氏を呼び出し応急修理、翌朝6時より送水している。2号ポンプは三協工業川口工場で修理し、金山委員長、鈴木(大)委員、中山(泰)専門委員と後藤氏が同工場へ出張して試運転に立ち合い、性能確認のうえ据え付け、8月より運転した。

44年2月、1号ポンプの羽根車が破損、上記川口工場で修理し、金山委員長と後藤氏が出張して試運転に立ち合い、据え付ける。半年後の同年8

月、再び1号ポンプ羽根車が破損、修理を繰り返す。

本件について専門委員会で杉山、藤平正副委員長、鈴木(大)委員を交えて検討された。

45年1月、2号ポンプの羽根車が破損、同じく川口工場で修理、杉山委員長、貫井委員、中山(泰)専門委員と後藤氏が立合いのため出張、2月より運転。

4月、制御盤不調のため断水1時間。9月、1号ポンプ羽根車が破損。原因調査に川口工場より技術者来所。11月、修理を終わり中山(泰)専門委員、貫井管理委員と後藤氏が立合いのため出張、据え付け運転。

10月、2号ポンプの制御盤不調、1号修理中のため、夜中、後藤氏を呼び出して調整する。

46年7月、1号ポンプ不調、三協工業に調査を依頼、修理に出す。

43年7月、2号ポンプ羽根車の破損以降46年にかけて1号ポンプと共に同じ事故が多発したので、その原因を突き止めるべく、46年9月4日荏原製作所藤沢工場・武桶係長、遠藤係員、三協工業・伊藤営業部長、武部川口工場長を招いて早崎委員長と中山(泰)専門委員が検討した。

その翌日9月5日19時頃より2号ポンプが不調となり、1号ポンプは川口工場へ修理に出していたので切替えができないため、6日は時間給水をして修復に努め、7日15時より平常運転に復する大きな事故が起きた。本件について、9月12日専門委員と水道委員の合同委員会を開き、原因を検討して大改善を行った(3章5節1参照)。以後、送水ポンプの破損は急減した。

修理中の1号ポンプは9月13日完成したので松田副委員長と後藤氏が川口工場へ出張、試運転に立ち合い据え付け運転に入る。

47年4月夜、電気系統不調のため後藤氏を呼び出し、翌朝4時半修復。7月コンプレッサーの自動化工事を施工。

48年2月、1号ポンプカップリング不調となり中山専門委員に報告、三協川口工場より来所して調整修復する。4月、給水異常を知らせる警報ベルを貫井氏宅に設置して夜間に備えることにする。7月、配電盤不調のため断水1時間半修復。

49年6月、コンプレッサーが老朽不調。中古品を購入して取替え。

50年12月、1号ポンプ・ペアリング不調のため川口工場より来所して修復。

51年7月、今までの送水ポンプとタンクの加圧との組合せシステムについて根本的に見直すべしとの見方から、高木委員長、中山（泰）専門委員と柳常任委員が協議。

52年2月、新しいシステムによる送水設備について検討が正規に始められ、53年7月完成までの経緯は次項で述べる。

52年4月20日20時半2号ポンプ停止、高木前委員長、吉本委員長と柳常任委員が来所して1号ポンプに切り替え、翌21日、小山電業を招き制御盤の接触不良を修復。5月、制御盤の絶縁測定を行い異状なし。7月、2号ポンプ不調、奈良副委員長点検整備。

53年8月、新送水設備発足以降は極めて順調、安定した運転が続いている。

54年7月、送水系制御設備の絶縁調査を奈良前委員長立合いのもとに実施、異状なし。

55年、56年、送水設備は引き続き安定した運転を続けている。

3. 新送水設備（3章5節2参照）

51年7月11日、高木委員長、中山（泰）専門委員、柳常任委員により送水システムについて従来のまま更新を繰り返すのではなく新しいシステムを考えるべしとの話合いがきっかけとなり、52年2月三協工業・伊藤、平田両氏を招き、中山（泰）専門委員が新送水方式について懇談し、当部会として採用する目途が立ったものと思われる。

52年4月7日、本件について三協工業・伊藤、平田、福原3氏と長野計器の2氏を招き、吉本委員長、高木、中山（泰）両専門委員と建設経費、配置などについて懇談。

4月18日、専門委員会を開き、三協工業の上記3氏を交えて条件に関し種々のケースについてコストと共に検討する。当方・吉本、奈良正副委員長、高木、中山（泰）両専門委員および柳常任委員。

7月29日、取手団地の並列送水方式を観察、当方・吉本委員長、中山（泰）専門委員、柳常任委

員。

7月31日、上記3氏に高木専門委員、奈良副委員長を加えて本件に係る特別委員会を発足させて具体化を計ることとする。8月14日、9月17日に特別委員会を開き計画を進める。

9月18日、水道委員会を開き、本件について説明して諒承を得、本件工事に伴う送水本管の更改に係る調査を行うことにする。

10月8日、特別委員会を開き、三協工業・伊藤、福原2氏を交えてポンプおよび送水本管の配管について当方の調査をもとに計画を立てる。10月13日、本件設備および工事の見積書を作るための測量を行う。当方・奈良副委員長、柳常任委員立合。

10月31日、特別委員会を開き、三協工業・伊藤、平田、福原3氏を交え見積書を検討する。11月27日、専門委員会を開き、本件の経緯を説明して協議の結果、原則的に承認。

53年1月7日、栗橋町の上水道設備を三協工業・伊藤氏の案内で視察、当方・吉本、中山（泰）両専門委員、柳常任委員、そのあと当事務所で新方式設置について打ち合わせる。1月15日専門委員会、16日水道委員会を開いて本件について協議し、設置することを決定。2月12日、特別委員会で最終見積書を検討承認。2月26日、水道委員会を開き臨時総会で本件の承認を求めることが決め、3月12日の総会で承認を得て直ちに発註（3章5節2参照）。

5月25日より整地、基礎工事を始め、6月10日三協工業埼玉工場へ出張、新ポンプ試運転立合い。当方・奈良委員長、吉本、中山（泰）両専門委員、加藤氏。

6月29日、新ポンプ据え付け、ついで付属送水本管組立てを終わり、7月8日三協工業・伊藤、石田、平田、中川4氏、当方・奈良委員長立合いのもとに試運転、送水圧、流量の測定を行う。9日、吉本、高木、中山（泰）各専門委員、奈良委員長立合いのもとに試運転。14日三協・平田氏等3氏と奈良委員長立合いでポンプの1台運転の水圧、流量を測定、次いで2台並列運転は計器不調のため不能。

7月20日、三協工業・平田、中川両氏、当方・

施設の維持運営

奈良委員長、柳常任委員立合いで2台並列試運転を再開、結果良好。水圧、流量の測定を続け、7月23日吉本、中山（泰）両専門委員、奈良委員長協議のうえ、新設備の合格を決定。

7月24日、現給水管と接続するための150mm管工事を行い、26日新送水設備は完工した。

7月27日13時から16時まで断水して新旧設備の配管切替えを完了。奈良、新谷正副委員長、池野会計委員、小西専門委員、柳常任委員と三協工業・中川氏等4氏立合い。

4. 埋設配管

当部会の埋設本管はエタニット・パイプ（石綿セメント管）で、その埋設場所は道路のほぼ中央であること、また各戸への取出管には鉄管（通称ガス管）が使われているが、昭和17～18年頃敷設されたことを思うと、資材不足の当時の事情からやむを得ないことであろう。道路の中央に埋設管があるため、重量車が通ると地面からの重圧をまともに受けて折損被害を受けやすいし、本管に接続する取出鉄管が重圧を受けてもショックを吸収できず、その付根の部分の本管を破損する被害が多発するのである。

本管を道路の片側に寄せることは今更できないが、取出管を鉛管に代えることでショックを本管に伝えないよう、掘り返す機会のあるたびに実施している。

本管の破損を修復する際、断水区域をできるだけ小範囲に止めることができないが、破損場所によっては要所にある制水弁を操作して断水が広範囲に及ばないようにできる所もあるが、初期には埋設本管の配管状況、ことに制水弁の位置不明の区域もあって、その目的を十分に果し得なかった。

36年秋から37年春にかけて、当地区に隣接する都営団地の建設工事に伴う重量車の出入りが増加し、当方埋設管の破損が目立ってきた。37年暮には同団地への都水道の本管埋設工事が始まり、当方の被害が増大した。38年春からは当地区に供給するため東京ガスの配管埋設工事が行われ、かつ団地工事に対する車の出入りも多く、当方の被害はさらに拡大した。

これらの被害に対し、36年度吉本、37年度高木、38年度浦野各委員長あるいは各副委員長、管

理、会計委員は練馬区石神井支所土木課、工事施工業者に対し、工事の際当水道管の保護を求めると共に、発生した被害に対しその賠償を要請して目的を達成している。

37年10月には同所土木課より当埋設水道管の配置現状調査のため来所、さらに11月に同課道路埋設物係より給水管敷設のため「道路占用許可申請書」を配管図と共に提出するよう求められ、以後毎年4月1日～3月31日の期間ごとに届け出ることになった（54年度より3年に1回提出することとなる）（本章3節2参照）。

41年度は朝霞方向へのバス通りに都水道の埋設工事、同年度末より東京ガス、43、44年度には都水道、46年度には都の上下水道と地下ケーブル、47年度には都下水道、48、49年度には都水道工事が重なり、50、51、52、53年度には都下水道の埋設工事とそれに伴うL字形側溝設置と道路舗装工事が行われ、本管の破損事故が増加、特に45年度から52年度にかけて多発した。

41年11月に、柳委員長は後藤氏と共に練馬区石神井支所を訪れ、土木課係長等と面談して水道工事の際発生する本管破損の情況を説明し、工事請負業者の注意を促すと共に、本管修復費の賠償を求め諒承を得た。42年1月、ガス管工事に対しては工事の始まる前に柳、諏訪正副委員長、行本、鈴木（七）両会計委員が石神井支所土木課ならびに東京ガス、請負工事業者に対し同様主旨の申入れを行い、諒承を得た。

これらの工事により道路が掘り返されて、本管の配置のうち不明の箇所が遂次判明し、これをもとに44年7月、専門委員会は本管の配置状況を実地調査して、破損事故の際断水区域を限定できるよう本管の接続、制水弁の増設の計画を立てることとした。

以後、専門委員と杉山、藤平正副委員長、鈴木（大）管理委員が協議して実地調査案を作り、45年2月22日（日）専門委員、水道委員が参加して実地調査を行い、所期の成果を挙げた。この結果をまとめ45年度事業計画を立てて実施することとなり、同年7月14日完了した。この調査で水圧損失の大きい玉形弁の制水弁を発見、それらを仕切弁に取り替え、末端蛇口の水圧不足を補っている。

年度別断水度数表

年 度	本管の破損			施設の故障	停 電	予 断	告 水	備 考
	工事のため	老朽	他					
32	0	1		4	6	5	(60時間) (72〃)時間給水	
33	3	6		3	14	3		
34	2	5		3	6	8	夏期給水不足	
35	0	0		3	0	4		
36	2	4		2	6	4		
37	7	4		0	5	6	ボアホールポンプを水中ポンプに切替え	
38	15	4		1	3	1		
39	0	3		1	3	1		
40	0	13		2	1	3		
41	6	5		0	2	3		
42	10	13		0	2	6		
43	4	1		2	1	2	2号井戸掘削	
44	4	3		0	1	1		
45	19	9		3	2	4	2号井戸ポンプ増強	
46	33	6		3	0	4		
47	15	5		1	0	5		
48	52	8		2	2	2		
49	13	6		0	0	3		
50	13	4		0	0	3		
51	42	7		0	0	1		
52	40	4		0	0	1		
53	4	7		0	0	4	新送水システムとなる	
54	0	9		0	1	2		
55	0	8		0	0	1		
56	0	2		0	0	1	10月まで	
計	度数	284	137	30	55	78	合計	584
	%	48.6	23.5	5.1	9.4	13.4		100.0

各戸への取出管ごとに付けられている止水栓は従来路上にあったが、下水道工事に伴うL字形側溝工事と路面舗装工事の際、各戸の敷地内に移動している。

このほか本管の老朽により一部脆弱化した部分が送水圧の変動により縫割れを起こす事故は、新送水方式に切り替えた直後多発して心配されたが、送水圧が安定しているためその後は減少している。56年度に入ってから10月までに2件のみである。

本管破損、施設の故障、停電等による年度別の断水度数を日誌より拾って表に示した。工事のため本管が破損した度数は、修復経費を賠償させたものである。老朽他の中には、重量車による破損

のうちその責任を追及できないものを含んでいる。これら2つの場合は、全域断水はほとんどないと思われるが、断水度数の72%を占める。

施設の故障による全域断水は49年度以降出でていない。不時の停電も46年度以降なくなり、48年度、54年度は夏期落雷によるものである。

予告断水は毎年秋夜間行う地下貯水槽の清掃作業の他、施設の更新、維持のため、なるべく使用水量の少ない時間帯を選んで計画的に行う場合が多い。その他に、東電からの予告停電も含まれている。

5. 井戸水の滅菌

井戸水の水質検査は、34年までは毎年1回東京都衛生研究所にサンプルを出してその試験結果を

日常業務

石神井保健所に提出していく問題なく推移していくようだが、詳細はよくわからない。

34年11月4日、上記保健所より以後毎月1回水質検査報告書を提出するよう通達があり、実行している。

36年5月、保健所より塩素滅菌を実施するよう通達を受け、6月1日吉本委員長は、横浜滅菌会社を呼び緊急滅菌用資材（3章9節参照）と残留有効塩素測定器を発註し、6月9日より滅菌を始めた。6月11日、石川副委員長、板橋会計委員、大須賀管理委員等は後藤氏を伴い東京都境浄水場の滅菌施設を見学した。

39年2月4日、塩素滅菌装置（横浜滅菌社製）を設置した。この装置により保健所の指示通り会員各戸の蛇口で残留有効塩素の濃度を0.1ppm以上に保つよう調整するのである。

41年4月、滅菌装置の通電と揚水ポンプの起動を自動的に同時化して、自動的に末端濃度を調整するようにした。この装置で滅菌を正常に行うために、塩化マグネシウムの補給、電解槽に沈澱する水酸化マグネシウムの除去、電極炭素棒の更新、電解隔膜の洗浄清掃等の作業を定期的に行う。

この装置が17年余を経て老朽化したので、56年11月、新方式のものにした。新装置も横浜滅菌会社製であるが、種々改良され管理、運転が容易である。この装置もその通電と揚水ポンプの起動は同時化されていて、食塩の補給を定期的に行えば滅菌は正常に維持されるので、旧装置に比べて管理は容易である。残留有効塩素の濃度測定法は、旧装置と全く変わらない。

6. 自家発電設備

55年1月、練馬区防災課・村田係長他2氏来所、災害による停電に備え区は当所内に自家発設置の要望を伝え、当方の同意を得て1月末までに決定して2月中に着工したい旨申入れあり。当方・奈良専門委員、新谷委員長が立ち合い、発電能力は22kW揚水ポンプと3.7kW送水ポンプを同時起動できるよう45kW以上を要望した（3章11節参照）。

3月29日据え付け（3.45図参照）、配線工事その他完了、4月11日試運転を行う。当方・奈良専門委員、柳常任委員、新谷委員長立合。

4月17日、防災課・村田係長等と施工業者が来所し、当方上記3氏が立合いのうえ発電設備の運転とその電力で当所ポンプ類の起動、運転を試験して性能を確認した。同日より練馬区は当水道部会の井戸を防災井戸に指定して、その標示看板を掲げた。

4月30日、本設備の管理を区から当部会に委託する協定書に調印した。当方上記3氏立合い。今後毎月1回試運転を当部会で行うこととなるが、それに伴う燃料その他経常費は区が負担する。

区は当部会に対し落雷その他停電時にも給水を確保得るよう本設備の臨機使用を諒承している。その際の経費は当方の負担である。

3節 日常業務

1. 会計

当部会の収支の記帳集計、出納等の業務は手数がかかる上に正確を求められるので、実務を担当する歴代会計委員の頭痛のたねであった。48年3月、水道委員会は柳元委員長を交えて協議のうえ、柳氏がこの実務を引き受けられることになり、48年度総会で同氏の常任会計委員就任が承認され、今日に至っている。同氏のご厚志は当部会の高く評価する所である。

次に当部会の維持分担金その他の集金は、人手を要するうえ現金を扱う業務なので、従業員の精神的負担が大きい。47年4月成田氏が退所して人手不足のため集金業務が停滞する恐れがあり、松田、新谷正副委員長は柳元委員長を交えて協議のうえ委員会に計り、集金の代わりに銀行による特別振替扱いにすることを決め、銀行の同意を得て同年8月より全会員に協力を仰ぎ、切替えを進めた。現在なお89戸は希望により集金を続けている。

2. 報告書類

水道法その他法令に従って次のような報告を行っている。

「水道事務月報」毎月石神井保健所宛に提出する。

- 1) 施設名称
- 2) 日常管理者住所氏名
- 3) 総配水量

- 4) 消毒用塩素総使用量
- 5) 定期水質検査
(臨時水質検査とその理由)
- 6) 健康診断
- 7) その他特記すべき事項

「地下揚水量報告書」毎年1月練馬区環境建築部公害対策課長宛に提出する。

- 1) 每月稼動日数
- 2) 每月揚水量
- 3) 1日平均 静水位
1日平均 動水位
1日平均 水温

「道路占用許可申請書」3年ごとに3月練馬区長宛に提出する(現在54年4月1日より57年3月31日まで許可を得ている)。

- 1) 占用区域(延長4,270m)
- 2) 占用料金 免除(占用料免除願添付)
- 3) 占用目的 給水管敷設

3. 日常の記録

「日報」 天候、気温(最高、最低)、水温、給水量、使用電力量、塩素注入量、残留有効塩素、静水位、動水位、給水戸数。

「計器類の記録」

8時 12時 16時 19時

送水量
電力量
気温
天候
水質
残留塩素
色
濁

「日誌」 揚水、送水施設の故障、埋設本・支管の破損事故、その他漏水箇所とそれらの修理復旧の状況その他特記すべき出来事の記入。

日誌は、我々の水道施設とその管理運営に係る出来事を従業員の立場からみて書きつづったものである。昭和32年から今日まで現存する日誌を読み返してみると、25年間のいろいろな出来事が走馬燈のように浮かび上がってきて、側面史としてまた過去の証言の1つとして大きな意味があると思われる。

思われる。

4. その他の業務

「地下貯水槽の点検清掃」 毎年1回10月に20時30分より翌朝6時まで断水予告をして実施。

「弁天池への給水」 53年12月弁天池への給水契約を練馬区公園課と結び、都水道と同一単価で給水することになった。通常月1回また必要に応じて1号井戸から揚水泵の試運転をかけて直接(地下貯水槽を経由せず)給水している。この契約は毎年4月1日より翌年3月31日までの期間で更新し継続する。

「自家発電設備の定期試運転」 毎月1回試運転して揚水、送水泵の電源を切り替えて運転をする(本章2節6参照)。

「サービスその他」 会員各戸の蛇口パッキン取替えその他漏水の処置等をする他、共栄会からの依託事務、主として共栄会内の出来事の通知、区役所、保健所、警察署、消防署、清掃事務所等よりの通達、広報類の配布、民生委員からの福祉関係の連絡、東電、東京ガスからの申入れの連絡または殺虫剤の配布等である。

4節 その他の出来事

- (1) 37年3月4日、水道委員・内田久松氏逝去。
- (2) 39年12月、共栄会員・沖田滝次郎氏当事務所へテレビを寄贈される。
- (3) 41年3月、東村山木下団地に赤痢集団発生。3月25日、石神井保健所係員の案内でNHKより来所、専用水道のモデルとして当施設ならびに福田信之、浦野定躬両氏宅の水道使用状況を取材。
- (4) 41年7月19日、水道部会庶務委員・加藤肇氏逝去。
- (5) 43年2月、練馬税務署々員来所、会計帳簿を監査、問題なし。
- (6) 44年6月、練馬税務署へ事業報告書と財産目録を提出。
- (7) 51年1月、寒気のため蛇口破損多発。
- (8) 52年5月、石神井保健所環境衛生主査・米倉保次郎氏来所、専用給水施設として当所の環境衛生設備管理等につき調査。

その他の出来事

- (9) 52年8月、練馬区石神井支所土木課より当所宅地と道路の境界確認に来所。当方・高木専門委員、奈良副委員長、柳常任委員立合い。翌日、吉本委員長再確認。
- (10) 53年11月20日、石神井保健所よりコレラ発生のため、末端蛇口における残留有効塩素濃度を0.2ppm以上に上げる旨警報あり。直ちに実施。12月6日解除、平常に復す。
- (11) 54年7月、旧送水設備一式解体整理。土間コンクリート仕上完了。
- (12) 55年9月、関東電気保安協会より屋内電灯線検査、絶縁不良のため全線取り替える。
- (13) 56年1月、複写機設置。
- (14) 同年2月、練馬区より防災井戸備品を受け取る。
- ホース 40mm, 20m
筒先 40mm
組立水槽 1,500l, 飲用水用
電気コード 15A × 100V, 30m, リール付
- (15) 同年2月28日、寒波のため蛇口破損多発。

第5章 会計・経理の経過

1節 組織・制度

1. 予算・決算

水道部会が大泉住宅共栄会の中に設立され、独立の会計を行うようになったのは、昭和36年度からであるが、35年度までの共栄会の会計・経理についても若干述べよう。

共栄会発足時の規約には、事業や会計の一般計画および年度計画を居住者の同意を得て実行すると定めてあるが、経営の状況を日本復興住宅協会に通報するともある。水道経営一切の移譲を受けるとしているが、所有権がなく、共栄会にどの程度の決定権があったか詳らかでない。予算の決定や通知の記録はなく、25年11月～27年8月の間の決算報告が1回行われただけである。

29年12月に所有権の委譲に備えた改正規約や、33年6月に所有権獲得後の改正規約においても、予算や決算については、概ね同じように規定している。30～34年度では、毎年度の決算報告は印刷配布されたが、総会が開かれたのは34年のみである。

35年度は変革の年で、過度期として処理されているので省略する。

35年11月制定の水道部会規約（資料4）では第8章会計を設けて通常経費と特別経費を明示すると共に、毎年の定期総会において予算・決算の承認を得なければならないと定めてある。これによって、36年以降は、毎年事業報告と決算および事業計画と予算が総会において審議決定され、部会員の意向が運営に反映されるようになった。

なお、規約第33条に、水道部会会計処理規定を定めると示されており、36年度に水道部会会計内規が定められ、42年3月その改訂として水道部会会計委員業務内規（資料11）が定められた。

2. 組織の運営

35年7月までの運営は詳らかでないが、会計委員が定められていた。集金は従業員が行い、収支

の記録集計ならびに出納の実務は、会計係田中悦貳がほとんど単独で行っていたようである。料金の改正等は委員会で決定し、支出の承認等も委員会の役員から得ていたが、会計監査などは形式に流れていたようである。

同年8月からの改造委員会では、過去の反省と会員の要望に応えて、地区選出の委員の中から会計委員を定め、明朗正確な会計処理を確立するために多大な努力と苦心を重ねられたと聞く。

36年度に水道部会が発足し、水道関係の資産を引き継ぎ（3節参照）、業務・会計が水道事業に限定されたが、引き続いて会計制度・組織の確立に努力が重ねられ、会計内規も定められ運営が軌道に乗ってきた。その後、42年3月内規が改正されて会計委員業務内規が定まり、会計制度としては、概ね現行の形が確立された。

水道部会規約（資料4）によると、地区選出の委員のうちから、互選により2名の会計委員を定めることになっており、内規（資料11）によるとA、B委員に分けて、会計業務を分担するように定められている。

40年代の中頃までは、集金や日常業務に伴う支払いの実務は従業員が行い、会計委員は手続の確認や領収書等の整理・保管と、収支の分類・記帳を行った。また、予算原案や中間決算書、年度末決算書を作成して委員会に提出した。予算案と決算書は定期総会に提出され審議・承認されたことは申すまでもない。

会計の専門家や会計事務に堪能な人にとってはこれらの処理は簡略なものと思われ、改善の余地が多いであろうが、一般会員から選出された委員にとっては容易な作業ではなかった。委員の中から有志の人が選ばれ、その献身的な奉仕によって運営してきた。時には熱意のある会計委員からより望ましい会計処理の提案もあったが、時には会計に不慣れとのことで受け手がなく、会計委員の選出に難渋することもあったようである。

組織・制度

機械設備の刷新に呼応して、事務の能率化も取り上げられ、47年の総会で維持分担金の銀行による自動支払の採用が認められ、8月から同意した会員に対してこれを実施し、従業員による集金と併用されるようになった。自動支払の会員が漸次増加し、56年現在では、部会員の約8割が三和、三井、富士、都民の4銀行による自動支払を行っている。

また、本務を持つ人が余暇をさいて、あるいは主婦が家の間に奉仕する委員の活動として、会計委員の任務を完遂するのは困難であると判断されたのであろう、48年の総会で会計担当の常任委員を置くことが認められ、同年度から柳春雄氏が引き続き常任委員となり会計を担当している。会計委員は従来通り毎年選任されているが、記帳・集計等は常任委員が担当しているので、会計委員の負担は大きく軽減されたと推定される。

柳春雄氏は、会計業務のみでなく、水道事業の各分野において献身的に奉仕され、水道の正常な運営と発展に大きく寄与されていることを特に付記する。

3. 費　目

33年度までの決算報告では収支のみが示され、34年度に初めて「資産表」と「現金在高」が報告された。36年度以降、水道部会の決算報告では概ね形式が一定し、収支決算書、貸借対照表、水道施設引当金明細、退職手当引当金明細、施設の明細が報告されている。

(1) 施設の明細は、34年度の資産表を受けついだもので、36年度では固定資産として示しているが、以後は施設の明細となっている。34年のものには評価額が示されているが、その根拠は不明である。その後のものでは、部会発足後に設置した施設についてはその年度を示し、支出金額を付記したものもあるが、評価は行っていない。

36～37年頃、資産評価をどうすべきかが委員会で検討されたが、取得の経緯や物価上昇の様子を考えると容易ではなく、この水道部会の性格から考えても“労多く効少なし”と判断され、この姿になったものと認められる。資産を評価し、減価償却を行って、運営経費と資本蓄積を明確にするようにとの会計・経理の改善を望む意見も、委員

や部会員から時々提起されている。

(2) 引当金は、36年水道部会発足後に設けられた。29年頃から、基金として出資する趣旨で、加入金や助成金の制度が定められ、施設の補強改善の費用に充当していたが、これが通常経費と分離されてはいなかった。水道部会の発足した36年度から水道施設引当金が設定され、以後毎年の決算報告に、その明細が示されている。

規約（資料4）によると、特別な場合に、経費を借り入れたり臨時徴収したりできるという、特別経費のことが示されているが、これまでこの条項の実施されたことはない。水道施設は多額の投資を必要とし、その保全にも少くない経費を要する。施設の増強・改善を行う費用を、その時に臨時徴収するのを避け、毎年平均的に蓄積し、経営の安定、長期計画の立案に役立つようにと、この引当金が設けられたのである。

退職手当引当金は、40年に退職手当積立金の名で新設された。これによって、従業員の不安が緩和されると共に、退職金の支払が円滑に行われるようになった。

蛇口基金と呼ばれる特別会計も同年に新設された。これは当時、部会員の蛇口の新設・交換等を従業員が行い、その蛇口を事務所に用意していたので、蛇口の購入売却を別会計とする目的で設けたのである。その後、この作業は業者が行うようになり、蛇口備蓄の必要がなくなったので、48年以後は蛇口基金は廃止された。

(3) 収入、支出の費目については、決算書（資料15、16、17）を参照されたい。この費目の分け方は、概ね一定していて、経理の変遷を見るのに便利である。しかし、詳細に見ると年度により多少の変動がある。

例えば、48年度の収入に、道路工事補償金と止水栓移動分担金がある。これはその年度の特殊事情によるものであるが、当年度では雑収入の内訳として示されているのに対し、その後の年度では異なる形で示されている。また、規約によると、部会員のきょ出るのは加入金および維持費と定めてあり、発足当初は維持分担金と加入金を対等な収入項目としているが、その後この様子が変わっている。また、ほぼ同じと見られる事項の支出

が、ある年度では通常経費である施設管理費に計上され、他の年度では水道施設引当金から支払われている。これらは、会計内規に、費目について述べていないために生じたものと推定される。

2節 料金制度

1. 経費の分担

昭和29年12月改正の共栄会規約以来、水道部会の規約まで一貫して、水道施設は会員の共有のものであり、協同で管理運営し、所要の経費は会員が分担して負担することを定めている。このように、自家井戸と同じように、自らの責任によって維持運用するという建前からか、公式の記録では、水道料とか使用料金という言葉の使用を避けているように見受けられる。しかしここでは、耳慣れている料金という言葉を用いることとする。

料金体系は29年までと30年以後とでは異なるので、前者を簡単に述べた後、後者については水道部会としての体系と併せて、その経過を 2. 料金の経過 でのべることとする。

25年共栄会発足当時は、それまで日本復興住宅協会がとっていた料金体系をそのまま採用したと判断され、家屋の規模別に定められていた。右記

の——の左側の金額（単位円）はそれで、——の右側は29年12月に委員会で改正した金額である。

2号住宅 200—220 3号住宅 180—200

4号住宅 160—180 5号住宅 120—130

同居世帯 80—100

なお、29年には、都営住宅1戸建は160円、同2戸建は各120円を新設している。

上記は、いわゆる通常料金であって、この他に29年には、蛇口増設のとき1個ごとに手数料として1000円徴集し、毎月の料金は20円増とすることや、水道使用の家屋を買い入れて居住した者は、その家の料金の3カ年分を基金として納入することを定めた。

2. 料金の経過

30年以降、36年水道部会となった後のものも含めて、料金制度がどのように変わったかを示したのが表5.1である。ただし、これは一般の部会員に対するもので、例外として、別個に定められた料金（55年度では久保田医院他6件）については省略する。

以下、表中に①～⑥を付したものについて若干述べよう。

① 30年度の料金改正は、共栄会が自ら水道を

表5.1 諸料金の変遷 (単位:円 ①～⑥は本文参照)

項目	年度	30 ①	33	36 ③	43	48 ⑤	49 ⑤	51 ⑤	56 ⑥
加入金	加 入 金	2.5万	3万	3万	5万 ^④	5万	5万	8万	8万
承継手数料	(1) 買 受	3年分	3年分	3年分	2万	2万	2万	3万	3万
	(2) 借 受	半年分	半年分	半年分	2000	2000	2000	2000	2000
維持費	維持費	半額	半額	145	145	400	600	600	900
蛇口増設手数料	蛇口増設手数料	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
(1) 基本料金 (蛇口数、家族数)	(1) 基本料金 (蛇口数、家族数)	160 (1,5)	145 (1,5)	145 (1,5)	250 (2,4)	400 (2,3)	600 (2,3)	700 (2,3)	900 (2,3)
(2) 蛇口1個増すごとに		25	45	45	40	40	40	40	50
(3) 家族1人増すごとに		20	20	20	50	50	50	50	70
(4) 同居世帯(2人)		100	100	100	150	250	400	450	600
1人増すごとに		20	20	20	50	50	50	50	70
(5) 風呂		70	70	70	150	150	150	150	200
(6) 電気洗濯機		70	30	30	—	—	—	—	—
(7) 自動車		—	—	70	100	100	100	100	150
(8) 水洗便所		—	—	70	120	120	120	120	150
(9) セントラルヒーティング		—	—	—	100 200	100	100	100	150

料金制度

維持運営する意図で料金制度を定めたもので、収入の安定を図ると共に、生活共同体としての性格を考え、応能負担の方針を加味して定めた。30年3月委員会で立案し、会員に通知し、賛否の調査（賛232、否47）をして4月から実施した。

なお、加入金は初案では2～3万円くらいと定めたが、5月に25,000円と修正した。買受けの承継手数料（助成金ともいう）は29年度のままであるが、借受けのは30年8月に委員会で決定し、賛否を問うている。また、蛇口増に対する増額25円と電気洗濯機70円は、同年9月に案を示し、賛否調査し、11月の委員会で決定した。

このように、初期の料金体制は遂次整備されたもので、総会で審議する形式はとらなかったが、会員の2/3以上の賛成を得て実施している。なお、保護家庭に対し料金半減の処置も早期から実施されたようであるが、記載を省略した。

② 33年度の改正は、5月31日の委員会で決定し、改正規約と共に、6月から実施した。この時の基本料金は185円であるが、36年水道部会発足の時、うち40円は共栄会費と認め、基本料金を145円と定めたので、後との比較の便を考え、33年改正時から145円であったと示した。

③ 36年には、基本的には料金改正を行っていないが、水道部会としての独立会計が発足した。自動車と水洗便所の料金は新設されたもので、前者は車庫に蛇口があるか実際に洗車しているものに、後者は便所内の蛇口に応じて加算するとした。

なお、従来は規約の付則などで料金が簡単に示されていたが、36年度からは、水道部会の諸料金規定を作り、家族、同居人等の用語の意味も規定した。

④ 加入金は、37年度から5万円に増額されたのであるが、印刷の便宜上43年度に示した。

43年以降の料金改正では、単に委員会で検討するのみでなく、専門委員会に長期展望も含めて検討を依頼し、その答申を得て立案し、総会の審議・承認を得て実施している。その経過等を具体的に述べることは略して、主な問題点のみを挙げよう。

40年前後では、料金が蛇口数に大きく依存する

ことが疑問となり、使用水量に比例して負担する制度とすべきかどうかが問題となった。総会においてもメーター制にしてはとの意見が出され、38年には、試験的に10戸にメーターを設置して、使用水量の調査が行われた。40年には、委員会で新加入の場合にメーターを設置する方針も定められたようである。しかし、共同施設としての当部会水道に、使用料という性格の強いメーター制をどう適合させるかの成案が得られなかつたためか、メーター設置の費用やメーター調べの手数などを考えると適当でないと判断されたためか、実施には至らなかった。そして43年度の改正では、使用水量が蛇口数より家族数に大きく影響されると判断され、蛇口数に応ずる増額を小さく、人数に応ずる増額を大きくすることになった。基本料金の蛇口数と人数を変更したのも同じ趣旨による。なお、この問題は、43年の改正に際してのみでなく、その後も反復討議されている。

43年の改正で電気洗濯機の料金を廃止したのも、電気洗濯機が特に多量の水を使用すると考えられないからで、その収入減を補うことと使用水量とを考えて風呂の料金が大きく増額された。

⑤ 48、49、51年の3回の改正は、物価の上昇による経費の増加に対処したもので、基本料金と同居世帯の料金が増額された点に特徴がある。

この前後に区域内の都水道が整備され、それに伴って、当水道施設を現状維持の方針とするか、将来も確実かつ豊富に使えるよう充実する方針とするかが問題となった。これも総会その他で検討され、良質の水が安心して使えるうえ、都水より安価であることから、後者の方針で進むことになった。それで経営が安定し、引当金の積立もできるように料金が定められた。なお、区域内の空地が少なくなったことなどから、以後の新加入が多く望めないことも考慮された。

⑥ 56年度の改正も、前回とほぼ同じ性格で、この時にも専門委員会を設けて、改めて将来計画が検討されている。この時点では、送水設備が安心できるものに完備されたが、井戸の増設や建物の改築が必要ではないか、下水道が使えるようになった時メーター制をどうするかなど、重要な問題があり、早急な結論が得られないが、電力料金

の大幅な値上げがあり延ばすこともできないので、当面の料金制度として改正された。

3 節 経理・経営の状況

1. 施設・設備

水道部会の資産の状況は、毎年の総会において決算報告として、貸借対照表や施設の明細で発表されている。土地や建物や各種の機械設備などの評価額が示されていないので、資産の消長を金額で明らかにすることはできないが、主な施設・設備について、その変遷の概要を調べてみよう。

まず、決算報告によって、その取得・廃棄のようすを一覧すると、表5.2のようである。設置等の年度の記入されていない物件は、36年水道部会発足時に水道部会の所有となった物件である。また、()内に記入した金額は設置時に要した費用であるが、決算書に記入されていないものもあり、他の資料から推定したものもあるので、多少の相違があるかも知れない。

上記の他に制水弁、消火栓などの設備や穿孔機(配管修理用)、複写機など種々の備品も記載されているが省略し、若干補足を加えよう。

(1) 土地・建物は、井戸、ポンプ、給配水管等と共に、30年5月、日本住宅復興協会から大泉住宅共栄会が無償で譲渡を受けたもので、直ちに委員長の宮野正年名義で登記された。36年水道部会発足に際し、共栄会との話し合いによって、水道施設の一切と、共栄会剰余金の大部分が水道部会に引き継がれた(資料5、15)。それに応じて、水道部会では8名の代表者を選んで登記変更を行い、名儀人と契約書を交した(資料6、7)。

(2) 家屋は、登記では17坪となっているが、水道部会発足前に、本屋はほぼ現状に増築され(30年度)、物置(32年度)も通称太鼓小屋(33年度)も建築されていた。本屋はその後若干改修されたが、他はその使用状況が変わっただけである。なお、建物は年数を経ており、53年全自動送水方式の採用により、加圧タンク・送水ポンプなど本屋の大部分を占めていた旧送水装置が撤去されたので、将来の水道場の使用法も考え、建物の改築について検討する時に来ていると見られる。

(3) 井戸、ポンプ、給配水管等との施設の維持改善の経過については、第3章、第4章に述べて

表5.2 施設の変遷

物	件	設置・廃棄その他
1. 土地	山林 48坪 宅地 64.64坪	30年6月 実測
2. 建物	本屋 25.5坪 物置 7.5坪 小屋 1.5坪 滅菌室 1.5坪	
3. 墳・柵	万年塚 北側土留、塚 鉄柵	37年築(94,906円) 初期のもの不明、43年工事 (19間 128,570円) 55年 大改修 54, 55年 大改修 46年調査(561,560円) 43年掘削(3,612,550円)
4. 井戸	1号井 径220mm深77m 2号井 径250mm深125m	
5. 排水ポンプ	ボアホールポンプ (1号井戸用) 1号井戸 水中モーターポンプ (1) 11kW (2) 11kW	37年廃棄 37年新設(1,218,330円) 工事費共 41年購入(550,000円)
6.	2号井戸 水中モーターポンプ (1) 22kW (2) 22kW	
6. 排水ポンプ配電盤	1号井戸 11kW 2号井戸 22kW	45年新設(1,150,000円) 49年購入(1,923,900円) 初期のもの不明 37年設置(268,000円) 43年設置(井戸に合算)
7. 圧力タンク	(圧力計・流量計付) コンプレッサー (1馬力モーター付)	44年塗装 54年 33年、49年更新 }廃棄
8. 送水ポンプ(モーター付)	タービンポンプ(10馬力) 同 上(25馬力) ボリュートポンプ(19kW)	36年廃棄 40年廃棄 36年購入(406,400円) 42年廃棄
	同 上(15kW) 同 上(15kW)	40年購入(511,720円) 42年購入(386,000円) }廃棄 40年、46年更新 47年自動化、54年廃棄
9. 送水ポンプ配電盤		
10. 全自動運転送水装置 (一式)		53年設置 (8,570,000円)
11. 地下貯水槽(容積約270m ³)	量水計	42年設置(47,000円)
12. 減菌装置	電解式塩素滅菌	38年新設(100,000円) 46年補強(138,000円) 56年廃棄
	次亜塩素酸ナトリウム生成	56年設置(950,000円)
13. 給配水管	約4,270m	45年2月調査 (何回も部分的修理)

経理・経営の状況

ある。これらの施設の補修・改善には多額の費用を要すると共に、その資産状況をとらえるのは容易ではない。専門的な立場から見れば、当部会の会計・経理に不備な点もあろうが、素人といえる部会員やその家族が委員として奉仕的に処理してきたことを考えると、極めて良好に管理され記録されていると認めなければならない。

2. 水道施設引当金

30年、共栄会が水道施設の委譲を受けた時、すでにポンプ等の老朽化が見えはじめ、更新の必要が認められた。また、管理方式の変更に伴って建物（ポンプ小屋）の増築が計画された。そのための費用は、毎月の水道料から支出することは不可能であり、会員に臨時の支出を求めるのも困難であると判断された。施設の改善により給水能力の増すことや、当時地域内に空地があり公営水道のなかったことなどから、新加入の見込みがあるので、加入金や助成金（後の承継加入金）の制度を定めて、その費用に当てることになった（2節参照）。実際、30～35年の間に加入金等の収入は約

110万円あり、建物に約50万円、修理等（備品費を含む）に約100万円を支出している。

36年、水道部会の発足の時、それまでの会計・経理を検討した結果、施設の更新・増強など資本投下とみられる工事の会計を、通常の運営の会計と分離することになり、水道施設引当金の制度が設けられた。36年度では、35年度の共栄会剰余金約302万円の中約287万円を水道部会が引き継いだので、それから250万円を引当金に充当し、さらに年度の通常会計から20万円が積立てられた。当時、それまでの実績からみて、加入金や助成金のみでは施設の拡充改善の費用を賄なうのに不足であると判断され、一方、ボアホールポンプその他の重要設備の老朽化が著しく、その改善が必須の見通しであったので、36年度以後も毎年計画的に資金を積立てる意図も含めて、水道施設引当金の制度を作った。これは、施設の減価償却を行わないことを補うねらいもあったと思われる。

この水道施設引当金が、年々どのように積立てられ、取り崩し使用されてきたかの状況を示した

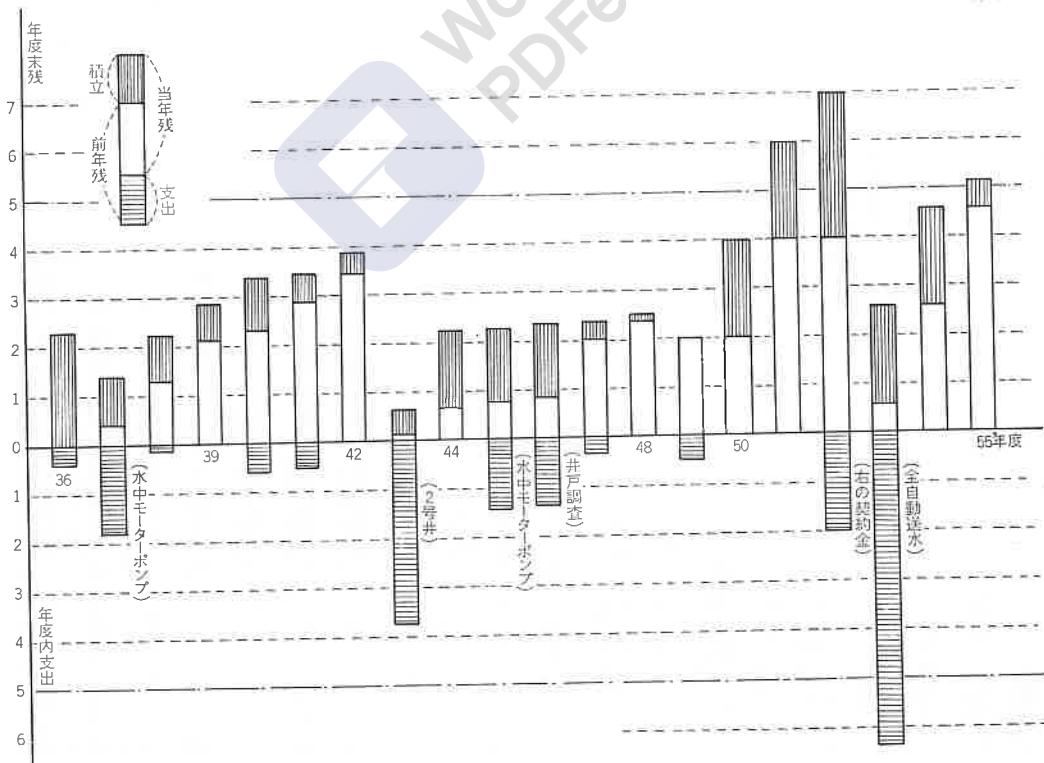


図5.1 水道施設引当金の変化（単位：百万円）

のが図5.1である。

これを見ると、資金の蓄積が概ね妥当であり、適期に必要な大改修が行われており、引当金の機能が十分発揮されていることがわかる。

しかし、施設の補修改良に充当された金額は、このグラフに現われたものだけではない。通常の会計にある施設・建物の修理費と水道施設引当金との使用区分は困難であり、その大綱も内規に定めてないので、年度によって区分が変動している。

例えば、給配水管関係の補修費は概ね通常会計で処理されているが、水道施設引当金から支出されている年もある。また、水中モーターポンプの購入費を通常会計の中で処理した年もある。この20年間の初期と後期では、引当金の積立てを予算に計上して計画的に行っているが、ある時期では、前年度の剩余金（繰越金）を端数まで含めて一括積立てていることもある。

参考までに記すと、36～45年の20年間に積立てた引当金の総額は約2,460万円で、その内約1,950万円を取り崩して使用している。支出の主なものはグラフに付記してある通りである。

3. 収支の状況

経営の安定度や維持分担金の役割等を見る資料の1つとして、毎年の年度内での収支がどのようにであったかを示したのが、図5.2と表5.3である。

収入では、決算報告書で維持分担金のうち通常収入として示されているものをグラフや表では維持分担金として示した。臨時収入とされているもののうち、加入金と承継加入金とをグラフでは加入金としてまとめてある。その他は、共栄会収入、受取利息、雑収入の他に、維持分担金の中にある手数料も含む。このように分けたのは、水道部会発足当時、会計制度を定めたとき、維持分担金という名の収入項目を設けた趣旨にそうと考えたからである。また、グラフから読み取れるように、加入金が相対的に軽微となり、通常収入と呼んでいる定常的な収入によって経営が支えられている度合いの増加している状況を見やすくするためにである。

支出では、人件費には退職手当引当金への積立てが算入されている。決算報告書では年度によって多少異なるが、表・グラフでは原則として、施設、建物、ポンプに対する支出で、水道施設引当

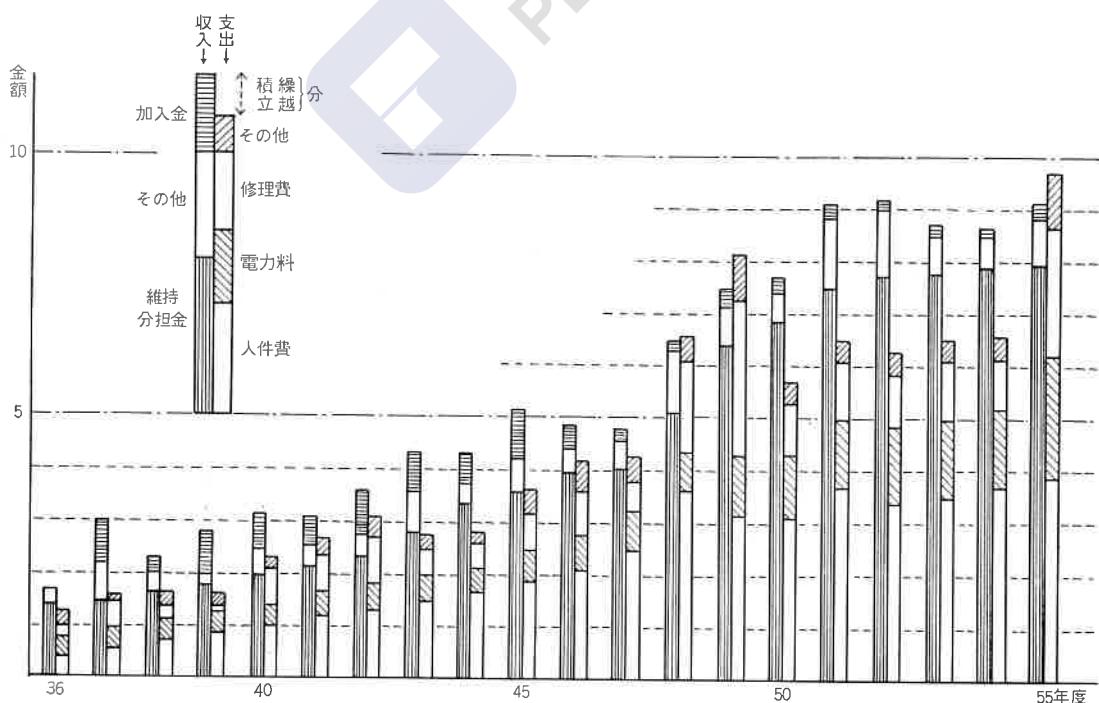


図5.2 年度内収支の比較（単位：百万円、積立金・繰越金を除く）

表5.3 年度内支出

(単位：千円)

年 度	支 出 合 計	人 件 費 %	電 力 料 %	修 理 費 %	そ の 他 %
36	1,227	382 31	379 31	197 16	267 22
7	1,583	513 32	429 27	504 32	137 9
8	1,613	693 43	420 26	249 15	251 16
9	1,591	837 53	447 28	87 5	220 14
40	2,284	1,001 44	400 18	688 30	194 8
1	2,623	1,206 46	424 16	744 28	249 9
2	3,034	1,310 43	489 16	886 29	349 12
3	2,718	1,477 54	493 18	444 16	304 11
4	2,788	1,631 59	493 18	464 17	200 7
5	3,597	1,850 51	582 16	723 20	442 12
6	4,184	2,060 49	668 16	847 20	607 15
7	4,277	2,443 57	770 18	630 15	435 10
8	6,540	3,582 55	719 11	1,754 27	486 7
9	8,009	3,102 39	1,128 14	2,915 37	805 10
50	5,637	3,065 54	1,219 22	1,037 18	316 6
1	6,434	3,622 56	1,331 21	1,119 17	363 6
2	6,231	3,334 54	1,476 24	988 16	434 7
3	6,471	3,475 54	1,435 22	1,152 18	409 6
4	6,539	3,632 56	1,525 23	944 14	437 7
5	9,689	3,849 40	2,318 24	2,446 25	1,076 11

金からではなく年度内の通常会計から支出したものを修理費としてある。前にも触れたように、両者への分類は必ずしも統一されていない。年度によっては、止水栓移動費のように費用の一部を部員から別個に支出を求めるものがあったり、給配水管の補修で補償金を得たものがあつたりして、そのまま修理費として計上することに疑問の残るものもある。しかし、その分析は容易でなく、大勢を見るには大きな影響はないと考え、そのまま計上してある。

図5.2 の棒グラフにおいて、各年度の左側の棒全体の長さは、その年度内の実収入で、前年度からの繰越金は含まない。加入金を最上端においたのは、加入金を除いた収入と年度内支出との比較を見やすくするためである。その他の収入には給配水管破損の補償金や止水栓移動の分担金も含まれているが、その使用が支出にも含まれているので、収支の比較には支障がないであろう。

右側の棒全体の長さは、その年度内の実支出で、退職手当引当金への積立分は算入されているが、水道施設引当金への積立分と翌年度への繰越分は含まれていない。

実支出が実収入を越えたのは、48年度、49年度、55年度の3回である。48年度では、止水栓の

移動に、個人負担の他に、水道部会として約50万円を支出し、都水道の工事などのため、給配水管の破損修理に多額の支出をしている。49年度では、2号井の水中モーターポンプの更新をしたが、その支出を通常会計の修理費に算入している。55年度では、水道場北側の土留工事や塀の大改修を行い、複写機、戸棚等の備品購入に約65万円支出している他、電力料が当年度から大幅に値上げされている。これらの年度には、このような特殊事情はあるが、収支の状況が漸次切迫してきた時期でもあって、それぞれ料金の改正を要した時もある。

実収入が実支出を上回る金額は、維持分担金の集めすぎから生じた余剰金であるとする見方もあるが、諸施設の減価償却に相当する分を動産(預金)として残して、経営の安定を図るとか、施設の更新・改善に備えるとかのための蓄積分と見るのが妥当であろう。この差額は、実質的には施設引当金への積立となっている。

36～55年の20年間を通覧すると、給配水管と建物は概ね現状維持の状況といえるが、井戸、揚水装置、送水装置は、この資金を用いて近代化され、自動化され、良質の水を豊富に安定して供給できるようになると共に、電力料や人件費の節減

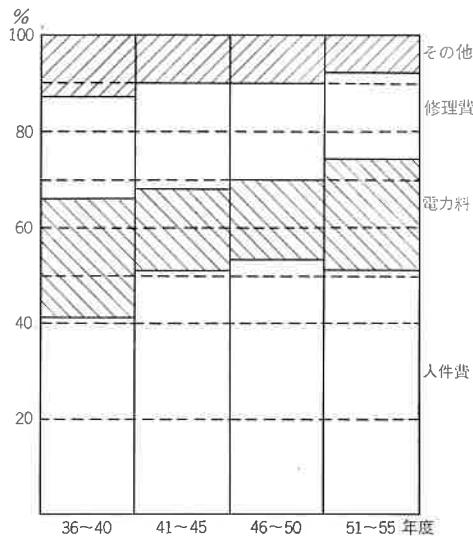


図5.3 5カ年平均支出内訳比

が行われてきたことがわかる。それを示す資料として図5.3と図5.4に、20年間を5年ごとの4期に分け、各期における4分した各実支出の全体において占める割合（百分率）と、各支出および全支出の金額の増加の様子を、第1期を基準とした倍率で示しておく。ただし、49年の水中モーター購入費約192万円は修理費で支出されているが、これを除いてある。

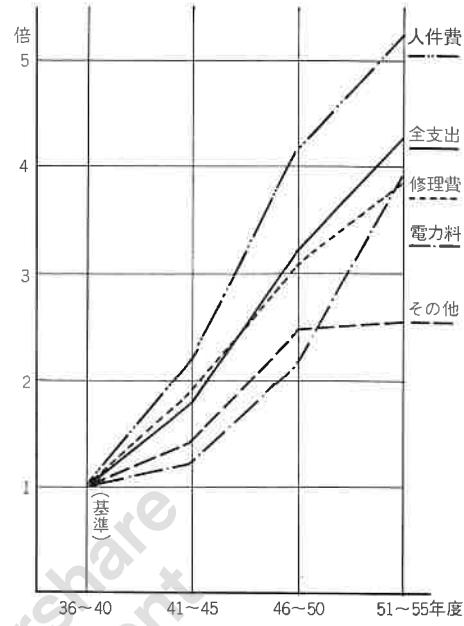


図5.4 5カ年平均支出増加率

これらは年次の特殊事情の影響を少なくし、長期傾向を見やすくするために、5年ごとに、その期間の平均を取って示してある。金額の増加するのは、一般の物価の上昇がその主な原因で、経営の改善を調べるには物価指数を考慮すべきであるが、それは省略した。

第6章 回顧と展望

素人委員でもやればできる

(1) 大泉に引越したころ

私は昭和33年春、当所に転入してきました。購入した古家は手を入れなければ住める状態でなく、また水道の水も止められていたので、さっそく家の一部改造着手にかかることとし同時に共栄会への入会と水道の使用再開方を申し込みました。ところが、なかなか難かしいようで「委員会で計って」とか、また「委員会はいつ開かれるかわからない」とか、何とも訳のわからぬ話の繰り返しの連続でした。水がなくては生活ができないことは、水のない世界で生活したことのある人でなければ実感としておわかり頂けないと思います。

そのため家の改築にも着手できないし、大阪に残してきた家族を東京に迎えることもできず、私自身は会社の寮に入ることになりました。

一方、新しい職場へのとけ込み、また何度かの引越し生活、大阪の家の売却問題（売る約束はできているが立ち退くことができない）等、難問山積し、当時の私にとってはとても大変なことでした。業者任せ任せでは駄目だと痛感し、自分で1つ1つ具体的に当ることにしました。

まず水です。ご近所の方々の暖かいアドバイスもあって、何とか共栄会の水道を使用することを承認して頂きました（もちろん入会金も支払いました）。その結果“止水”されていた水道も通水し、ようやく一家が住める糸口が開かれたのです。予定より半年以上のびましたが、昭和33年秋、今は亡き老父母をも含め親子全員がこの平和な東大泉の地に住むことができたのです。

(2) 委員に選出されて

ご近所の方々から、今回の総会は非常に大切な共栄会の総会なので、「ぜひ出席して下さい」と強いおすすめがあり、初めて共栄会総会（昭和35年6月26日）に出席しました。当時の私は、会員

は会費を払っていれば、蛇口からいつでもきれいな水が自然に流れてくるものであり、特別な事故でもない限り、飲み水には何不自由しない安泰なものだ、会員の皆さんの中が会の運営を担当しても何の支障が起こらないルールがあって、それで万事うまくいっているという程度の軽い認識でした。

ところが出席してみて、会場の熱気に驚きました。その折の会は、共栄会と水道部会が分離される前で、共栄会の総会ということでした。

会は大分荒れていて議長の降段辞意表明などがあり、まあまあでそのことは収まりましたが、そんなこんなで午後1時から始まった総会は時間がたつばかり。皆、いら立ってしまいました。その間に共栄会規約その他の“徹底見直し委員会”というものが設置されることが議決され、私達5名が総会選出委員ということに満場一致で決定したのです。

何も知らない入居日浅い素人の私が指名され、引き受けざるを得ないムードの中で、委員に加えられました。後に8地区から各1名の委員が選出され計13名で規約改正に取り組みました。その間の事情は本文中に詳細述べられておりますので省略しますが、いざ取りかかってみると大変な作業であることを知ったのです。

いま振り返ってみると、昭和35年以来20年もの歳月を経ていることに、ただ驚くばかりです。ここで、水道に関する当時の思い出として、役員の方々、事務所の従業員（後藤、成田両氏）および有志の会員の方々の積極的ご協力が思い起こされます。委員各々が与えられた業務に手さぐりの状態で作業にかかったのでした。あるときは夜を徹しての献身ぶり、無報酬にもかかわらず、あくまでやり抜こうという熱気のみなぎる空気でした。これが伝統となってその後の歴代にわたる委員の方々の熱意となり、そのご努力の結晶が今日の水道部会が存続してきた所以のものと思いま

す。

さて、当時の事を想起するとなると、現在のカラーフィルムはまだしも、20年も前にさかのぼりますと、モノクロフィルム、それも色あせ、所々途切れているのが正直なところです。

(3) 水道部会独立への第一歩

初めての規約改正委員会が正式に開かれたのは35年8月2日で、場所は今の水道事務所物置の2階でした。

6月26日の総会で選出された委員5名は、小林利央さんをはじめ共栄会委員皆さんのご援助を頂きながら規約改正のたたき台を作りました。この最初の段階で難問続出、それは“水道部会独自の規約のもとになるものがない”と同時に“私達の水道の原点とは？”など基本問題に関するものでした。その間、地区委員8人が選出され、次々と委員会に参加されて上述の8月2日の正式の委員会発足と相成ったわけです。

一方、既設水道施設の見学、諸官庁回り、法規の研究などを行い、とにかく共栄会の会員の皆様に了承して頂けるであろう新規約原案を提出できる運びとなり、35年11月27日開催の臨時総会に正式提案致しました。

(4) 昭和35年11月27日臨時総会

これは大泉中学校講堂で開かれた臨時総会で、これも長い会議になり、午後1時からかんかんがくがくやったわけです。

確かに5時までの約束で借りたのが、電燈をつけ午後7時頃までかかったと記憶しています。

“規約改正委員会報告並びに新規約の審議”というのが主要議題でした。当時、共栄会では末村委員長を始めとし、委員の中で中途で引退された方もあり、35年8月5日に残られた委員の方々で、小林利央委員長を選出し、役員の改選を行い、共栄会として水道問題を取り組む体制ができました。その後急ピッチで具体的準備作業が行われ、ようやく前述の総会となつたわけです。新共栄会規約案及び水道部会案の概要説明は当時規約改正委員会の代表委員であった蓮元さんが、逐条審議での説明は田利さんが当られました。

議長より水道部会規約案についての説明を求められた私は、水道部会が明るい形で間違いなく運

営され、受益者が豊かになる方向で、合理的給水が行われることが基本である旨を述べ、さらに三多摩を含め当時認可を受けている私設水道が約230カ所ほどあるが大半は大企業が自家水道として都の認可を受け自社(主に大工場)に使用しており、大泉共栄会のような形式はほとんど例のこと、これら諸施設は、それぞれの水道法に準拠した運営を行っており、われわれの水道部会は、これと同等とはいわなくとも水道の諸法令に触れないものでなければならぬことを述べました。我々の水道も例外ではなく多くの問題がありますが、これを1つ1つ解決することによって水道法令に従った方向に進む以外に、我々の水道を存続する方途はない旨と皆様に訴えました。審議は微に入り細をうがったものとなりましたが、新規約は原案のまま承認され、昭和35年11月27日即日実施と決定されました。この新規約に基づき、公正なる水道運営を目指して引き続き諸内規の原案を作成し、昭和36年度から水道部会が正式に発足したわけです。

今想い起こしますと、区から水道管等は埋設物処理で一応認めるが、埋設水道管1m当たり年間10円を徴集すると申し入れがあったり、都からは塩素滅菌を早急に実施するよう申し入れを受けたりして、そのつど委員の皆さんの工夫と協力によって、最低条件に適する方途をこじながら監督官庁と交渉を重ねて、逐次、より完全なものとするという形で現在のような大泉住宅共栄会専用水道施設（都公認）が育ってきたのです。

(5) 水道部会正式許認可までのくりごと

会の組織運営面は着々と改善されて行ったのですが、当水道部会の公的な許認可問題は難問でした。

前述の臨時総会の決定に基づき、具体的公的交渉に入ることになり、始めは西尾(光)、石川(信)が当り、さらに小林(利)共栄会委員長の3名で水道設備の許可問題を取り組むことになりました。

いざ取り組んでみると、当会の水道は当時の都条例による簡易水道にあたるが、公認の専用水道でないことがはっきりしました。その間区の石神井支所、区役所、都水道局等に何回足を運んだ

ことか、お役所という所は便利にできていて、我が訴えを一応良く聞いてくれます。例えば石神井支所の場合、総務課の住民係に行きいろいろ説明するとよく聞いたあとで、前例がないので本庁に行ってみてはと練馬区役所の相談係を紹介してくれました。練馬区役所でもていねいに聞いてくれましたが、それは総務課の担当だと教えられ、そこで説明するとその件は住民課で扱っているはずだとなり、結局は土木課に行って相談してみて下さいといわれました。土木課に回ってまた同じ説明を繰り返すと、最近都の水道条例も変わっていることだし、この問題は都水道局の所轄事項になっているから詳しいことはそちらに行って相談して下さいということになりました。

水道局に参りますと「前例がないケースだが現条例からみると水道法にも都条例にも違反している。表面化すると責任者は罰則として、当時の金で、知らないでやった場合は最低2万円、悪意での時は30万円の罰金と水道の給水停止処分となる」という話で、何度も出頭して説明しているうちに大泉の水道の布設された経緯や大泉水道部会規約も法令に則してできていることを理解して頂きました。その後、当局からいろいろの指導と助言を得て諸施設の改善に大変役立ったわけです。

(6) お役所とは

この許認可折衝その他を通じ、お役所という所はなかなか難かしいようで案外良い所もあるのだなあと感じたこともいくつかありました。

都水道局でのお話しから――

五建（東京都第五建設局）をお訪ねした折のことです。ここは当時、城北地区の上下水道、都道の建設管理整備を担当する役所で、練馬区もその管轄に入っていました。

当時五建では「オリンピック関連諸工事がすべてに優先し、おそらく大泉地区一般家庭用上水道工事は10年後の昭和45年頃になるのではないか、下水道工事の完成はさらに遅れるのでしょうか」という話でした。全くその通りになったことは、皆様ご承知の通りです。

その時、練馬区の都上水道計画図を示して具体的なお話しをして下さいました。いろいろお話を聞いているうちに上司の方もお見えになり、私

どもの当面している諸問題について改めて訴えてみましたら、「現在手持工事以外の予算も、またそれらに対応できる計画もないが、1つの提案として道路、下水の件は労働局に働きかけてみられては……」など種々の貴重なアドバイスをして下さいました。

現場に密着しているお役人さんは率直でわかりやすく、辞去する折にも「大変ですね」と逆に同情された時は、嬉しかったですね。

明けて36年1月早々に都庁に出向き、東大泉地区の道路の悪さ、側溝の破損のひどさ、これに伴う水管破損の状況を訴えてみましたら、優先工事として前向きに取り上げましょうと、幹部の方から理解あるご返事を頂きました。

必要書類を揃え、地域住民の嘆願書、住民連署も添えて正式に都に提出しました。2月初め提出した舗装工事申請が、3月上旬からこちらの要請通り、柳さん宅前より共栄会事務所前まで（旧6丁目）を一応「軽舗装」名義で側溝工事も含め施行されました。

地元負担は一切なく、都の費用で作ってくれたわけです。その後、水道部会の施設工事に伴う諸重量物搬入に大きく役立ちました。

この工事の際にも、共栄会会員の方々がお茶やジュースの差し入れなどを下さったことは、現場作業者の大きな励みとなりました。

(7) 専用水道の認可獲得遂に成功

36年、都水道局の暖いご指導と共に即応した諸対策の具体化に対する水道部会の誠意が認められ、一方、諸書類も整い、昭和37年2月1日に都に正式に水道部会初代委員長・吉本市名儀で専用水道確認申請を行うことができました。

2、3度追加説明を求められましたが、昭和37年4月9日、東京都知事より正式に専用水道認可（資料8）を得ることができました。

当時の諸官庁の許認可としては例を見ない早い処理でした。都知事・東竜太郎（当時の都知事）名儀の1枚の紙の重さと同時に、思わず「じーん！」とこみあげてきた喜びは、私にとっても生涯忘れられないことです。

井戸が壊れやしないか？！

昭和37年4月26日（木）は、不安と期待で1日中落ちつかない日でした。それは、永年使ってガタの大きくなった旧式のボアホールポンプを取りはずし、多額の予算を投じて購入した新鋭水中モーターポンプを取り付けて、その試運転を行う日だったのです。当日は朝11時頃からボアホールポンプの抜取り作業、午後2時頃には水中モーターポンプ挿入、4時頃据付け完了、5時過ぎ試運転予定と、当時の手帳に書かれています。

しかしこの冒險の責任者であった私は、当日はどうしても勤務の関係で5時までに戻れず、やきもきしながら現場にかけつけた時は、午後7時をまわっていました。

“あっ！ すでにポンプにスイッチは入れられた後ようだ、しまった！ 大丈夫か？”

この気持はおそらく他の人にわかってもらえなかっただろう。そして何故あんなに興奮して発言したかの理由も。

その時のことを今でも小西さんは覚えていて、真赤になって怒鳴ったなあ！ と冷かすので、その時の心境を思いだして、もう少し述べることをお許し下さい。

本文中にもありますように、新設の水中モーターポンプの性能は、それまでのボアホールポンプの汲み上げ能力、毎分 0.5m^3 の2倍もあることは機械の性能表や、工場での立会い試験ではっきりわかっていました。問題は井戸の状況です。これは17年頃からすでに20年の歳月を経ていて、鉄製の井戸側は、恐らくかなり腐食しており、ストレーナーの所などもろくなっているかもしれないといわれていました。そして、地下水脈のことはさっぱりわかっていないかったのです。それで直径20cm程の井戸から一拳に2倍の性能のポンプで水を勢いよく汲み出すと、水脈の流れが変わり、不測の水圧が加わって、井戸側が壊れるおそれもあると、半年位前の検討の段階で聞いたのです。しかし、水中モーターポンプから汲み上げた水を放出する管の途中にあるバルブを徐々に開けて、様子をみながら水量を増してやれば、壊れないよう性能を最終的に発揮できるはずであるということ

で、他のいろいろな好条件を考慮してポンプ交換に踏み切ったのです。

しかしその後の水中モーターポンプの性能改善等いろいろの交渉・準備の仕事で、ほとんどこの事は関係者の脳裏から消えかかっていました。それが切換え日前に思い起こされ、荏原製作所の現場責任者の方には十分伝えたつもりでした。しかし、このような井戸作業というのは大抵大きな工場等の注文で、そのような場合は大抵4～5本の井戸があり、1本や2本駄目になってもすぐまた他に掘直すのが当時の状況でしたから、「慎重に様子を見ながら、バルブを徐々に開けて下さいよ」「承知しました」というやりとりは十分しましたが、安心できませんでした。これは現場でつきっきりでバルブ開閉を見張っていないと危ないと強く感じていたのです。

何しろ約400世帯の生活の根元となっているたった1つの井戸です。これが壊れて何十日も断水となったら、われわれ委員の1年の苦労も水の泡、非難ごうごうは目に見えています。

委員長の立場は考えただけでも“ぞっとする”ものでした。

“バルブは？” “全開しました” “だめだっ、すぐポンプ停止、しらべてみる！” およそこんなやりとりだったことでしょうが、よく覚えていません。

そして貯水槽の揚水管出口に取り付けたという砂袋（砂ができるかも知ないので、それを受けるため管口に取り付けた木綿の袋）を確かめに、懐中電灯で、貯水槽の口から照らしながら管口を確かめてみましたが、袋などなにもついていません。慌ててさがして見ますと、貯水槽の底にやや濁った水を通して白いものが沈んでいました。

そこで当時の従業員で、元気のよい後藤辰之助君に、それをそっと取り出して貰ったら、袋の中には砂が一杯入っていたのです。そして袋の沈んでいたまわりの底にも大分砂がたまっているとのことがありました。

“ああっ、これは？！”

ショックに打たれましたが、その砂を明るい電灯のもとでよく調べてみると、小さな砂利程度（1mm以下）のものはありましたが、非常に細かいきれいな砂でした（この砂は今も当時の記念に

井戸が壊れやしないか・思い出すことども

59

保存しています)。そしてもし鉄製の井戸側が壊れたとすれば、恐らく見つかるであろう鉄さびのかけらや、破片は全く見当りませんでした。

“やれ やれ！” “大丈夫だった、ほーっ”。

この気持は皆さんにも共感していただけるものと信じます。

思い出すことども

あの時一昭和36年4月水道部会発足のころからもう20年も経っているので詳しいことはほとんど忘れてしましたが、思い出すままあれこれ記憶を掘りおこしてみたいと思います。

私の地区では、水道委員を選出するのに家の順番制をとっておりました。ちょうどあの変動期に私の家は地区の水道委員の番となってしまいました。水道部会誕生のことではあり、幹部の方たちは大いに張切っておられました。毎月委員会が一度、その他に役付の会もよくありました。大抵日曜日の夜7時頃から水道事務所で行われるのですが、常識的な時間に終ったためしがありませんでした。9時10時頃は議論百出、会の最高潮、それこそ口角泡を飛ばしてのカンカンガクガク、終了するのが12時を回るのも珍らしいことではありませんでした。夏の暑い時など、風通しの良い物置きの二階に席を移して、夜中の2時頃まで議論の続いたこともあります。機械などの大きな議題を決定する時は言うに及ばず、事務所のストーブ一つ買うにしても、どこのメーカーは何カロリーでどこが良いとか云々……と慎重に吟味を重ねて決定されておりました。

私はこの時、民主主義の会議というのは何と時間のかかることかと改めて感じさせられたことでした。

こんなこともありました。ポンプが古くなつて故障がちになつたので新しいポンプに買い替えようとしていた時のことです。どこに頼んだらよいかということになり、何しろ各区から出てこられた方は御婦人が半分以上のうえに、大方ポンプ等には縁のないような方ばかり、しかも突然のことはどうしようもありませんでした。その時私はおそるおそる里の隣に荏原製作所の工場長だったI氏がいらっしゃることをお話ししましたら、それ

ではその方に話をつけてくれないかということになりました。私は荏原製作所がどの程度のどのような会社であるかということも分らず、ただポンプを作っているということだけ聞いて知っていたに過ぎませんでしたが、一応隣のよしみで何とか交渉ができたらと里の義姉にI氏に相談にのっていただけないかと問合せを頼みました。実のところこんな大事なことが私ごとき者に頼まれてよいのかと、内心おっかなびっくりでしたが、いずれ交渉がはじまれば首脳の方々の審議が十分に行われるであろうからと思い、お引受したのでした。

が、そうこうしている中にこのポンプの件が高木先生のお耳に入り、先生の御配慮で、有力なお力添えが得られ、荏原製作所の立派な最新式のポンプが据えつけられるようになりました。はじめの頃は暗中摸索、こんないきさつもありましたが、その後会員の中から選ばれた多くのその道の権威者・立派な学識経験者によって専門委員会メンバーが構成されるようになったことは本当に心強い限りです。

また当時委員の中から会計、管理、庶務の役付が任命されましたが、あの頃道路が悪く、よく水道管が破裂したり、また故障ではなくてもいろいろの検査が行われたりもしたものです。その工事の度に管理の方は(大抵男性はお勤めでお留守のため御婦人でした)飛んで行って修理に立合われたものです(小さな故障はほとんど後藤さんが修理されました)。大きな事故の時は何時間も断水して工事が行われますが、修理が長びくと、管理以外の委員も応援にかけつけ、一刻も早く水が出るように、工事をする人の仕事がし易いようにと、雨が降れば傘をさしかけ、夏には麦茶を冷して、夕刻にさしかかれば自分の家の夕食の用意は後まわしにして工事人の食事の手配をするなどなど、皆若くもありましたがよくとび回ったものでした。本当にあの頃は水道、水道で明け暮れした感じでした。子供たちが、「今日は水道よ」というと、いやーな顔をしたものでしたが、今となってみればなつかしい思い出となりました。

その後めぐりめぐってまたしても水道委員になる順番が回ってきました。年度はじめの委員会で

例年のことながら会計委員の引受手がないのです。仕方がないので「くじ」ではということになりました。宝くじには当ったことがないのに何と当ってしまったのです。大変な仕事と聞いておりましたので本当にショックでした。でも頭の体操ができればと割切ってお引受けはしたのですが、事務引継ぎをしてみてびっくり。まず仕事の量の多いこと、その上煩雑で私の頭では簡単に理解できないのです。自分の無能を恥じながら先輩会計委員のお宅を何軒かお訪ねしたこともありました。細かいことは忘れてしましたが、一番はじめに、前会計委員から400世帯ぐらいのそれぞれ異なった水道代が記入された集金台帳が届けられましたが、月が代ると蛇口、人数その他の増減で料金が変わってきます。庶務からまわってくる変更届により集金台帳を訂正しなければなりません。20日になりますと成田さんの集金がはじまります。集金は毎日銀行に預金され、そのつど預入れ伝票に検印、そして記帳。25日には諸支払い。この時生れてはじめて小切手なるものを扱いました。月末になると、さきの集金台帳により、予定収入、前受金、未納金、実収入の合計、そして預金残高等を書き出して、二人いるもう一人の会計委員にまわさねばなりません。普通、料金の前受は歓迎されるのですが、この時ばかりは計算が複雑になるので恨めしく思ったことでした。

今は銀行振込みやら、柳様の大変なご協力やらで会計も楽になったと聞いております。

今回編纂委員会に出席してみても、相変わらずの慎重さ熱心さにただ頭の下る思いがしました。

このすばらしい良質の水がいついつまでも飲めますよう、水道部会の健在と発展をお祈りいたします。

ポンプは生きている

人間でも上役からあまりがみがみ言われると働く意欲をなくして仕事の能率が上らないし、あまり調子に乗って仕事をし過ぎると疲れてまた能率が上らず、ついにはダウントします。能率が上らないというのは、ポンプで言えば、電気は一人前くっても、さっぱり水は送り出さないという状態だと思います。ポンプにも丁度働きごろの

水圧とそれに対応する流量があるわけです。そこが一番気持ちよく、能率よく働いてくれるところであります。そこより高い水圧では流量が少くなり、能率が下がります。そこより、水圧を下げて流量を多くしますと、これもまた能率が下がり、もっと水圧を下げると、キンキン泣き声を上げて、ぶるぶる震え出します。これを、ポンプがキャビテーションをおこしたといっています。人間ならダウント寸前という状態です。

われわれの水道は、1号井戸が汲み上げる水の高さ34メートルで揚水量1分間に1立方メートル、2号井戸は汲み上げる高さ56メートルで揚水量1分間に1.5立方メートル、送水ポンプでは水圧20メートルで送水量は1分間に1立方メートルくらいが適当であります。

昭和17年頃つくられた1号井戸は、ボアホールポンプといって、モーターは地上にあって長い軸で井戸の下の方にあるポンプを回して水を汲み上げる方式がありました。30年代に入って、だんだん水の使用量も増加してきましたが、揚水量も不足していました。節水の呼びかけも何回となく行われました。ボアホールポンプは長い軸のところどころに軸受がありますので、これに給油しなければならず、だんだん軸が摩耗してくると水中に油がもれて風呂の水をためると表面に油のきらきらした膜が見えるようになりました。

36年新組織の発足と同時に早速その対策について検討が始められました。いろいろ研究された結果水中モータポンプにしようということになったのです。水中モータポンプは当時まだそれほど馴染み深くなかったのですが、モータとポンプと直結して一緒に井戸の中に入れ、水は潤滑と冷却の作用をするというすばらしい着想のもとに生れたこのポンプに大きな魅力を感じ、いろいろ皆様で検討の結果設置することに決定したのです。当時としては大英断だったと思います。36年末荏原製作所に発注し、翌37年3月完成したというので同社の川崎工場に立会試験にまいりました。試験の結果はほぼ仕様通りでしたが、1号井戸の地下水位から推定すると、使用領域で僅かにオーバーロードになることがわかりました。そこで担当の技術者に「最高効率の点を僅か流量の

ポンプは生きている・後藤さん

61

多い方に移動させて、使用電力を僅か下げるようできませんでしたか」ということをお願いいたしました。大変むつかしい注文でしたが、心よく引き受けて「やってみましょう」と言って、羽根車の先端を設計値に従ってほんの僅かまるめて調節して下さいました。このような細かい調整を“いもぎり”と言うこともそのとき覚えました。また、最高効率点を流量の多い方に移すには、羽根車の裏面を削って流出面積を僅かに増す“裏加工”を施せばよいということ教えてもらいました。こうして完成したポンプは37年4月20日に最後の立会試験が行われ、丁度1号井戸にぴったり特性のあったポンプが出来上り、その後元気に能率よく働いてくれています。そのあと購入した2号井戸ポンプにもこのような調整が行われました。

これと同じことが送水ポンプにも言えます。送水ポンプではこんな思い出があります。それは昭和40年でした。今まで使っていたポンプが古くなつて交換時期に来ました。これは4段階まで圧力を上げるポンプで、一番働きごろが送水圧が水柱70メートルで送水量1分間に1立方メートルであるのに、それまではそれを水柱20メートルの圧力で使っていたのです。それで、ポンプは機嫌が悪く、従つて効率も20%くらいしか出していませんでした。そこで、この機会にポンプに勢一ぱい働いてもらう環境をつくろうというわけで、水圧が水柱24メートルで送水量が1分間に1.83立方メートルの1段のボリュートポンプに変えてもらいました。前のポンプは19キロワットで送水量1分間1立方メートルだったのが、今度は電力が15キロワットに少くなつて、約2倍の水が出るようになりました。ポンプを働き易い環境にしてあげることが、いかに大切なものであるかを改めて痛感いたしました。

また、こんなこともあります。ポンプの羽根車は魚と同じで、水中で回さないと水を送り出さないばかりでなく、水なしで回していると壊れてしまします。そのため、ポンプの吸込管の底には弁があって、ポンプが停止すると弁が縮つて水を逃がさないようにになっています。44年頃だったと思いますが、この弁がうまく作動せず漏れてしまい、故障をおこしたことが2、3度ありました。

こんなとき、ポンプは悲鳴を上げて一生懸命助けを求めるますが、そばに人がいないとなかなか聞こえません。そこで名案を考えました。話してしまえば“コロンブスの卵”で簡単なことですが、自動車の点火栓をポンプが水を吸い上げる管につけ、そこに水があれば点火栓の先端は短絡してリレー回路を閉じてポンプは回転し、水がなければ導通がないのでリレー回路は開いてポンプは絶対に回らないようにしたわけです。これをつけた結果、それ以後空転で羽根車を壊すという事故は一度もありませんでした。これも、ポンプを気持よく働く環境にしてあげた一つの例であります。

おかげで、この20年余を振り返って見ますと、ポンプと一緒にくらし、親しく述べあって、随分教えられ、勉強させてもらいました。ポンプは回せば水ができます。しかし、ポンプに気持よく（能率よく）働いてもらうためには、その仕事量（送りだす水量と水圧）にマッチしたポンプを選び、能率よく仕事のできる領域で仕事をしてもらうことが必要であります。そして、常に心を配って、愛情をもつて、働き易い環境をつくるてあげることが大切であるとつくづく感じました。ポンプは生きています。そして今日も元気に活躍しています。

後藤さん

あの頃からもう10年たちましたが、私が初めて後藤さんと話をしたのは47年4月水道部会に不案内のまま委員に選任されたときで事務所は後藤さんひとりでした。

当時大泉地区は東京都の上下水道の敷設工事の真最中で、その側杖で水道部会の埋設管がしばしば壊わされその都度断水となつて後藤さんは大忙し目覚しい活躍でした。私も彼にネジを巻かれ工事現場をウロウロしながら壊わされた管の修復される有様を眺めているうちに若い頃の現場の生活が思い出され、35年前の昔を偲んでいました。一つには後藤さんが業者を指揮しながら率先しゃべるを使うそのキビキビした言動が工場の練達有能な職長のイメージに重なつたからでした。昭和47年4月といえば彼が共栄会事務所に入ってからすでに13年余りたつていて水道事務所の主としての風格と貢献を具えていました。

36年水道部会が共栄会の中で独立会計の別組織となり新しい委員による運営が始まって古いポンプ類が新式のものに更新されあるいは学識経験者の診断を参照しながら新しく井戸を掘るという激刺たる空気に刺激され彼の一途に徹底する気質が地質と深井戸の関係、揚水送水ポンプ等の知識と技術の吸収に向けられたようで、いつのまにか自分を立派な水道管理技術者に仕上げていたといえます。彼が41年に石神井保健所で試験を受けて水道管理技術者の資格を取得したことがこれを証明していると思います。

日常後藤さんに接しているとその言葉、行動のはしばしから彼の誠実さ、頭の良さ、また勘の鋭さがわかります。断水事故の起きないようにいつもポンプの音に気を配り大きな事故になるまえに別のポンプに切替えたり、埋設管の破損事故がおきれば断水地区を出来るだけ小範囲に限るよう工夫をし、最短時間で復旧工事を済ますよう昼夜をわかつたず努力していた様子を忘れるることは出来ません。このような彼の仕事に対する積み重ねが委員会に対する有益な数々の提案となり設備の改善、運営の進歩に大きく役立ちました。

また正義漢である彼は現場の立場から外部に対し主張すべきは主張し、折り合う所は折り合って筋を通し業者に対しリーダーシップを堅持していました。大泉水道部会の喧し屋としてその名が通っていました。

後藤さんは太平洋戦争に召集され終戦をフィリピンで迎え辛じて帰還しましたが郷里では戦死の公報が届いていて家はすでに弟がついているという不幸な現実がまっていたのです。彼の性格から平地に波乱を起すことを潔しとせず単身郷里をとび出し窮乏の戦後東京の直中で苦労を重ねていたが、34年秋共栄会事務所に入ったのが当部会との縁のはじまりです。彼もまた戦争のため郷里を捨てざるを得なかった犠牲者のひとりですが郷里にとどまることが出来たなら地方政治の、或は農協などで一方の旗頭となっていたと思われます。

清瀬の家の庭は皐月の盆栽をはじめ色々な花木の鉢で一杯でNHKの趣味の園芸を相手にその手入れを楽しんでいました。私は隠居してから盆栽の手ほどきを受けたりまた戦争の体験談や帰国後

の苦労話を聞くことを願っていましたが彼の方が先に逝ってしまって本当に残念なことをしました。

幸せはひとりでには来ない

資料をめくっているうちに42年12月頃の水道情報に、当部会の水道と都水道との料金比較があるのを発見しました。当部会では、年間平均して、1戸当たり毎月約47tの水を使って約430円を支払っている。都水道の料金では、10tまで基本料金の140円で、あと1t増すごとに20円増であるから、これで計算すると、47tは880円となる。そして、仮りに実際の使用水量が47tではなく、その70%と見ると約616円になると註記していました。この他に何も述べていませんが、当部会の水道が格安であることを具体的に知らせようとしたものであります。

これを見て、現在(56年12月)はどうだろうと考え、試算に取りかかりました。当部会の維持分担金のうち通常収入は、48年度が約507万円、55年度が約789万円で1.56倍になっています。部会員数が1割弱増えているので、1戸当たりの水道料金は1.4~1.5倍になっていると見込まれます。一方、都水道の料金は56年6月に、前年比で約48%値上げされていますから、値上りの割合はとんとんといえましょう。これは、当部会では1戸当たりの水の使用量の増加が考えられていないし、都の水道料金は42年から55年まで据置きではなかろう。これらも調べ、精細に計算すれば、当部会の水道が格安であることが浮き出るに違いない。水道部会発足以来の歴代の委員や役員諸公のご労苦の成果を示すのにも、これを報告しようかと思ったとき、ふと別の声が耳に入ったように感じました。

当部会は飲用水を販売する商売をしているのではない。商売なら商売敵(?)の都水道より安いことは絶好のキャッチフレーズです。自家用井戸に当る共有の専用水道であっても、経費の安いのは、それに超したことはないが、都水道より割り高であるからといって、廃止してよいというものであろうか、という疑問が投げかけられたのです。

都水道は、水源池建設の費用まで勘定すれば、水道料のみで運営されているのではなく、国税や

都税が注ぎ込まれているはずで、その税は当水道部会員も納めています。いって見れば、私たちは2つの水道を持っていて、その一方の使用を放棄するという無茶というか物好きというかの選択を行っているのです。

水道部会発足当時では、都水道は利用できなかったのですが、近い将来都水道が使えるという話もあって、部会の水道施設をどのような方針で運営すべきかの検討がなされました。その後10年ばかり経て、地区内に都水道が引かれた頃には、当部会の水道を将来も確実に使えるよう整備する方針で進むか、適当な時期に都水道に乗り替える方針とするかが、総会で論議され、圧倒的多数で前者が採択されました。

今、回顧しても、この選択は賢明であり妥当であったと思います。40年代の頃では、停電といつては断水、本管破損といつては断水ということで、給水の安定度から都水道の方が良かったのではないかと思うこともあります。しかし、やがて当水道の給水が安定してくるのに反し、夏少し日照りが続くと、都水道の給水制限が行われ、その改善の見通しも困難であると報ぜられるようになりました。当部会では2号井戸も完備し、地下水位の低下が止り、揚水能力も送水能力も増強され、真夏の庭木に散水しても、昔のようにお偉い方に叱られることもなくなりました。

盛夏に冷い汲み立ての水をのどに流し込む快感は格別です。厳冬には凍えた手も蛇口から出る水でいやされます。何よりも大泉の水の美味しさは万人の認めるところです。あるご家庭の話では、外国にお住いのお子さんが、この水道の水を外国まで持参なされたとのことです。また、別の方のお話では、お茶にお凝りの方々がお茶を立てる水として、大泉から水筒で水をお運びとのことです。

最近新聞等に、「東京都の水道に発ガン物質が混じっている」とショッキングな話が出ましたが、当部会の水道は極めて良質の地下水で、殺菌の必要もないほどです。法令上殺菌を止めるわけにはゆきませんが。

このように考えたら、都水道と料金比較する気がなくなりました。しかし、有難いことには、良質の水が割安で、しかも安定して豊富に使えるの

は事実です。この幸せは、天から降ってきたのも、地からわき出たのでもありません。

この水道の元施設を獲得するのには、宮野正年氏を始めとし、この地区に早くから住んでおられた諸先輩の語り尽せないご努力がありました。共栄会時代（部会成立前）の末村甚之助氏以下の役員諸氏のご尽力も忘れてはなりません。水道部会発足前後の有志の方々の献身は、人も知る通りです。部会独立後の委員の方々のご苦心は、本書の随所に示されている通りです。そして何よりも、部会員が心と力をあわせて守り育ててきたからこそ、今日の水道の姿となったのです。

この良き土地に、良き水道部会に参加し、良き水を豊かに恵まれる幸せを、これからも永く守るために、私たちも先輩に負けない努力をしなければならないものと感じました。

自然と人と機械と

東大泉に来てから25年を越しました。それからの変わりようのはげしい中で、変わらないのは、水道の「水」くらいのものかも知れません。肉眼では見えない地中の様子は分かりませんが、武蔵野の地層には太古の昔以来の歴史があって、何層にもなった水脈が通っているらしいのです。そのうちの一つの層が、我々の生活をだまつて支えてくれたのです。周辺の風景も変わり、風にまじる塵の質まで変わってしまったのに、よくぞ水だけは変わらずにいてくれたと思います。それだけに、水道を守ろうという会員の皆さまの熱意のほどが思われるのです。

戦後の日本の変化の底にあるものは、各種の技術の近代化であったと思われます。機械による新しい可能性が日本人の社会生活から家庭生活まで変えてしまいました。われわれの水道の設備についても全く同じことが言えましょう。私などは電気技術に關係していくながら、深井戸の中にポンプといっしょに沈めて使うモーターがあることは知りませんでした。電気の絶縁はどうなってしまうのか心配でした。そんなことは絶縁材料の進歩で苦もなく解決してしまったわけです。今思い出すとちょっと恥しくなります。その後も何度も改善してゆくうちに、だんだん場所をとらなくなり、

あの古めかしいポンプ室もいらなくなってしまったのですから驚きます。

しかし機械も過信してはいけないと思います。大きな事故の原因というものは、昔も今も人の油断や判断の誤りにあるようです。衛生の点では毎月保健所で水質検査をしてもらっているわけですから、機械の方も本当なら定期検診が必要なのかとも知れません。いつごろ寿命がくるか、何か変な兆候はないか、自動的に動いているとはいえ、暖かい配慮をしてくれる人がいてこそ本当の安全が保たれると思います。

この東大泉の水道組織は特殊な歴史を引継いでいただけに、いろいろな経験をしましたが、それだけに各方面にわたって総合的に考える癖がついたと思います。しかしもう大体のことは見当がつくようですから、もう少し簡素化する要領が必要かもしれません。われわれ素人でもやってゆける仕方で、家族的な信頼の上に立って、水と人材と機械の「いのち」が続くようにしたいと思います。

中国の話ですが、なくなった毛沢東主席が、そのスローガンのひとつに「科学と実験」という言葉をよく使うので、社会学者のひとりが、社会学では実験はやりにくいと思うが、どうするのかと聞いたのです。そのときの毛主席の返辞は、「日々の実践がみな実験ではないか」といったということです。初めから完全な設計があるわけではないのです。何度も試行錯誤を繰返しながら、小さな水道ではあるが、安全に維持できたのも、すべて実験の精神であったからかと思います。

展望

大泉住宅共栄会水道部会のたどってきた20年の歴史を振りかえって見る時、そこに脈々と流れてきた部会員の「自分達の水道を我々自身で守っていく」という、みなみならぬ关心を強く感ずる同時に、このことは将来にわたっても続いていくであろうと確信する。

しかし、部会をとりまく外部の状況は次第に変わってきてている。例えば、地下水の吸み上げに対する都の条例は、その運用が一層きびしくなり、都の水道施設のある地域では、生活用水であっても新しい井戸を掘ることは認められぬばかりか、

既設のものでも、なるべく都の水道に切り換えるよう指導する方針であると聞いている。幸い部会の井戸は、練馬区から災害時の給水を確保するための施設として指定され、停電にそなえての自家発電設備も区の予算で設けられたので、このような心配はないと思う。しかし、現在予備として使用している1号井戸はかなり古いもので、これを十分信頼できる予備井戸として整備するには、条例との関係で難しい検討を迫られることが予想される。

過去において幾度か破損事故による断水を経験した送配水管については、部会員からも強い関心をよせられたが、ガス、下水道、都の水道等の工事が終わり、道路の舗装が良くなった現在では、このような事故も少なくなった。今後適切な個所に制水弁を増設し、事故の際の部分断水をさらにきめ細かく行えるようにしたいものである。

揚水ポンプや送水施設なども、現状では安定した動作を続けているが、これらも年と共に古くなしていくので、定期的な点検を行い、予防保全的な保守態勢を整えていく必要がある。

事務所の周囲も次第に整備されてきたが、建物はかなり古く、今後どのくらいの使用に耐えるか心配である。特に火災に対しては全く無防備といってもよく、その不燃化対策はむしろ早急に進めたいことといえよう。

このように、本当に心配のない施設にするためには、まだいくつかの仕事が残っており、これを実現するためには、今後もかなりの資金を必要とするであろう。一方当地域内の空地も少なくなり、部会の収入をささえてきた新規加入も、今後多くを期待することは難しい。近く実施されるであろう下水道の使用開始とあいまって、料金（維持分担金）体系の根本的な見通しを迫られることは明白である。

しかしながら、冬は暖かく、夏は冷たく、日照りが続いても渴水もなく、永い間我々の生活に計り知れぬ恩恵を与え続けてくれたこの部会の水道は、我々の貴重な財産であり、生命の源である。今後いろいろな難関に遭遇することがあっても、部会員は協力してこれをのりこえ、いつまでも我々の“水”を守っていかなければならない。

資料

- 資料 1 決議書（住宅・土地所有権確認請求訴訟を提起する）
- 資料 2 仮契約書（資料(1)の訴訟に関する和解の仮契約書）
- 資料 3 大泉住宅共栄会規約（33. 6. 1改訂）
- 資料 4 大泉住宅共栄会水道部会規約（35. 11. 27制定）
- 資料 5 大泉住宅共栄会・水道部会合同総会報告（36. 5. 28）
- 資料 6 不動産移転登記の記録
- 資料 7 契約書及び物件目録
(水道部会不動産の名義人と水道部会との契約書及び不動産の物件目録)
- 資料 8 専用水道確認書（37. 4. 9）
- 資料 9 水道部会庶務委員業務内規（42. 3. 1改正）
- 資料10 " 管理委員 " (")
- 資料11 " 会計委員 " (")
- 資料12 ポアホールポンプ老朽化のため新規に水中モーター井戸ポンプを発注据付ける件につき報告（36. 7. 21）
- 資料13 大泉住宅共栄会水道部会勤務内規（37. 2. 11）
- 資料14 大泉住宅共栄会水道部会給水工事内規
- 資料15 水道部会年次決算書 (36. 4. 1～37. 3. 31)
資料16 (45. 4. 1～46. 3. 31)
資料17 (55. 4. 1～56. 3. 31)
- 資料18 歴代委員会名簿

資料1

決議書

吾等ハ陸軍予科士官学校当時ヨリ財団法人日本復興住宅協会（旧称陸軍予科士官学校職員住宅協会）ト学校当局者トノ約束ニ基キ17年間家賃ノ名目デ月賦支払シタトキハ其ノ家屋及宅地ノ所有権ヲ取得スル条件ヲ以テ居住シタル者又ハ終戦後該家屋ニ居住シ前居住者ヨリ右所有権ヲ主張シ得ル権利ヲ譲り受ケル者デアル。

然ルニ現協会ノ役員ハ右契約ノ存在ヲ否認シ単ナル貸家トシテ數倍ノ家賃値上ヲ要求シ来リ惡辣ナル営利会社同様ノ行動ニ出テ來タ。

茲ニ於テ吾等ハ問題ヲ根本的ニ解決スル為所有権確認請求訴訟ヲ提起セネバナラナクタッタ。依テ吾等ハ之ガ實行ノタメ左記条件ヲ嚴守スルモノデアル。

1. 協会ノ家屋ノ居住者中本訴訟ニ参加スルカ否カハ隨意デアルガ参加シタ以上ハ最後迄團結ヲ確保シ切崩シヲ排除シ、アク迄目的ノ達成ヲ期スル。茲ニ訴訟參加ト云フハ第一次ニ訴訟ヲ提起スル者ノ他其ノ結果ヲ利用シテ所有権ヲ獲得セントスル者全部ヲ含ム。
2. 右參加者ハ訴訟ノタメニ要スル費用、協会役員ヲ變更シテ吾等ノ目的ヲ貫徹スルニ足る者ヲ就任セシメル為メノ運動費用其ノ他此等ニ關ノスル一切ノ費用ヲ毎月割デ支出スル。月割額ハ委員会デ定メル。
3. 參加者ハ訴訟ノ勝利、協会役員ノ變更等ニヨッテ所有権ヲ取得スル目的ニ到達シタトキハ直接訴訟当事者トナリシ者ト然ラザル者トノ區別ナク凡テガ弁護士ニ對スル成功報酬ヲ支払フモノデアル。
4. 終戦後ノ居住者ニシテ訴訟ニ参加シタガ万一千権利譲渡が出来ナカッタ者ハ前記報酬支払ノ義務ハナイ。併シ訴訟ニ参加シタ為家賃ノ値上ガ後レル利益ノ存続期間中ハ第2項ノ諸費用ヲ負担スル。

右決議シ之ガ實行ヲ約ス

昭和22年11月20日

(註 参加者に回覧したもののメモから転記したので、若干字句に相違があるかも知れない)

資料2

仮契約書

(資料1による訴訟に関する和解の仮契約書)

財団法人日本復興住宅協会代表者山名義高を甲とし東大泉住宅組合設立委員会（仮称）代表者宮野正年を乙として右両者間に於て東京都練馬区東大泉町758番地より全948番地に亘る地区内に所在する建物並に土地の譲渡に関して左の契約を締結した。

第1条 甲は其所有に属する別紙目録記載の建物、土地及右建物に附設した造作水道電気の各設備並に借地権及聖心女学院所有に係る土地内に所在する甲所有の建物を有姿の儘左の条件を以て乙に譲渡する。

建物は坪金參千円也

土地は坪金壱百円也

但し右譲渡は一括譲渡を原則とするも事情により増減することが出来る。尚ほ事務所、倉庫、製材所其他乙の事業經營上必要な施設は金拾万円に評価して甲より乙に譲渡する。但し乙は右物件を居住者の共同使用に供する義務を負ふ。

<第2～7条 略>

第8条 本契約の地区内に在る甲所有の土地の内道路敷約四千八百坪は甲より東京都に無償譲渡する。

<第9条 略>

第10条 甲乙両者は目下係争中の住宅問題に関する左記民事々件を仮契約成立と同時に取下くるものとし之が取下書を相互に交付する。

<以下略>

<第11～13条 略>

附 則

<第14条 略>

第15条 水道施設は甲より乙に譲渡するも乙は右施設を從来通り居住者の共同使用に供するものとする。

右契約の証として本書式通を作成し甲乙各一通を保有する。

大泉住宅共栄会規約

67

昭和24年3月29日

甲 財団法人 日本復興住宅協会
 代表者 山名義高 ㊞
 乙 宮野正年 ㊞

資料3

大泉住宅共栄会 規 約

昭33.6.1改正

第1条 大泉水道を使用する居住者を会員として大泉住宅共栄会を組織する。水道を使用しなくても同じ区域に居住する者を準会員として加えることができる。

共栄会は会員及び準会員の親睦互助を図り水道を管理してその他生活上必要な共同の問題を処理する。

第2条 住宅地域を別紙略図のとおり8地区に区分し各地区毎に同図所載数の委員を会員中から選出する。

委員の任期を2年とする。ただし毎年半数ずつ改選する。この際兼任は妨げない。

委員在任中改選を要する事情を生じた者については委員会においてその処置を定める。

第3条 本会の事業を行うため必要な資金は主として会員及び準会員の醵出による。

会費は通常費（水道料、街灯料）及び臨時費とし、その細部については委員会において立案し会員及び準会員3分の2以上の同意を得て決定する。

第4条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第5条 総会は毎年通常3月に之を開き業務実施の報告を行うと共に新年度において共栄会事業の基本となる重要事項の決定を行う。

ただし適宜の方法を以て総会に代えることができる。

第6条 総会は委員会の議を経て委員長之を招集する外、会員30名以上の要求あるとき委員長之を召集し下の各号により議事を処理する。

1. 開会には会員2分の1以上の出席を要する。（委任状を出した者を含む）
2. 議事の決定は出席会員の過半数により、可否同数のときは議長の決するところによる。

3. 議長の選出は開会の始めにおいて監査委員之を斡旋する。

4. 総会の決議事項は議事録に記載し会員2名以上の署名押印を受け保存する。

5. 準会員は総会に出席することができる。

第7条 委員は互選に依り委員長1名、副委員長2名、会計委員2名、監査委員2名を設け業務を処理する。

第8条 委員会は委員長必要の都度招集する外、委員3名以上の要求あるとき招集し下の各号により議事を処理する。

1. 開会には委員2分の1以上の出席を要する。
2. 議長は通常委員長が之に当る。
3. 議事の決定は出席委員の過半数により、可否同数のときは議長の決するところによる。
4. 決議事項は議事録に記載し委員2名以上の押印を受け保存する。

第9条 委員長は本会を代表し、委員会の議を経て会計その他の一般事務を処理するための適當の人を嘱託し且つ水道従業員を選定しその業務を監督する。委員長は毎年水道の水質、その他施設について監督官庁の検査を受け又適宜経営状況を会員及び準会員に報告する。

第10条 委員は総会の決定に基づき水道の公租、公課、電気料、火災保険料、人件費、修繕費、その他諸費に関する事項を一般計画及び年度計画に区分して立案し会員及び準会員の同意を得て実施する。

委員は常に選出地区内の各会員及び準会員と密に連絡してその意見を委員会に提出し、又委員会決定事項を伝達する。

第11条 本会の資産中、所有権を登記する必要あるものは本会が法人となる以前においては会員の委任により適當の人の名儀とする。

会員が大泉水道使用地域外に転居する場合は自動的に本会を脱会し且つ会員として有した一切の権利は本会に帰属するものとする。

会員及び準会員が本会を脱退する場合その有する権利を他に譲渡する事はできない。

第12条 昭和25年11月1日初めて施行した本規約は昭和33年6月1日第3次の改正を行い直ちに施

行する。

本規約の改正は会員及び準会員3分の2以上の同意により之を行う。

昭和33年6月1日

大泉住宅共栄会委員長

宮野 正年

資料4

大泉住宅共栄会水道部会規約

昭35.11.27制定

第1章 総 則

(名称・事務所)

第1条 本部会は大泉住宅共栄会水道部会と称し、事務所を東京都練馬区東大泉3-38-13に置く。

(構 成)

第2条 本部会は本部会の趣旨に賛同する大泉住宅共栄会会員をもって構成する。

(財 産)

第3条 水道事業に関する動産、不動産、その他一切の財産の所有権は、本部会に帰属する。

ただし不動産の登記は本部会会員中より5名以上上の者の名義をもってし、その権利書は委員長が所持する。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本部会は部会員の日常生活に必要な飲料水、家庭用水並びに防火用水を確保し、これを正確に供給することをもって目的とする。

(事 業)

第5条 本部会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 水道施設の建設

2. 水道施設の維持管理及びその運営

(地 区)

第6条 前条の事業を行なうため、給水地域を大泉住宅共栄会規約第6条に定める地区に分かつ。地区内の各種連絡事項は地区内の委員これに当たる。

第3章 部 会 員

(新規加入)

第7条 本部会の水道事業の給水地域内に住所を

有し、または住所を有しようとして新たに水道部会に加入を希望する者は、委員会の承認を得て水道建設資金として、加入金8万円を納入しなければならない。

(承 繼)

第8条 部会員が他所へ転出する等の場合は、委員会に対し脱退届を提出し、同所に転入する者は前者の加入金を承継し、別に定める手数料を添え、委員会に譲り受け書を提出しなければならない。

(義 務)

第9条 部会員は部会規約及び各種決議事項を守り、維持費を分担する義務を負う。

(制 裁)

第10条 委員会は部会員が本規約・細則並びに総会・委員会の決議に違反した時は、委員会の決議によって警告または給水停止を行なうことができる。

第4章 役 員

(役 員)

第11条 本部会に次の役員を置く。

1. 委員長 1 名
1. 副委員長 1 名
1. 庶務委員 2 名
1. 管理委員 2 名
1. 会計委員 2 名
1. 委員 10 名
1. 監事 2 名

(役員の職務)

第12条 役員は次の職務を行なう。

1. 委員長は水道部会を代表し、部会の業務を統括する。
1. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。
1. 庶務委員は財産目録・議事録の作成、役員間の連絡、その他の業務を行なう。
1. 会計委員は部会の会計に関する業務を行なう。
1. 管理委員は給水設備の維持管理を行なう。
1. 委員は部会の業務を分担し、委員会の決議に参画する。
1. 監事は部会の会計並びに業務を監査し、総

会にその報告をする。

第5章 役員の選出および任期

(委 員)

第13条 委員は各地区から2名、当該地区部会員の互選により選出する。

(役付き委員)

第14条 委員長、副委員長、庶務委員及び会計委員、管理委員は毎年第16条に基く新委員就任後、速やかに委員の互選により決定する。

(監 事)

第15条 監事は総会において部会員中から選出する。

(任 期)

第16条 委員の任期は2年とし、毎年その半数を改選する。ただし再選を妨げないが、統いて三選されることはできない。

監事の任期は1年とし、留任することはできない。役員は任期満了後でも、後任者が決定するまではその職にあるものとする。

(補 欠)

第17条 役員に欠員を生じた場合においては、直ちに第13条～15条の規定に基いて後任者を選出しなければならない。

ただしその任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 議決機関

(種 類)

第18条 本部会に総会および委員会を置く。

(総 会)

第19条 定期総会は毎年1回、4月1日から5月末までの間に開催する。ただし委員会の決議、または部会員の五分の一以上から会議の目的たる事項を示して要求があった場合、委員長は1ヶ月以内に臨時総会の招集手続きをとらなければならない。

(総会招集手続き)

第20条 委員長は開催日の7日前までにその会議の目的たる事項を、書面をもって部会員に通知しなければならない。

(総会成立定足数)

第21条 総会は部会員の二分の一（委任状を含む）以上の出席をもって成立する。

(総会審議事項)

第22条 総会においては次の事項を審議決定する。

1. 規約の改正
1. 監事の選任
1. 予算・決算の承認
1. 本部会に功績のあった者に対する表彰
1. その他重要な事項

(総会決議定足数)

第23条 総会の決議は特に定めたる他、出席部会員（委任状を含む）の過半数による。可否同数の場合は議長これを決する。

(委員会)

第24条 委員会は必要に応じ委員長が招集し、総会の決議事項以外のすべての事項について審議決定する。委員会は委員三分の二以上の出席をもって成立し、その決議は出席者の過半数による。

第7章 従業員

(種 類)

第25条 水道事業運営のため次の従業員を置く。

1. 水道技術管理者 1名
1. 作業員 若干名
1. 事務員 若干名

(水道技術管理者)

第26条 水道技術管理者は、水道施設の技術管理業務を担当し、水道法第19条第2項に定めたる業務を行なう。水道技術管理者は委員会の要求があった場合は、これに出席し、技術管理上必要な事項の説明及び報告をしなければならない。

水道技術管理者は水道施設の技術管理上必要な事項についての意見を委員会に具申することができる。

(任免・報酬)

第27条 従業員の任免、報酬の件は委員会の議決を経て委員長がこれを行なう。

第8章 会計

(通常経費)

第28条 本部会の経費は部会員のきょ出する加入金及び維持費による。

(特別経費)

第29条 重大な災害の復旧、その他特別の事由に

より、通常経費をもってその支出にあてることができない場合においては、委員会の議決を経て経費の借り入れ、または部会員よりの臨時徵収をすることができる。

(予算・決算)

第30条 委員長は委員会の承認を経て、前年度の決算及び当該年度の予算案を定期総会に提出し、承認を得なければならない。

(会計年度)

第31条 本部会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 補 則

(表彰)

第32条 本部会に功績のあった者に対し、総会の議を経て、これを表彰することができる。

(細則)

第33条 次の事項は委員会において別に定める。

1. 水道部会会計処理規定

1. 水道部会運営細則

(規約改正)

第34条 本規約は総会において出席部会員（委任状を含む）の三分の二以上の賛成を得て改正することができる。

(施行期日)

第35条 本規約は昭和35年11月27日から施行する。

註記 第7条加入金は制定当時3万円であったが51年の総会で現在の8万円と決定した。

資料5

大泉住宅共栄会・水道部会 総会報告

昭36.5.28

去る昭和36年5月28日、13時半より大泉中学校講堂に於いて開きました大泉住宅共栄会、同水道部会合同の総会について報告致します。

出席者 61名 委任状284名 合計 345名

議長 高木純一氏 副議長 蓮元啓文氏

議事は下の如くであります。

1. 昭和35年度共栄会事業報告

小林前委員長

水量計の取りかえ、給水管破損箇所の修理、ボ

ンプ自動運転装置の取りつけ、貯水槽の消毒実施等を行った。

宮野氏に感謝状を贈呈した。

以上満場一致承認。

1. 昭和35年度大泉住宅共栄会決算報告

小林前委員長

以上決算報告承認。

1. 共栄会、水道部会の分離発足について

小西共栄会理事長

吉本水道部会委員長

a. 4月16日小林前委員長より業務を引き継ぎ共栄会理事会、水道部会委員会の合同会議を開いて今後の基本方針を立てた。今後も年に1、2回位、必要に応じて合同会議を開くこと。

b. 仕事の分担は規約に従って行なう。すなわち、水道の事業に直接関係あるものを水道部会が、また消毒、汲取券、街灯、町内会的な事を共栄会が、それぞれ分担のこと。

c. 資産の受け継ぎ

昭和35年度会計決算報告の固定資産の内

1～12は水道部会
13～15は共栄会

} の所有とする。
その他の物（所属の明確でないもの）は互

いに協力して管理する。

d. 分離が必要である理由（会員中より質問が出た。その答弁の要点は次の通り）は水道法に則った運営をしなければならぬから、分離して会計を明確にする必要あり。

以上承認可決。

1. 動産分離について（繰越金の分配）

基金として10万円のほか、消毒薬品の余剰金を併せて、146,215円を共栄会の分とし、その他を水道部会の分とすること。

以上承認可決

資料6

水道部会不動産登記の記録

昭和30年5月23日中央区日本橋江戸橋1丁目2番地財団法人日本復興住宅協会（代表者世田谷区玉川町1759番地理事山名義高）より練馬区東大泉

水道部会不動産登記の記録・契約書

71

町912番地宮野正年へ下記不動産を無償贈与し移転登記する。

練馬区東大泉町903番9

1. 山林 1畝1歩

全所同番10

1. 山林 17歩

全所同番15

1. 宅地 64坪6合4勺

全所同番4 家屋番号同町541番

1. 木造瓦葺平家給水ポンプ室1棟

建坪17坪

同 所 903番地
家屋番号 541番
種類 ポンプ室
構造 木造瓦葺平家建
床面積 56.19m²

昭和56年1月22日共有者小林利央持分全部を放棄し、これを残り7名にて等分持分とし登記する。

権利者

持分 56分1

練馬区東大泉3丁目56番2号 中山泰喜

56分1

練馬区東大泉3丁目32番14号 高木純一

56分1

練馬区東大泉3丁目50番18号 伴五紀

56分1

練馬区東大泉3丁目35番17号 福田信之

56分1

練馬区東大泉3丁目28番7号 西尾驥一郎

56分1

練馬区東大泉3丁目29番19号 西尾光雄

56分1

練馬区東大泉3丁目64番5号 足立和雄

以上

昭和37年2月26日練馬区東大泉町912番地宮野正年より下記8名の者に上記不動産を売渡し、移転登記する。

練馬区東大泉町914番地	小林 利央
同 所 904番地	福田 信之
同 所 838番地	高木 純一
同 所 816番地	西尾 光雄
同 所 829番地	伴 五紀
同 所 849番地	中山 泰喜
同 所 758番地	足立 和雄
同 所 920番地	西尾驥一郎

昭和55年8月1日住居表示実施のため登記名義人の表示変更と不動産の表示変更を下記の通りに申請登記する。

共有者小林利央の住所

東京都練馬区東大泉3丁目13番10号

申請人

東京都練馬区東大泉3丁目13番10号

小林 利央

不動産の表示

所 在	地 番
練馬区東大泉3丁目	903番9
	山林 102m ²
同 所	903番10
	山林 56m ²
同 所	903番15
	宅地 213.68m ²

資料7

契 約 書

○○○○○を甲とし、大泉住宅共栄会水道部会を乙とし、下記のとおり契約する。

記

第1条 甲は、大泉住宅共栄会水道部会第3条但書に基いて、別紙物件目録記載の土地及び建物(以下単に本件物件と略称する)の登記につき、その所有名義人となることを承諾する。

第2条 甲は、本件物件の真実の所有権は乙にあることを確認し、本件物件につき占有を主張したり、地上権・質権・抵当権の設定をしたりなど一切の所有権者としての権利を主張することをしない。

第3条 本件物件に賦課される一切の公租公課は、乙において負担する。

第4条 甲が転居・脱会その他の事由により、乙の部会員としての資格を喪失する場合及び第6条規定の期間満了の場合は、乙は直ちに名義変更手続をなし、甲はこれに異議なく協力する。

第5条 本件物件の登記に関する登録税等一切の費用は乙において負担する。

第6条 甲が本契約に基いて、本件物件の名義人となる期間は、本契約に基く登記のなされた日から5年とする。但し期間満了の際、甲乙協議の上更新することが出来る。

後日の為本書2通を作成し、甲乙その1通を所持する。

昭和 年 月 日

甲	印
乙 大泉住宅共栄会水道部会	
右代表者	
委員長	印

物 件 目 錄

東京都練馬区東大泉3丁目903番9

1. 山林 102m²

同所同番10

1. 山林 56m²

同所同番15

1. 宅地 213.68m²

同所同番4

家屋番号541番

1. 木造瓦葺平家建給水ポンプ室1棟

建坪 56.19m²

資料8

専用水道確認書

37 東公設認第3181号

昭和37年6月9日

大泉住宅共栄会水道部
委員長 告木市國

東京都知事
東 菅太郎



大泉住宅共栄会水道部
専用水道の本設工事設計の
確認について

水道法第32条の規定により、昭和37年

6月9日付 第3181号をもつて

申請のあつた専用水道の本設工事の設計は、
水道法第56条の規定に基く施設基準に適合す
るものであることを確認し、同法第33条第
3項により通知する。

資料9

水道部会庶務委員業務内規

昭42.3.1改正

第1条 本規約は大泉住宅共栄会水道部会規約第33条の規定により定める。

第2条 水道部会の庶務業務は同規約第11条による2名の庶務委員が担当する。

第3条 庶務委員は次の業務を行なう。

- (1) 水道部会の印鑑の保管
- (2) 総会、委員会の招集と議事録の作製保管
- (3) 年2回(7月、1月)の定期水道使用実態調査及びその間の移動調査と管理、会計への連絡
- (4) 加入金、承継手数料(買受、借家)、蛇口増設手数料、蛇口代金、蛇口取付手数料の収納手続きに関する事項
- (5) 維持費未納者に対する督促状の発送
- (6) 水道部会用品(管理委員所管のものを除)



〈〉の購買に関する事項

- (7) 水道施設のうち家屋及びその附属施設の管理と台帳の整理保管
- (8) 火災保険の契約（4月、2月）〔保険証書は会計委員保管〕
- (9) 資材備品等の管理と台帳の整理保管
- (10) 廃品の処理に関する事項
- (11) 従業員の身分証明書発行
- (12) 諸官公庁等に対する届出、交渉及びその他の涉外事項
- (13) 会員に対する情報通達等に関する事項
- (14) その他会計委員、管理委員に属さない一切の庶務事項

第4条 前条のうち、(4)及び(6)の処理方法は次の通りとする。

- (4) については、領収書発行の上取納金に取納書を添え会計委員に回付する。
- (6) については、従業員より購買願（品名、数量、価格等明細を記載）を提出させ、その必要を認めたとき、購買願に捺印して会計委員に回付する。

第5条 この内規に定めないものについては、その都度委員会にはかって決める。

資料10**水道部会管理委員業務内規**

昭42.3.1改正

第1条 本内規は大泉住宅共栄会水道部会規約第33条の規定により定める。

第2条 水道部会の管理業務は同規約第11条による2名の管理委員が担当する。

第3条 管理委員は水道技術管理者を監督して次の業務を行なう。

- (1) 水道施設特に諸機械の運転状態の観察保全
- (2) 給水施設の故障発見と迅速なる修復処置
註 給水施設とは水道部用地を出て各家庭に至るまでの施設をいう。
- (3) 断水処置（委員長その他関係委員との連絡、部会員に対する断水理由及び予定期間の予告通報等）
- (4) 水道施設に対する工事の計画立案、施工、

監督、事後の処理

- (5) 水道施設に関する機械、器具、工具、備品等の管理と書類図面の整理保管
- (6) 指定工事店の掌握、業務指導と関係書類の整理保管
- (7) 工事見積書、工事に関する記録の整理保管
- (8) その他水道施設を常に完全な状態におくために必要な一切の管理業務

第4条 前条の(4)の処理は次の要領による。

- (1) 工事施工を必要とするときは、予め委員会の承認を受ける。
この場合原則として、数業者より見積書を密封提出せしめ、これを査定の上委員会にはかって施工業者を指定する。
- 但し、緊急又は軽度の工事は委員長及び関係委員にはかって施工し、後委員会に報告する。
- (2) 工事の施行に立会い、その使用材料及び施工方法について監督する。
- (3) 工事終了後工事店より提出する請求書を見積書と照査検討し、正当と認めたときは捺印の上会計委員に送付する。

第5条 水道施設の維持管理に必要な機械、器具、工具の購入修理の要領は前条に準ずる。

第6条 給水施設に対する工事に関しては別に定める水道部会給水工事内規に従う。

資料11**水道部会会計委員業務内規**

昭42.3.1改正

第1条 本内規は大泉住宅共栄会水道部会規約第33条の規定により定める。

第2条 水道部会の会計業務は同規約第11条による2名の会計委員が担当する。

第3条 会計委員は次の業務を行なう。

- A 委 員
- (1) 銀行預金用印鑑（水道部会委員長の印）の保管
 - (2) 元帳の記帳、各月分試算表の作製と保管、記帳済伝票の保管
 - (3) 蛇口基金の管理

B 委 員

- (1) 金銭の出納、預金の預入れと払戻し、伝票の発行、金銭出納日記帳の記帳と保管
- (2) 銀行預金通帳、電話債券、火災保険証書の保管と利息の処理
- (3) 維持費の集金、各地区別維持費集金台帳及びカードの記帳とその整理保管
- (4) 集金日計表、納品書、請求書、領収書等の整理保管

第4条 会計業務のうち、維持費分担金等の収納方法は次の通りとする。

- (1) 每月の維持費は、従業員の集金した現金とカードとを従業員の納金帳と照合して捺印受領する。〔維持費分担金通常収入〕
- (2) 加入金、承継手数料（買受、借家）、蛇口増設手数料は、従業員の集金した現金と庶務委員発行の納金書とを従業員の集金帳と照合して捺印受領する。〔同上 臨時収入〕
- (3) 蛇口代金、蛇口取扱手数料も(2)に同じ。

〔蛇口基金、雑収入〕

第5条 共栄会収入については随時受領して年度末までに完了する。

第6条 3ヶ月以上の未納維持費その他の未収金については庶務委員に連絡する。

第7条 会計業務のうち、支払の方法は次の通りとする。

- (1) 給料、電力料、電灯料、税金、労災保険料、失業保険料は会計委員限りの処理で支払う。
- (2) 水道施設に関する機械、器具、工具の購入修理等管理委員担当業務に属するものについては、支払請求書に管理委員の認印ある場合に限り支払う。
- (3) (1), (2)以外のものについては、庶務委員の認印ある購買願の回付をまって支払う。
- (4) 次の場合は特に委員長の認可を得た後支払う。

- (イ) 給料の変更があったとき（委員会で決定）
- (ロ) 賞与または謝礼（同）
- (ハ) 3万円以上の支払（但し(イ)の支払を除く）

第8条 金銭の支払は総て領収書と引換えに行なう。但し、委員及び従業員の用務上の交通費の

如きものはこの限りではない。

第9条 会計委員は予算案原案、中間決算書、年度末決算書を作成する。

第10条 会計業務の状況は委員会に報告する。

資料12

ボアホールポンプ（井戸水汲上げ用ポンプ）老朽化のため新規に水中井戸ポンプを発注据付ける件につき御報告

昭和36年 7月21日
大泉住宅共栄会水道部会
委員長 吉本 市
部会員殿
記

去る5月28日総会に於いて御報告承認を得ましたように、本部会の水道施設の機械老朽化による不安定な状態にどのように対処するかという問題並びに料金合理化も考えたメーター制をどのようにするかという問題については、いずれにしても相当な費用を要することであるので第4専門分科委員会を設けて種々検討して参りました。

それと同時に現状をよりよく維持するための機械に対する緊急手当の方法も検討しましたが、もはや一刻も猶予することなく水中ポンプの註文をすべきであるとの結論に到達致しました。

更に種々検討を行った上、7月8日水道部会委員会において最終審議し、委員会全員一致で下の通り決議致しました。

「大泉住宅共栄会水道部会規約第29条（特別経費）の条項を援用して水中ポンプを発注し、万一に備え、幸い故障なく夏をすぎた場合は、11月以降の水使用量の一番少い時期を見はからって現ボアホールポンプを水中ポンプに切換える」

そこで早速その実行手続に移る一方部会員の皆様にも検討結果要旨を御報告致しますから御了解下さるよう御願致します。

検討結果要旨

1. 経費関係

- (イ) 水中ポンプ据付費用（荏原製作所総代理店荏原実業見積り提出）

新規に水中井戸ポンプを発注据付けの件の御報告

1. エバラ 100mm 水中モーターポンプ 1 台
(250mm 井戸用11kW モーター)

750,000円

2. 同付属品及び工事費 355,000円

計1,105,000円

(口) メーター制実施に伴う費用

1 戸当たり工事費共 4,000円

(昭和35年11月東京都水道局給水課調べ)

総戸数 338戸

費用総額 1,352,000円

(註) これは水中ポンプ据付完了後、実際の井戸の能力その他実運転による測定後供給可能水量も検討した上で更に詳しく研究する)

(ハ) 水道部会積立資金

昭和36年7月現在 2,700,000円

(昭和36年3月末決算報告の分より既に支払または支出済のボアホールポンプ修理費、ダブルボリュートポンプ費、および共栄会基金等を差引いたもの)

2. 水道施設機械の現状診断

(註) この項の専門的事項については第四専門分科会委員

A 早稲田大学前理工学部長工博 高木純一氏
川崎製鉄kk工事部長 中山 滋氏

日本国有鉄道技術研究所主任研究員 中山 泰喜氏

B 川崎製鉄kk水道部技術者 宮地市三郎氏
大城 真昭氏

C 荘原実業kk 篠崎 氏 勝田 省三氏

の各氏が実地検討、論理的検討を詳細に行い、Aグループの方々が最終的に提出されたものです。

(1) 特にボアホールポンプの応急修理は急務である。ポンプ運転中の音を聞けば大体分ると思うが、シャフト及びランナー等も摩耗しており(砂の為に)ポンプ効率も非常に落ちている。依ってあとどの位寿命があるか、正確には判断できない。少くとも本年中には完全分解修理が必要であると思う。

交換可能部分のベアリング交換及び予備モーターとの取替えは即時必要である。

しかし、このボアホールポンプは現在一般には殆んど使用されておらず、部品の交換も困難な状態であり、且つ最近の製品に比して機質も劣り、多額の費用をかけ断水を我慢して完全分解修理しても、初期の能力を発揮し長期使用に耐え、会員諸氏に十分な飲料水を供給することは困難と思われる。

(2) 水中ポンプ発註についての妥当性

昨今はボアホールポンプは余り使用せず、水中ポンプが一般に使用されている。

現在のボアホールポンプが運転可能な中に水中ポンプを予備として用意し、ボアホールポンプが故障した時水中ポンプに切り替えるという方法がよい。

一番最良の方法は予算問題は別として、新たに井戸を掘り、水中ポンプを据えつけて運転し、その間現在のボアホールポンプを修理して1台予備とし最悪の場合常に直ぐ対処出来るようにしておくのが最良ではある。がここまで必要なことがあるか、どうかは疑問である。

◇水中ポンプ

現在はこの種の井戸ポンプとしては一般に水中モーターポンプが使用されており、ボアホールポンプに比べて能率、維持、管理等あらゆる点においてすぐれた性能を有している。当部会井戸用として適当と思われる性能のものは250mm 井戸用で11kW II段100mmの水中ポンプを据えつけければポンプの揚程36mで、1200l/min(約1700m³/日)揚水が可能である。

(3) 井戸について

水道施設開設以来の大体の状況

本年2月貯水槽清掃の時の砂排出の状況

昨年、本年の揚水状況並びに砂の量等から判断し、また推定される静水位動水位から考えて井戸としては極めて優秀で現在最高使用水量の倍以上の汲上げに対しても十分能力ありと推定できる。

3. 都水道との関係

昭和36年6月15日練馬公民館において区議会区内町会との合同で都水道局及び東京ガス会社から水道及びガスの供給計画について説明会があり小

西共栄会理事長出席、同氏より詳細報告があつた。その中より水道部会施設維持の見通しにつき関係ある部分を抄録する。

(1) 現況と将来

(1) 都水道の現在給水能力は160万t/日位で昨年夏の需要は平均230万t/日、最大260万t/日で給水能力をはるかに上まわって居り、さらに需要は毎年約20万t/日増している。これに対し給水能力が速急に増強される見通しはない。従って練馬、板橋地区への給水は絶対量不足であつて現在実行中の5ヶ年計画が完成しても2階まで水が上らないという状態が解消できるとはいえない。根本的には利根川水系の開発によるより他ないが現在この計画については何も答えられない。

(2) 5ヶ年計画の中の事業として、主に練馬区の現給水区域に対する給水状況改善のため700戸の本管工事を行っているが、この分岐管が、本住宅区域3条通りを北上し、学園町まで計画されている（これは37年度までに完成する予定のこと）。これにより都水道引き込みの可能性が生れるが、その実現は楽観することはできない。

しかし、これから親メーターをつけて本部会で都水を貯水槽に購入供給することは比較的容易にできそうである。

（小西氏の質問に対する答）（従って新たに井戸を掘り2本の井戸で事故断水に対処する必要はなさそうである。）

(2) 都への移管

当水道施設を適正な価格で都に買収接収して貰う見込みはない。無償寄付の場合にも施設が都の規格に合っているかどうか問題で無条件には都は受け入れない。

(3) 水道料金について

昭和35年度当水道部会総使用水量は13万5千立方メートルで1戸当たり1ヶ月に平均すると34.5立方メートルとなる。

これを7月までの値上げ前の料金計算法で計算すると552円となり、当水道部会1戸当たり平均料金の6割増となり、大変高価である。（夏期値上げ後の料金で計算すると630円とな

る）

(4) 結論として現水道部会で使用している程豊富に都水を供給し得る見通しではなく買収等により都に移管することも今後は少なくとも5年から10年の間では殆んど見込みなく、現水道施設を活用する必要があり、またその方が有利であると考える。

4. 水中ポンプ据付後の見通し

現井戸より汲上げ能力は1日1000立方米以上に達し新規加入、屋外散水も可能となるのではないかと思われるが、これらは実際据付けて運転し諸能力を実測した上でないと判定できない。また保守管理が容易となり機械技術的な面での負担が極めて軽くなる。

以上

付記

貯水槽に汲上げた水を各家庭へ供給するタービンポンプは別にお知らせしましたように1台更新中ですからこれと両方完成すれば揚水、給水共安定し、火災等の際にも消防署の要求する水量水圧で十分給水できるようになります。

なお、この件について御質問のある方は御遠慮なく水道部会委員に御尋ね下さい。

資料13

大泉住宅共栄会水道部会勤務内規

大泉住宅共栄会水道部会

第一章 総 則

（目的）

第1条 この内規は、大泉住宅共栄会水道部会（以下「部会」という）の従業員の就業に関する事項を定めたものである。

第二章 人 事

（採 用）

第2条 部会は、就職を希望する者の中から委員会の選考試験（健康診断を含む）に合格した者を従業員として採用する。

（採用決定者の提出書類）

第3条 従業員に採用された者は、採用後2週間以内に次の書類を提出しなければならない。

1. 戸籍謄本
2. 居住証明書
3. 身元保証書（別紙様式（一））
4. 本人誓約書（別紙様式（二））
5. 健康診断書
6. 最近の写真

前項の提出書類の記載事項に異動があったときは、その都度すみやかに届け出なければならない。

（休職）

第4条 従業員が次の各号の一に該当したときは、休職とする。

1. 業務以外の傷病により欠勤し、2ヵ月を経過してもなおならないとき。
2. その他、特別の事情があって休職させることを委員会が適当と認めたとき

（休職期間）

第5条 前条の規定による休職期間は、6ヵ月を超えないものとする。休職期間中は基準内賃金の5割を支給する。

（復職）

第6条 休職期間満了前に休職事由が消滅したときは直ちに復職させる。ただし、旧職務と異なる職務に配置することがある。

（解雇）

第7条 従業員が次の各号の一に該当する場合は、30日前に予告するか、または平均賃金の30日分を支給して解雇する。

1. 精神または身体の障害により業務に堪えられないと認められる場合。
2. 勤務成績又は能率が不良で就業に適しないと認められた場合。
3. その他、業務上やむを得ない事由がある場合。

（解雇制限）

第8条 前条および第25条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第一号の場合において療養開始後6ヶ月を経過しても傷病がなおらないで、打切補償を支払った場合は、この限りでない。

1. 業務上の負傷または疾病により療養のため休業する期間及びその後30日間。

2. 産前産後の女子が第15条の規定により休業する期間及びその後30日間。

（退職）

第9条 従業員が次の各号の一に該当するに至った時は、その日を退職の日とし、従業員としての身分を失う。

1. 本人の都合により退職を願い出て部会の承認があったとき、または、退職願提出後30日を経過したとき。
2. 死亡したとき。
3. 期間の定めのある雇用者がこの雇用期間を満了したとき。
4. 休職を命ぜられた者が復職させられず休職期間が満了したとき。
5. 満60才に達した年の12月末日。

（退職願）

第10条 従業員が退職しようとする場合は、退職願を提出して、部会の承認を得なければならぬ。

2. 前項の規定により退職願を提出した者は、部会の承認があるまで従前の業務に服さなければならない。ただし、退職願提出後30日を経過した場合は、この限りでない。

第三章 就業時間、休憩、休日および休暇

（就業時間）

第11条 就業時間は、30分間の休憩時間を除き実働8時間とし、始業および終業の時刻は次のとおりとする。

始業 午前8時30分
終業 午後5時

（時間外労働）

第12条 業務の都合により所定時間外に就業させることがある。

（休日）

第13条 従業員の休日は一週一日とし、月間勤務予定書を提出して承認を受くるものとする。

（休日労働）

第14条 業務上必要がある場合には、休日にも出勤を命ずることがある。

（特別休暇）

第15条 従業員が次の各号の一に該当するときは、特別休暇を与える。

1. 本人が結婚するとき 5 日以内。
2. 父母（養親父母を含む），配偶者，子（養子を含む）が死亡したとき， 5 日以内。
3. 祖父母，（配偶者の父母）兄弟姉妹が死亡したとき 3 日以内。
4. 女子従業員が出産するとき，産前産後各 6 週間以内。
5. 生理日の就業が著しく困難な女子従業員が生理のとき， 2 日以内。

イ 特別休暇を請求しようとする者は，事前に届け出なければならない。

ロ 第1項第1号乃至3号及び5号の期間について通常の賃金の支払い，4号の期間は基準内賃金の7割とする。

（欠勤）

第16条 病気その他止むを得ない事由により欠勤する場合は，事前に申し出なければならぬ。この場合において，事前に申し出る余裕のない場合は，事後速やかに届出なければならない。

2. 病気欠勤 7 日以上におよぶときは医師の診断書を提出しなければならない。

第四章 服務心得

（服務心得）

第17条 従業員は次の事項を守らなければならぬ。

1. 職務の権限を超えて専断的なことを行わないこと。
2. 部会の運営を阻害するような言動を行わないこと。
3. 部会の車両，機械，器具その他の備品を大切にし，原材料，燃料その他の消耗品を節約し，丁寧に取り扱いその保管を厳にすること。
4. 業務上，火気および火気を誘導しやすい物品を使用し又は始末するときは細心の注意を払い危険のないように心掛けるとともに火災予防全般に充分留意すること。
5. 許可なく職務以外の目的で部会の設備，車両，機械，器具その他の物品を使用しないこと。
6. 職場の整理，整頓につとめ常に清潔を保つ

ようにすること。

7. 作業を妨害し，または職場の風紀，秩序を乱さないこと。
8. 職務に関し，不当な金品の借用または贈与の利益を受けないこと。
9. 勤務時間中はみだりに職場を離れないこと。
10. 酒気を帯びて就業しないこと。

第五章 賃 金

（賃 金）

第18条 賃金は基本給，技術手当，時間外手当，宿直手当等を以て構成する。基本給及び技術手当を基準内賃金とする。

（昇 級）

第19条 昇給は年一回，技能勤務成績が良好な者について審議し決定する。

（賞 与）

第20条 部会は，毎年6月および12月に従業員の過去6ヶ月間の勤務成績等に応じて賞与を与える。

（退職金）

第21条 従業員が退職する場合は退職金を支給する。

退職金は本人退職時の基準内賃金に勤続年数と退職事由別乗率を相乗して計算する。

退職事由別乗率は次の通り

1. 定年退職，部会の都合による退職，業務上の死亡は

3年未満	0
3年以上5年未満	0.8
5年以上10年未満	1.0
10年以上20年未満	1.2
20年以上30年未満	1.5
30年以上	2.0

2. 病気，休職満了時退職，業務外死亡は

3年未満	0
3年～5年未満	0.6
5年～10年未満	0.8
10年～20年未満	1.0
20年～30年未満	1.3
30年以上	1.5

3. 自己都合による退職は

3年未満	0
3年～5年未満	0.5
5年～10年未満	0.7
10年～15年未満	0.8
15年～20年未満	0.9
20年以上	1.0

4. 事故退職は原則として退職金は支給しない。

(慶弔見舞金)

第22条 従業員の慶弔には、それぞれ祝金又は香料を支給する。

結 婚	2,000円
子供出産	500円
本人の死亡	3,000円以上
妻の死亡	3,000円
子供、本人の父母死亡	1,000円

第七章 表彰、制裁

(表 彰)

第23条 従業員が次の各号の一に該当する場合は、その都度審査の上表彰する。

1. 災害を未然に防止し、または災害の際に特に功労のあった場合。
 2. 業務上有益な発明、改良又は工夫、考案のあった場合。
 3. 10年以上無事故で継続勤務した場合。
 4. 前各号に準ずる善行又は功労があると認められる場合。
- イ 前項の表彰は、賞状のほか賞品または賞金を授与してこれを行う。

(制 裁)

第24条 従業員が次の各号の一に該当するときは、次条の規定により制裁を行う。

1. 重要な経歴を偽りその他不正手段によって採用されたとき。
2. 許可なく在職のまま他人に雇用されたとき。
3. 出勤常ならず業務に熱心でないとき。
4. 部会の名誉、信用をきずつけたとき。
5. 第17条の服務心得その他本規則の定めに違反するとき。
6. 前各号に準ずる不都合な行為をしたとき。

(制裁の種類、程度)

第25条 制裁はその情状を審議し次の区分に従つて行う。

1. 戒 告 注意を与え、将来を戒める。
2. 講 責 始末書をとり戒める。
3. 減 紹 本給一ヶ月分の十分の一の範囲内で行う。
4. 出勤停止 7日以内出勤を停止し、その期間中の賃金は支払わない。
5. 懲戒解雇 予告期間を設けることなく、即時に解雇する。この場合、予告手当を支給しない。

第八章 雜 則

(健康診断)

第26条 従業員には、採用の際および毎年一回6月から8月までの間に健康診断を行う。

(火災予防)

第27条 従業員は消防具、救急品の備付場所並びにその使用方法を知得しておかなければならない。

イ 火災その他非常災害の発生を発見し、またはその危険があることを知ったときは、臨機の処置をとるとともに直ちにその旨を委員に連絡しその被害を最小限に止めるよう努めなければならない。

(各種の保険加入)

第28条 従業員は労災保険、失業保険、国民健康保険に加入しその掛金実額の半額を部会において負担する。

(損害賠償)

第29条 従業員が故意または過失によって部会に損害を与えたときは、その全部または一部を賠償せざることがある。ただし、これによって第24条の制裁をまぬがれるものではない。

(勤務内規改正)

第30条 本内規は委員会の議を経て改正することができる。

付 則

1. 臨時雇用者に対しては第21条、第22条及び第28条の規定を除き本勤務内規を適用する。
2. この規則は、昭和37年2月11日から施行する。

資料14

大泉住宅共栄会水道部会 給水工事内規

1. 大泉住宅共栄会水道部会及び同部会員の給水工事を行なう業者資格は原則として東京都水道工事店の資格を有する工事店とする。
2. 水道部会及び部会員より工事依頼を受けようとする工事店は本内規了解の上要求に応じ見積書を提出しなければならない。
3. 工事に使用する資材はすべて日本工業規格による検定合格品とし、使用管口径等については当部会の規定に従うこと。
4. 工事施工の際は必ず当部会水道管理技術者の立合を必要とする。
5. 工事を完了したときは、しゅん工図を提出し所定の検査を受けなければならない。(図面は平面図と立面図とを作成し原図及び焼付けたものを二葉提出する。尚この図面にはその余白に本管よりの引用場所、申込者氏名、指定工事店住所氏名及び使用材料一品名、口径、数量その他一を記入する)「平面図は縮尺100分の1とする」
6. 給水工事完了後1ヶ年以内の故障は保障責任

を負うこと。

7. 当水道部会施設の緊急工事は如何なる状況下に於ても優先施行実施のこと。
8. 水道部会と工事店との間に工事施工契約成立したときは工事の程度に応じ契約書をとりかわすものとする。
9. 設計変更は原則として行わないが止むを得ない事情を生じた場合は水道管理委員に連絡すること。
10. しゅん工検査終了後は埋戻し工事を施し原形に復すること。
11. 工事のため当部会の諸施設に損害を与えた場合、又は契約違反の場合工事店はその損害の全額補填の責を負うこと。
12. 工事に関する代金の支払は契約時に定める。
13. 本内規以外の問題はその都度定める。
14. 部会員より工事の依頼を受けた工事店は施工に先立ち部会員に工事申請書提出、承認の有無を確め、設計図、施工計画書及び既設配管図等を水道部会に提出し、その承認を得なければならない。
15. 本内規中第1～7項は水道部会及び部会員共通の第8～13項は水道部会の、第14項は部会員の工事に関し適用するものとする。

資料15

昭和36年度会計決算報告

自 昭和36年4月1日
至 昭和37年3月31日

大泉住宅共栄会水道部会

固 定 資 産

1. 井戸(8時 77m)	1本	9. 脳 水 潟(有效容積 約200立方メートル)	1基
2. ポアホールポンプ(10馬力モーター付) 全上予備 10馬力モーター	1台	10. 給水配管(エタニットパイプ)	約4,500m
3. タービンポンプ(25馬力モーター付)	1台	11. 立管式消火栓	{ 水道部会設置 共栄会より無償移管 1基
4. Wポリュート多段ポンプ 全上用 25馬力モーター	1台	12. 土地 山 林	1畝18歩
5. タービンポンプ(モーター無シ)使用不能	1台	13. 逃 物	64坪6合4匁
6. コンプレッサー(1馬力モーター付)	1台	14. 物 量 (1)	25坪
7. 鉄製圧力タンク	1基	15. 物 量 (2)	7.5坪
8. 配電盤	1式		1.5坪

貸 借 対 照 表

昭和37年3月31日現在

借 方	金 額	貸 方	金 額
現 金	0	未 払 金	1,717
普通預金	1,156,551	水道施設引当金	2,259,380
通知預金	1,500,000	繰越剩余金	371,632
未 収 入 金	8,300	当期剩余金	196,422
仮 払 金	4,000		
有 価 証 券	150,000		
電話加入権	10,300		
合 計	2,829,151	合 計	2,829,151

注1. この他に蛇口右岸 41個 14,280あり
注2. 繰越剩余金説明
35年度共栄会剩余金(3,017,847)中 水道施設引当金元当 2,871,632
繰越剩余金 2,500,000
差引繰越剩余金 371,632
注3. 水道施設引当金説明
則首水道施設引当金 吉湖対立金 2,500,000
+ 2,000,000
2,700,000
Wポリュート多段ポンプ 406,400
立管式消火栓 - { 34,220 }
水道施設引当金 2,259,380

収 支 計 算 表

自 昭和36年4月1日
至 昭和37年3月31日

支出の部	予 算	金 額	収入の部	予 算	金 額
電 力 料	320,000	379,252	維持費分担金	1,380,000	1,378,810
瓦 灰 料	10,000	10,195	手数料等雑収	20,000	172,775
人 件 費	400,000	382,400	受取利息	90,000	72,117
機械用消耗品	50,000	20,832			
修 繕 費	230,000	197,020			
会 議 費	20,000	10,749			
諸税・手数料	40,000	25,020			
火災・保険料	5,000	5,750			
旅費・通信費	25,000	45,334			
事務用品費	40,000	43,052			
雜 費	40,000	54,086			
専門委員会費	30,000	53,590			
予 備 費	80,000				
積立金	200,000	200,000			
小 計	1,490,000	1,427,280	小 計	1,490,000	1,623,702
当期剩余金		196,422			
合 計	1,490,000	1,625,702	合 計	1,490,000	1,623,702

46. 3. 31 現在

昭和 45 年度 決算報告書第 1

(1) 収支決算書

自 45. 4. 1 至 46. 3. 31

支出の部	年間予算	当期決算	収入の部	年間予算	当期決算
施設管理費	1,470,000	1,321,034	維持費分担金	3,760,000	4,676,800
電力料	630,000	582,174	通常収入	3,450,000	3,566,800
施設修繕費	700,000	701,160	臨時収入	310,000	1,110,000
建物修繕費	50,000	21,910	新規加入金	200,000	80,000
器具工具目	10,000	9,820	純新規加入金	60,000	1,22,000
消耗品費	30,000	7,970	手数料収入	50,000	18,800
賃料	50,000	50,000	共粢会収入	18,000	18,000
水道料	10,000	7,800	受取利息	70,000	254,549
光熱費	30,000	23,296	雜収入	5,000	5,200
人件費	1,700,000	1,699,870	前年度より繰越金	1,510,637	1,510,637
事務費	150,000	74,337			
福利厚生費	30,000	30,498			
火災保険料	15,000	15,090			
税金	20,000	16,015			
雑費	150,000	45,335			
退職手当積立金	150,000	150,000			
予備金	290,000	214,000			
水道料預当積立	1,510,637	1,510,637			
当期剰余金	1,519,274	5,525,637			
合計	5,525,637	6,627,186			

当期剰余金 1,519,274 円は次期へ繰越す。

借入金	金額	貸方	金額	在庫	46. 3. 31 現在
普通預金	1,039,094	水道施設引当金	2,258,817		
定期預金	3,604,427	退職手当積立金	950,000		
電話代金	0	販売収益	50,000		
電気料金	10,300	当期剰余金	1,519,274		
託児口在庫品代金	2,4270	合計	4,678,091		4,678,091

摘要	在庫	在庫	内訳	金額	46. 3. 31 現在
在庫	貯	貯			2,4270
自在栓	栓	栓			1,3230
脚長	脚	脚			1,1040
残金(ヘセ会計)	金	金			2,5730
計					50,000

(4) 水道施設引当金明細

摘要	年月日	借方	貸方	残高
期首現状	高	45. 4. 1		2,214,270
本般がンア販管工事(三園)		45.10.12	1,150,000	2,214,270
剝水弁三個(奥山管材)		45.12.25		
ボンブ修理(三協工業)		"	45.0,000	
ギガルトジョイント(奥山管材)		"	126,000	
排水修理(小池製造工場所)		46. 1. 25	1,5750	
給水管接頭ブルア工事(本協)		"	6,500	
苗代ジョント二輪(奥山)		46. 2. 5	351,000	
配管取替工事(小池製造工場所)		46. 2. 25	2,640	
エースジョイント(小泉管材)		"	9,500	
本管被損修繕(本協)		"	2,0,600	
副水井工事(本協工場)		27,500		
前年既剰余金を水道施設引当金を繰入れ		46. 3. 31		1,510,637
計				2,258,817
				1,466,090
				3,724,907

昭和45年現在

昭和45年度決算報告書第2

(5) 施設管理費の主な使途

摘要	要	年月日	金額
道路・管修理工事所	小池製作工場所	45.4.25	18,700
止水栓・管取替	本機工業所	6.25	7,600
制水弁・その他	奥山管特機器	7.24	5,9,520
雨水排放・溜水工事	本機・小池	*	213,900
止水栓・管取替	本機工業所	8.25	9,8,800
同上	同上	9.25	2,6,500
同上	同上	10.24	15,200
エースジョイント	奥山管特機器	*	1,0,140
送水管・燃取替	小山電気社	*	18,000
貯水槽・管取替	本機工業所	10.28	3,0,700
止水栓・管取替修理	同上	11.26	18,2,400
水管及引込管修理	同上	*	19,700
計			701,160

(8) 施設の明細

1	土地	山林4.8坪	宅地64.6坪	
2	建物	本館鉄物25.5坪	旅館室1.5坪	
3	井戸	物置2棟9坪		1
4	給水配管	塗8時	深さ77米	1
5	配管器具	径25.0cm	桿さ125米	1
6	立管式消火栓	約4,500m		1
7	制水弁	新設2個(7.5t) 取替5個(7.5t 3個, 100t 2個)	33	
8	地下防水槽	約300m ³		1
9	鉛製カタシク	圧力計及流量計付		1
コーンブレッサー	1台モーター付			1
1.0	配管盤	(1) 水中モーターポンプ用2台(11K.. 1 22K..) (2) 送水泵ポンプ用1台(1.9K)	2	374万
1.1	エバラ水中文モーターポンプ(11KW)圧力計及水位計付			1
同上	同上防錆スモレンスキーチキ弁			1
エバラ水中文モーターポンプ(11KW)予備				1
1.2	片吸込渦巻ポンプ(1.5KW原芝モーター付, 12.5t)			1
同上	同上防錆スモレンスキーチキ弁			1
1.3	電解式除菌器			1
1.4	片吸込渦巻ポンプ(1.5KW三瀬モーター付, 12.5t)			1
1.5	リコ一時計100tウナルマシン型給水器			1
1.6	太三機工印射孔機(板型)			1
1.7	万生織 1.9間(其の他の既設)			43年

(7) 退職手当積立金明細

摘要	現 在	46.3.31現在
株主借入金	大泉支店	6,044,27
三和銀行	大泉支店	1,000,000
三和銀行	大泉支店	1,000,000
三和銀行	大泉支店	1,000,000
合 计		3,604,427

以上

(7) 退職手当積立金明細

摘要	現 在	46.3.31現在
期初	高 金	700,000
当期積立	高 金	150,000
合 计		850,000

昭和五五年度決算報告書(案)

(1) 収支決算書(単位:円)

収入の部		予算		決算		勘定科目		支出の部		清算	
前年度繰越金	1,298,232	1,298,232	1,298,232	1,298,232	1,298,232	施設管理費	4,650,000	電力料	(4,650,000)	4,763,464	
維持分担金	(8,210,000)	(8,283,880)	(8,283,880)	(8,283,880)	(8,283,880)	施設修繕費	(2,500,000)	施設修繕費	(2,500,000)	(2,317,759)	
通常収入	(8,000,000)	(7,890,880)	(7,890,880)	(7,890,880)	(7,890,880)	建物その他 修理費	(800,000)	建物その他 修理費	(800,000)	(797,685)	
臨時収入	[210,000]	[393,000]	[393,000]	[393,000]	[393,000]	ポンプ整備費	(1,200,000)	ポンプ整備費	(1,200,000)	(1,648,020)	
科 (1)新規加入	[80,000]	[240,000]	[240,000]	[240,000]	[240,000]	人件費	(150,000)	人件費	(150,000)	(0)	
目 (2)継続加入	[50,000]	[40,000]	[40,000]	[40,000]	[40,000]	固定資産税	113,000	固定資産税	113,000	150,000	
料 (3)手数料	80,000									150,000	164,830
共栄会収入	300,000					火災保険料	440,000	火災保険料	440,000	22,000	24,740
受取利息	100,000					水質検査料	256,725	水質検査料	256,725	20,000	0
雜 収 入	78,000					福利厚生費	111,921	福利厚生費	111,921	100,000	87,200
						事務所費		事務所費		150,000	141,460
						雜 費		雜 費		100,000	(含被字號 戸籍)
						予備費		予備費		194,232	—
						水道施設引当金		水道施設引当金		800,000	500,000
						退職手当引当金		退職手当引当金		100,000	100,000
						当期余剰金		当期余剰金			202,164
合 计	9,986,232	10,200,759	10,200,759	10,200,759	10,200,759		△	△	△	△	△

自 55.4.1 至 56.3.31

の 部		支 出 の 部			
算	決 算	勘定科目	予 算	決 算	算
298,232	1,298,232	施設管理費	4,650,000	4,763,464	
(210,000)	(8283,880)	電 力 料	(2,500,000)	(2,317,759)	
(100,000)	(7,890,880)	施設修理費	(800,000)	(797,685)	
(210,000)	[393,000]	建物その他 耗	(1,200,000)	(1,648,020)	
(80,000)	[240,000]	ポンツ整備費	(150,000)	(0)	
50,000	[40,000]	人 件 費	3,700,000	3,749,000	
80,000	113,000	固定資産税	150,000	164,830	
100,000	440,000	火 災 保 险 料	22,000	24,740	
100,000	256,725	水 質 檢 查 料	20,000	0	
178,000	111,921	福 利 厚 生 費	100,000	87,200	
		事 務 所 費	150,000	141,460	
		雜 費	100,000	(含被字體、戸籍)	
		予 備 費	194,232	—	
		水道施設引当金	800,000	500,000	
		退職手当引当金	100,000	100,000	
		当 期 余 剰 金			202,164
86,232	10,200,759				200,000

自 55.4.1 至 56.3.31

資産の部		負債の部			
勘定科目	金額	勘定科目	金額		
定期預金	4,348,327	水道施設引当金	5,100,000		
普通預金	2,149,485	退職手当引当金	1,200,000		
手元金	4,352	当期余剰金	202,164		
合計	6,502,164	合計	6,502,164		

(3) 水道施設引当金明細					
科目	収入	支出	残高	科目	収入
前年度繰越高	4,600,000	—	4,600,000		
本年度引当金	500,000	—	500,000		
合計	5,100,000		5,100,000		

(4) 退職手当引当金明細					
科目	収入	支出	残高	科目	収入
前年度繰越高	1,100,000	—	1,100,000		
本年度引当金	100,000	—	100,000		
合計	1,200,000		1,200,000		

水道施設引当金及び退職手当金の合計 600,000 円を引当後の当期余剰金 202,164 円を次年度繙越金として処理します。

昭和55年度決算報告書(案)

(5) 施設の明細

1 土地 宅地 64.64坪, 山林 48坪	実測 30年	16 2号井戸水中ポンプ付設スモレンスキーチャッキバルブ	1ヶ
2 建物 本部建物25.5坪, 減築室1.5坪, 物置2棟9坪		17 2号井戸用水中ポンプ 22kW (オーバーホール済予備)	1ヶ 4.5年
3 万年辨 19間 その他	1式 43年	18 電解式塩素滅菌器 (電解槽及び濾流器)	1式 38年 46年
4 電話	1ヶ 35年	19 穿孔機	1ヶ 42年
5 1号井戸 径 200mm 深さ 77m	1ヶ	20 非常用搬送給水タンク (1.5 m ³)	2ヶ 47年
6 2号井戸 径 250mm 深さ 125m	1ヶ 43年	21 複数送水ポンプ並列自動運転送水装置	1式 53年
7 地下貯水槽 約 200 m ³	1ヶ	内訳 3.7 kW 水中ポンプ	3ヶ
8 給水管 約 4,270m	1式	スイングチャッキ弁	3ヶ
9 配管泥吐弁	1ヶ 37年	D T型圧力タンク	1ヶ
10 制水弁	38ヶ 48年	流量計, 接点圧力計, 圧力発信器	各1ヶ
11 立管式消火栓	3ヶ 36年	全自動給水ポンプ制御盤	1ヶ
12 井戸ポンプ用配電盤 11kW及び22kW 各1ヶ	2ヶ 37年 43年	監視盤	1ヶ
13 1号井戸水中ポンプ 11kW, 圧力計, 水位計付	1ヶ 37年	22 消火用ホースおよび筒先	1式 53年
14 全上 付設スモレンスキーチャッキバルブ	1ヶ	23 板写機	1ヶ 56年
15 2号井戸水中ポンプ 22kW	1ヶ 49年	24 金属製戸棚	1ヶ 56年

註1. 上表1.土地及び2.建物の所有者は大京住宅共栄会水道部会にありますか、所有名義人は次の7氏であります。

1区：西尾光雄, 2区：西尾誠一郎, 4区：高木純一, 5区：中山泰吾, 6区：伴 五紀, 7区：伴 尾立和雄, 8区：福田信之。

上記の通り決算報告いたします。

昭和56年3月31日

委員長 中 広柳 喜司
会計常任委員 春谷 錠
監事 新伊三郎
監査 谷藤敏夫

監査の結果相違なきことを証明します。

昭和56年4月12日

資料18

歴代委員会名簿

(昭和35年までは共栄会委員
(昭和36年以後は水道部会委員)

年 度	正 副 委 員 長	委 員				監 査
昭 和 25	(正)宮野 正年② (副)末村甚之助④ (副)足立 和雄⑦	増渕 恒吉① (会)福島 正③ 小川 龍太① 新居 文雄③ 岸 松太郎② (会)田中 悅貳⑤ 倉屋 利助② 久世 寛信⑤	吉田 和夫⑤ 中田彌四郎⑥ 和田 宇一⑥ 野田 敏⑦	小川 龍太① 倉屋 利助②		
26	(正)宮野 正年② (副)末村甚之助④ (副)足立 和雄⑦	増渕 恒吉① (会)福島 正③ 小川 龍太① 新居 文雄③ 岸 松太郎② (会)田中 悅貳⑤ 倉屋 利助② 久世 寛信⑤	吉田 和夫⑤ 中田彌四郎⑥ 和田 宇一⑥ 野田 敏⑦	小川 龍太① 倉屋 利助②		
27	(正)宮野 正年② (副)末村甚之助④ (副)足立 和雄⑦	増渕 恒吉① (会)福島 正③ 小川 龍太① 新居 文雄③ 岸 松太郎② (会)田中 悅貳⑤ 倉屋 利助② 久世 寛信⑤	吉田 和夫⑤ 中田彌四郎⑥ 和田 宇一⑥ 野田 敏⑦	小川 龍太① 倉屋 利助②		
28	(正)宮野 正年② (副)末村甚之助④ (副)足立 和雄⑦	増渕 恒吉① (会)福島 正③ 小川 龍太① 新居 文雄③ 岸 松太郎② (会)田中 悅貳⑤ 倉屋 利助② 久世 寛信⑤	吉田 和夫⑤ 中田彌四郎⑥ 和田 宇一⑥ 野田 敏⑦	小川 龍太① 倉屋 利助②		
29	(正)宮野 正年② (副)末村甚之助④	土屋 周作① 福島 正③ 小川 龍太① 高木 十郎③ 小西 勇雄② 稲村 峰吉⑤ 倉屋 利助② 谷川 清⑤	田中 悅貳⑤ 和田 宇一⑥ 中田彌四郎⑥ 高田 五郎⑦			
30	(正)宮野 正年② (副)末村甚之助④	土屋 周作① 稲村 峰吉⑤ 藤平 定市① 坪井須術男⑤ 小西 勇雄② 田中 悅貳⑤ 高木 十郎③ 和田 宇一⑥	中田彌四郎⑥ 高田 五郎⑦ 宮本 憲次⑧			
31	(正)宮野 正年② (副)末村甚之助④	土屋 周作① 高木 十郎③ 藤平 定市① 稲村 峰吉⑤ 中村 広② 田中 悅貳⑤ 鈴木 茂助② 田島幸太郎⑤	御立順一郎⑥ 小川信五郎⑥ 神藤 重正⑦ 宮本 憲次⑧			
32	(正)宮野 正年② (副)末村甚之助④	土屋 周作① 松橋源太郎④ 佐藤 武雄① 渡辺 康一④ 鈴木 茂助② 村田不二夫⑤ 中村 広② 田中 悅貳⑤ 檜田 亀治② 中村 勇⑤ 高木 十郎③ 御立順一郎⑥	小川信五郎⑥ 神藤 重正⑦ 増田龍一郎⑧ 村井和三郎⑧			
33	(正)宮野 正年② (副)土屋 周作① (副)末村甚之助④	行本 隆① 寺崎 清吾③ 佐藤 武雄① 松橋源太郎④ 檜田 亀治② 渡辺 康一④ 中村 広② 村田不二夫⑤ (会)高木 十郎③ (会)田中 悅貳⑤	春日 貞⑤ 和田 義臣⑥ 池田 元栄⑦ 小管 安定⑧ 村井和三郎⑧	鈴木 茂助② 御立順一郎⑥		

歴代委員会名簿

87

年 度	正 副 委 員 長	委 員			監 査
34	(正)宮野 正年② (副)末村甚之助④ (副)土屋 周作①	篠塚 芳衛① 行本 隆① 鈴木 茂助② 永井 益伝② 宇佐見一夫② 大岩 正仲③ 高木 十郎③ 寺崎 清吾③	松橋源太郎④ 渡辺 康一④ 手島 茂④ 村田不二夫⑤ 石山 弘⑤ 田中 悅貳⑤ 北井すみ江⑤ 御立順一郎⑥	滝尾 達也⑥ 和田 義臣⑥ 池田 元栄⑦ 藍原作右衛門⑦ 吉竹 光雄⑧ 佐々木義人⑧	
35 前 期	(正)末村甚之助④	山崎 次郎① 篠塚 芳衛① 鈴木 茂助② 久我 豊雄② 浜谷 秀三② 高木 十郎③ 小林 利央③ 伊藤 一②	青木 太郎④ 松橋源太郎④ 渡辺 康一④ 村田不二夫⑤ 田中 悅貳⑤ 内田 久松⑤ 北井すみ江⑤ 御立順一郎⑥	内海 忠⑥ 生田目常夫⑥ 小川 八郎⑦ 中山 滋⑦ 福田 信之⑧ 吉竹 光雄⑧	
35 後 期	(正)小林 利央③ (副)山崎 次郎① (副)中山 滋⑦	篠塚 芳衛① 久我 豊雄② 浜谷 秀三② 伊藤 一③ 松橋源太郎④	青木 太郎④ 内田 久松⑤ 村田不二夫⑤ (会)北井すみ江⑤ 生田目常夫⑥	小川 八郎⑦ (会)福田 信之⑧ 吉竹 光雄⑧	渡辺 康一④ 内田 久松⑤
36	(正)吉本 市① (副)石川 信⑤	(会)今井王子郎① 小西 勇雄② (管)大須賀瑛司② (庶)山崎 義雄③ 秋田謙次郎③	渡辺志津子④ 松橋源太郎④ 内田 久松⑤ 山口 武治⑥ (庶)寺本 直彦⑥	大栗 道雄⑦ 池田 元栄⑦ 篠田 八郎⑦ (会)板橋 清吉⑧ (管)石田 秋吉⑧	西尾 光雄① 宇山 利雄③
37	(正)高木 純一④ (副)西尾驥一郎②	今井王子郎① (会)小西 勇雄② (庶)山崎 義雄③ (庶)青柳 恵道③ 渡辺志津子④	石川 信⑤ 管野 廣志⑤ 山口 武治⑥ (管)西島田鶴子⑥ 柴田 英一⑦	鈴木 憲示⑦ (会)金本源之助⑧ 板橋 清吉⑧	吉本 市① 谷岡 亮一④
38	(正)浦野 定躬⑤ (副)金本源之助⑧	清水 重正① 大場 修吉① (会)西尾驥一郎② 静間 勝之② 児玉 正男③	(庶)青柳 富次③ 井出 玉江④ (管)高木 純一④ (庶)杉山 讓一⑤ (管)石川 育男⑥	西島 武⑥ 鈴木 憲示⑦ 藤野 寛⑦ (会)西村 和泰⑧	今井王子郎① 柳 春雄④
39	(正)奈良 一也④ (副)静間 勝之②	大場 修吉① 松本 岩吉① (庶)山本 英十② 児玉 正男③ (会)山岡 隆一③	井出 玉江④ (庶)浦野 定躬⑤ 斎藤 道彦⑤ 松田 岩男⑥ (管)石川 育男⑥	藤野 寛⑦ 浜野井辰蔵⑦ (会)西村 和泰⑧ (管)山田 保雄⑧	高木 純一④ 金本源之助⑧
40	(正)柳 春雄④ (副)奈良 一也④	松本 岩吉① 塩野倉之助① (庶)山本 英十②	橋爪安之助③ (会)山岡 隆一③ (管)高石 数人⑤	浜野井辰蔵⑦ 杉山 直人⑦ (管)山田 保雄⑧	浦野 定躬⑤ 縣 康⑦

年 度	正 副 委 員 長	委 員	監 査	
		(会)鈴木 七緒② 齊藤 彦一③ (庶)鎌倉 武富⑥	松田 岩雄⑥ 西村 邦彦⑧	
41	(正)柳 春雄④ (副)諫訪 住雄②	(会)行本 隆① (管)鈴木 誠④ 塩野倉之助① (管)高石 数人⑤ (会)鈴木 七緒② 橋爪安之助③ (庶)鎌倉 武富⑥ (庶)加藤 肇③ 太田甚五郎⑤ 大里 忠⑥	加藤 喜義⑦ 杉山 直人⑦ 大久保紀江⑧ 成塚 清次⑧	小西 勇雄② 奈良 一也④
42	(正)諫訪 住雄② (副)金山喜八郎③	(会)行本 隆① (管)鈴木 誠④ 末村 輿二① 浜谷 秀三② 太田甚五郎⑤ (庶)浅島 兵治③ (会)皆川 栄二⑥ 紺野 七郎④ (庶)大里 忠⑥	(管)鈴木 誠④ 太田甚五郎⑤ 大貫 太郎⑤ (会)皆川 栄二⑥ 成塚 清次⑧	加藤 喜義⑦ 今井 晋二⑦ 樺尾 繁⑧ 吉本 市① 柳 春雄④
43	(正)金山喜八郎③ (副)杉山 甚一①	(管)鈴木 大典② 末村 輿二① 中村 薫② 大貫 太郎⑤ (庶)浅島 兵治③ (会)皆川 栄二⑥ 紺野 七郎④ 浅見寅次郎⑥	(会)二俣 順一④ 森田 虎雄⑤ (会)皆川 栄二⑥ (庶)武内 清次⑧	今井 晋二⑦ 糸 平二⑦ (会)樺尾 繁⑧ 諫訪 住雄② 鈴木 七緒②
44	(正)杉山 甚一① (副)藤平 定市①	(管)鈴木 大典② 久我 豊雄② 平野 重雄③ (庶)早崎謙次郎③ (会)寺本 直彦⑥ 日下喜一郎④	(会)二俣 順一④ 森田 虎雄⑤ (管)貫井 良一⑤ (庶)武内 清次⑧ (会)寺本 直彦⑥ 浅見寅次郎⑥	糸 平二⑦ 池田 元栄⑦ (庶)武内 清次⑧ 小川 岩雄⑧ 行本 隆① 金山源之助⑧
45	(正)藤平 定市① (副)早崎謙次郎③	(会)柴 孝明① 久我 豊雄② (庶)染田屋謙相② 平野 重雄③ 日下喜一郎④	説田 長彦④ (管)遠山正一郎⑦ (管)貫井 良一⑤ 黒田 武雄⑤ (会)寺本 直彦⑥ 川口 哲弥⑥	(管)遠山正一郎⑦ 池田 元栄⑦ (庶)小川 岩雄⑧ (庶)小川 八郎⑦ (管)遠山正一郎⑦ 片田 始⑧ 杉山甚之助①
46	(正)早崎謙次郎③ (副)松田 倉三⑧	(会)柴 孝明① 早川 政人① (庶)染田屋謙相② 大野 実雄② (会)井出 俊雄③	説田 長彦④ 太田 隆三④ (管)加藤 圭典⑤ 黒田 武雄⑤ 川口 哲弥⑥	根本 義雄⑥ (庶)小川 八郎⑦ (管)遠山正一郎⑦ 片田 始⑧ 藤平 定市①
47	(正)松田 倉三⑧ (副)新谷 三郎②	早川 政人① 平岩 新吾① 大野 実雄② (会)田中 重信③ 井口 武治③	(会)太田 隆三④ 赤松 綾子④ (管)大西 一男⑤ (管)加藤 圭典⑤ 根本 義雄⑥	岡本 政市⑥ (庶)小川 八郎⑦ (庶)笹岡 国雄⑦ 青山 忠司⑧ 早崎謙次郎③ 柳 春雄④
48	(正)新谷 三郎② (副)野沢勝三郎④	平岩 新吾① 野村 九① (管)井上 正夫② (会)田中 重信③ (会)井原 正治③	赤松 綾子④ (管)大西 一男⑤ 宇佐見英治⑤ (庶)高橋 幸⑥ 岡本 政市⑥	(庶)小林 一男⑦ 青山 忠司⑧ 吉竹 光雄⑧ (常)柳 春雄④ 松田 倉三⑧ 柳 春雄④

歴代委員会名簿

89

年 度	正 副 委 員 長	委 員	監 査
49	(正)野沢勝三郎④ (副)青山博次郎②	(会)土屋那志子① 飯塚武三助④ 野村 九① (管)田中 悅貳⑤ (管)井上 正夫② 宇佐見英治⑤ (会)井原 正治③ (庶)高橋 章⑥ (庶)寺崎 清吾③ 谷 幸馬⑥ (常)柳 春雄④	小林 一男⑦ 植原 昭一⑦ 吉竹 光雄⑧ 佐々木義人⑧ 新谷 三郎② 田中 重信③
50	(正)青山博次郎② (副)高木 純一④	(会)土屋那志子① 飯塚武之助④ (会)小島 亮次① (管)田中 悅貳⑤ 松原 久三② (管)小池昌四郎⑤ (庶)寺崎 清吾③ 谷 幸馬⑥ 大岩 健夫③ 皆川 栄二⑥ (常)柳 春雄④	(庶)今村 要三⑦ 植原 昭一⑦ 宮島 文枝⑧ 佐々木義人⑧ 野沢勝三郎④ 井原 正治③
51	(正)高木 純一④ (副)吉本 市①	(会)小島 亮次① 長満 郁郎④ 松原 久三② (管)小池昌四郎⑤ (管)鈴木小四郎② 近藤 しづ⑤ (庶)綿貫 哲夫③ 皆川 栄二⑥ 大岩 健夫③ 相沢 邦彦⑥ (常)柳 春雄④	(会)中山 滋⑦ (庶)今村 要三⑦ 宮島 文枝⑧ 水野 健⑧ 野沢勝三郎④ 土屋那志子①
52	(正)吉本 市① (副)奈良 一也④	竹内 辰二① 長満 郁郎④ (会)中山 滋⑦ (管)鈴木小四郎② (管)松本 清⑤ (庶)村井 和郎⑧ 平川 勝章② (会)善積 武三⑥ 水野 健⑧ (庶)綿貫 哲夫③ 相沢 邦彦⑥ (常)柳 春雄④ 根津 準一③ 柴田 英一⑦	高木 純一④ 小島 亮次①
53	(正)奈良 一也④ (副)新谷 三郎②	竹内 辰二① (会)池野 勝雄④ 柴田 英一⑦ 増渕 恒吉① (管)松本 清⑤ 安藤 三男⑦ 平川 勝章② (管)北井 実⑤ (庶)村井 和郎⑧ (庶)伊藤 敏夫③ 榎本 照久⑥ 山崎 英子⑧ 根津 準一③ (会)善積 武三⑥ (常)柳 春雄④	吉本 市① 中山 滋⑦
54	(正)新谷 三郎② (副)金山喜八郎③	増渕 恒吉① 鈴木 誠④ (会)広瀬 誠司⑦ 男沢 淳① (管)北川 実⑤ 安藤 三男⑦ (庶)塩入小弥太② 大島 慶喜⑤ 山崎 英子⑧ (庶)伊藤 敏夫③ (管)石川 育男⑥ 小池 一道⑧ (会)池野 勝雄④ 榎本 照久⑥ (常)柳 春雄④	奈良 一也④ 善積 武三⑥
55	(正)中山 泰喜⑤ (副)金山喜八郎③	(庶)男沢 淳① (会)池野 勝雄④ (庶)縣 康⑦ 清水 加代① 鈴木 誠④ (会)広瀬 誠司⑦ (管)山本 英十② 大島 慶喜⑤ 小池 一通⑧ 久我 豊雄③ (管)石川 育男⑥ 福田 信之⑧ 神谷 武夫③ 山田 長年⑥ (常)柳 春雄④	新谷 三郎② 伊藤 敏夫③
56	(正)中山 泰喜⑤ (副)長東 重雄③	清水 加代① (会)池野 勝雄④ (庶)縣 康⑦ 斎藤 信枝① 二俣 順一④ (会)足立 和雄⑦ (管)山本 英十② 日下部キイ⑤ 福田 信之⑧ (管)西本 正② (庶)御立順一郎⑥ 西 利昭⑧ 神谷 武夫③ 山田 長年⑥ (常)柳 春雄④	金山喜八郎③ 広瀬 誠司⑦

大泉住宅共栄会水道部会 年表

年 月 日	事 項	参 考
16~ 7 . .	宅地造成、第1次建設（陸軍予科士官学校職員住宅協会施工） 1号井掘削、貯水槽・小屋等建設、配水管埋設	16・夏 陸予士校朝霞移転
17, 6~7 . .	第1次入居、年末に給水開始 ボアホールポンプ（10馬力）で揚水、タービンポンプ（10馬力）で送水	20.8.15 終戦の玉音放送
22. 11. 20	所有権確認請求訴訟の提起を決議（資料1 提訴日不明）	20~21年 日本復興住宅協会が家主となる
24. 3. 29	和解の仮契約成立、水道施設譲渡の約束（資料2）	
25. 11. 21	大泉住宅共栄会規約制定 11.1より施行 委員会（委員長宮野正年）発足、日本復興住宅協会から委託された水道の運営を11月から担当	
26. 4. 15	大泉水道使用規定（料金表を含む）委員会決定	
27. 8. 31	25.11.1~27.8.31 の収支決算書、27年度予算書（委員会決定）を通報	26.9.8 対日平和条約調印
29. 6. 30	会計係島外次から会計委員に会計引継、以後全会計を委員会にて処理、毎年決算報告書配布（以下記載省略）	28.2.1 NHKテレビ放送開始
12. 12	使用規定改正、料金値上 買受転入は3年分を基金として納入と蛇口増は手数料1000円毎月料金20円を新設	
19	共栄会規約改正、即日施行 準会員制、委譲を期しその準備と手続、協会との絶縁、経費の会員負担等を明記	
30. 3. 19	料金改正案を通知、賛否調査（賛232、否47）4月より実施 新加入の加入金、基本料金と施設による加算料金制採用	
4. .	都庁へ報告書（施設内容、収支状況等）提出	
5. 23	水道施設取得、水道場の土地・家屋を宮野正年名義で登記	
24	第3区を分割して第8区を新設	
6. .	水道場の土地実測	
6. 18	水道小屋増築の収支報告（収入は加入助成金、工事は4月に着工、途中追加工事をし、ほぼ56年現在の和室部分を増築）	32.1.29 南極昭和基地誕生
7. 25	節水の呼びかけ、ポンプの能力を超えた水の心配ありと通知	
11. 5	改正料金決定（9月改正案通知、賛否調査）	32.8.27 東海村原子炉点火
32.5~10. .	大修理 5月予備ボアホールポンプ修理 6月ポンプ交換、自動スイッチ取付、25馬力モーター巻替 8月コンプレッサー修理 10月流量計取付	32.10.4 人工衛星スパートニク 1号打上げ
10. .	この頃から小委員会を構成	
33. 1. .	物置小屋（別棟7.5坪）新築	
6. 1	共栄会規約改正、即日施行（資料3）	33年頃から 地区内道路の簡易舗装
8. .	水道使用の現況調査の年2回施行を決定、第1回（申告）開始	
34. 2. 19	太鼓小屋（別棟1.5坪）上棟	
4. 26	大泉住宅共栄会総会（初回、議長宮野委員長）	34.4.10 皇太子ご結婚式
6. 6	共栄信用金庫へ100万円を出資したことを報告	
6~8. .	強制節水 6~7月はバルブを2~3分に縮め 7~8月はその上に時間給水を行う	
10. 17	宮野委員長辞意表明（慰留）	

大泉住宅共栄会水道部会年表

35.	3.	26	土屋副委員長辞表提出	
	4.	8	規約改正案（顧問制導入）を示し賛否調査（否決不成立）	
	5.	11	役員交替 新委員長末村甚之助、副委員長の人選を委員長一任	
	6.	8	田利、吉本両氏から総会開催の要求あり 6月中に聞く旨通知	
	6.	26	大泉住宅共栄会臨時総会（議長 早崎謙次郎）	
			・財産登記名儀人を現委員長に変更という執行部提案を否決	
			・会員提案の臨時会計監査委員と規約改正委員の設置を可決	
	8.	5	役員交替 新委員長小林利央他副委員長、会計委員、監査委員を選出	
	11.	27	大泉住宅共栄会臨時総会（議長 足立和雄）	
			・大泉住宅共栄会規約改正、同水道部会規約制定 即日発効	
36.	5.	28	大泉住宅共栄会・同水道部会合同総会（議長 高木純一）	
			・水道部会の発足分離と資産の分割を承認（資料5）	
			第1回水道部会定期総会（議長 高木純一）	
			〔以後水道部会の定期総会は毎年開かれている 記載省略〕	
	6.	・	諸料金規定制定 施行	
	6.	9	オーヤラックスによる塩素滅菌開始	
	7.	21	水中モーターポンプの採用決定と将来展望等を通知（資料12）	
		26	新1号送水ポンプ（ダブルボリュート、19kW）据付	
7～	・		諸内規（庶務、会計、管理、従業員、水道工事）を制定施行	
37.	2.	26	土地・家屋の登記名儀人の変更（資料6）	
	4.	9	専用水道の布設工事設計の確認 第3181号（資料8）	
	4.	25	1号井水中モーターポンプ（11kW）据付開始 27日運転	
	7.	11	都営住宅団地建設工事場へ給水の配管	
	10.	15	泥吐弁工事	
38.	1.	24	滅菌室（別棟1.5坪）建築	
39.	2.	4	電解式塩素滅菌装置設置	
40.	4.	・	この年度から蛇口基金（47年度まで）と退職手当積立金（後の退職手当引当金）の制度発足	
	6.	・	コンプレッサー自動化、送水ポンプの配電盤改修	
	8.	・	新2号送水ポンプ（片吸込渦巻15kW）据付	
41.	3.	25	NHK来所取材（優良な例として）	
	5.	・	従業員後藤辰之助水道管理技術者資格取得	
	7.	13	1号井水中モーターポンプ更新（旧ポンプはオーバーホール）	
42.	3.	1	会計その他の諸内規改正（資料9、10、11）	
	5.	・	部会総会において、2号井掘削調査を決定 6.24検討会	
	6.	12	1号井の水位回復調査（地下水脈調べの一部）	
	8.	・	1号送水ポンプ更新（片吸込渦巻15kWに）	
43.	3.	・	練馬税務所々員來所会計帳簿監査	
	5.	・	料金改正（全体的値上と共に從量的傾向を加味）	
	8.	6	2号井掘削作業開始 11.30完工	
			12.1 1号井用旧ポンプにより揚水試運転	
45.	2.	22	理設配管実地調査 同年7月増強工事完了	
	8.	・	2号井用水中モーターポンプ（22kW）購入設置	
46.	6.	・	1号井をテレビカメラにより調査	
	6.	・	送水ポンプ配電盤改修	
	8.	・	塩素滅菌装置改修	
47.	7.	・	コンプレッサー自動化	
	8.	・	料金の銀行による自動支払を同意者に対し実施	

36. 4. 12

初の宇宙有人飛行（ボストーク1号）

36年

都営住宅団地（共栄会北隣）建設始まる

37年末

3条通りに都水道管埋設工事

38. 11. 24

ケネディ暗殺事件の宇宙中継放送

39. 10. 1

新幹線営業開始

39. 10. 10～24

東京オリンピック

41年

桜並木通都水道工事

42年

地区内ガス管工事

36～43の7年間の消費者物価上昇は47%

43年

地区内都水道工事

44. 7. 20

アポロ月面着陸

46年

地区内都下水道工事

46. 6. 17

沖縄返還協定調印

大泉住宅共栄会水道部会年表

48.	4.	・	夜間警報装置を貫井氏宅に設置、宿直制廃止	48年
5.	・		料金改正（基本料金値上） 会計担当常任委員制度発足	都水道当地区給水
49.	5.	・	料金改正（基本料金値上）	オイルショック
6.	・		コンプレッサー更新	
10.	・		2号井水中モーターポンプ更新（新ポンプも22kW、旧ポンプはオーバーホール）	
51.	5.	・	料金改正（加入金と基本料金値上）	51. 1. 31
53.	3.	12	水道部会臨時総会（議長 小西勇雄） ・送水装置の全自動化（加圧タンクを使わず）を承認	五つ子（山下さん）誕生
	5.	25	全自动運転送水装置の設置工事開始 6.29水中渦巻ポンプ（3台使用のシステム）据付 7.8試運転 7.26完工	51年 ロッキー事件
12.	12		弁天池への給水契約を練馬区公園課と結ぶ	53. 5. 20 成田空港開港
54.	7.	6	旧送水設備（加圧タンク、モーター等）撤去	
55.	3.	29	練馬区のディーゼル発電機を水道用地内に設置 4.30その管理を受託	
4.	17		区の防災井戸に指定	
8.	13		水道場北側の土留・堤の改修完工	
56.	6.	・	料金改正	
56.	11.	・	次亜塩素酸ナトリウム生成装置（塩素滅菌用）設置	

あとがき

大泉住宅共栄会・水道部会という小さな地域社会の共同活動の中で共用の水道を維持するというほんの一部に関する歴史であるから、たいしたことではないと考えていたが、とりかかってみると、その作業が意外に困難かつ膨大であることを思い知らされたのである。約450世帯への生活用水の供給事業であるが、それは、その世帯の人々の健康や生活の根本に関係するものなのである。今振り返って見て国や地方自治体の監督をうけながら、会員の納得のいくよう、そしてその水を飲んでいる我々を含めて多くの方々がこの価値ある水道を維持していこうとして、苦労を重ねながら極めて広範な問題を処理してきたものだなあ！と感嘆せざるを得ない。

編集委員に当たったのは、それぞれある時期に委員や委員長などの仕事をした人達であるが、自分の関係した期間以外については、どう運営処理されていたのかわからず、また自分が関係したことでも、すでに忘れてしまったことが多く、一つの歴史としてまとめるには、まず資料の整理、史実の掘り起こしから始めなければならなかった。

昭和17年から現在まで約40年のうち、戦中戦後の資料はほとんどなく、その後35年頃からのものは段ボールに十数箱あったが、すべて整理されないままになっていた。板橋委員の献身的な努力によって、それらの資料は整理され、水道事務所に新しく備えられた書棚に収められて、今後大切に保管され、部会員の方々にも見て頂けることになった。

また藤原・寺本両委員は、これらの資料の中から年度ごとの全委員名を調べ、あるいは会計の金額などを正確に拾い出すなど、気骨の折れる仕事を担当遂行された。このような基本作業の上に立って、各委員は分担した領域についての内容を何とかまとめ、相互に読み合わせを行い、矛盾や重複を整理したのであるが、なお記述に精粗の差があったり、若干の重複の残ったりしていることを許して頂きたい。この過程で各委員とも初めて水道部会の組織やはたらきの全貌がわかったというのが実感であった。

資料の少なかった時期のことについても、住宅買取りなど関連資料から年代や事実が、ほぼ確実に推定され、これに当時からお住いで、現在も健在の方々

の記憶をもとに、かなり正確に記述できたと思う。また資料の多い時代は、内容の分類・整理に苦心し、多少重なっても、いくつかの観点から歴史の流れがみられるようにと、章をわけて編集した。

実際、水を井戸から汲み上げて送るという仕事である以上、そのハードウェア（井戸も含めた機械類）と、ソフトウェア（組織や業務・会計等）はつねに密接に関連しているので、全く分離することはできないし、この両者の整合に努力してきた我々地域社会の人々の協力の貴重な歴史とみて頂ければ有難い。

そしてこの“他にかえ難いよい水”的水道を今後もながく、子供・孫の代まで気持よく有効に維持していくため、少しでも役立ち、今後委員・役員になられる方々にも参考になれば、この部会史出版のため多額の支出を承認して頂いた全部会員の方々の期待に応えることができ、編集委員の喜びこれにすぎるものはない。

今後とも、家へ帰って蛇口をひねると「ああ大泉の水はいつもうまい」といえる状態が永く続くことが、委員一同の心からの願いである。

昭和57年3月

大泉共栄会水道部会史編集委員会

委員長 高木純一

副委員長 吉本 市

委員	石川 信	板橋清吉	小西勇雄
	新谷三郎	寺本民子	中山泰喜
	奈良一也	藤原祐子	

◎高木純一

水道部会のあゆみ

昭和57年3月31日発行

編集委員長 高木 純一

発行者 〒177 東京都練馬区東大泉3丁目38-13

大泉住宅共栄会水道部会

電話 (03) 922-5460

委員長 中山 泰喜

印刷所 〒160 東京都新宿区百人町2丁目18番15号
パレスマンション 101号

株式会社 精機通信社

